

「金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令」

附則第 37 条に定められる提出書類

内閣府令附則第 37 条 第 1 号

項 目	添 付 書 類 名
・ 法附則第 26 条第 2 項の申込みの理由書	・ 株式等の引受け等に係る申込みの理由書

## 株式等の引受け等に係る申込みの理由書

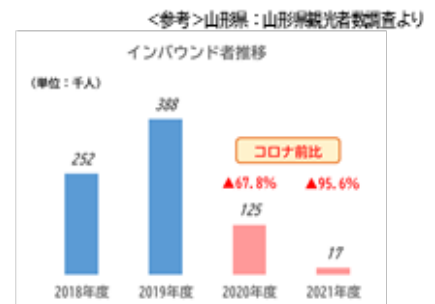
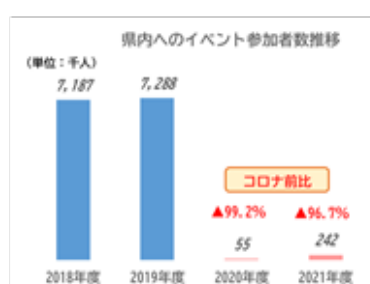
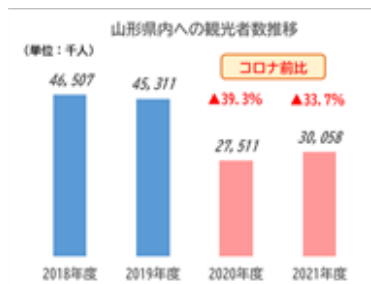
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社じもとホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 隆  
山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社きらやか銀行  
代表取締役頭取 川越 浩司

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則26条2項に基づく株式等の引受け等に係る申込みの理由は以下のとおりであります。

## 記

## 1. 新型コロナウイルス感染症等による影響

## (1) 山形県内経済への影響



2020年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界的な問題となりました。日本全国においても新型コロナウイルス感染症による影響が拡大するなかで、きらやか銀行の主要な営業エリアである山形県内におきましても、緊急事態宣言やまん延防止措置の発出による不要不急の外出自粛要請、事業者への時短営業要請等の感染防止対策が実施されてまいりました。

しかしながら緊急事態宣言の発令等に伴い、観光施設の休業やイベントの中止、入場制限等により、本県への観光者数の大幅な減少が見られたことから、県内の温泉旅館業や観光サービス業の事業への影響が大きくなっております。また、外国人観光客の入国制限等の影響もあり、山形県内への外国人旅行者受入数についても大幅に減少しております。

新型コロナウイルス感染症が感染法上の「5類感染症」へと見直しとなり、様々な規制や感染対策が緩和されていくことにより、県内経済の回復が期待されております。一方で、これまでの3年間で、当行の取引先を含めた事業者への影響は大きく、新型コロナウイルス感染症による影響は今後も継続していくものと見ております。

## (2) きらやか銀行の取引先への影響 (2023年3月末)

感染拡大直後におきましては、多くの取引先に売上高減少の影響が出ていました。特に、感染防止対策や緊急事態宣言の発令等による影響が大きい宿泊業、飲食業、生活関連サービス業の減少幅が大きくなっていました。これまでの地域の経済・産業活動の縮小傾向による影響に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な経営環境悪化に繋がった取引先も多くあります。

直近では、感染拡大が小康状態となり、規制緩和や感染対策が見直されるなかで、売上高が前年比増加するなど、取引先の業況には回復傾向が見られます。しかしながら、感染拡大前の水準まで回復している業種がある一方で、特に影響の大きかった飲食業や宿泊業については、依然として厳しい影響が残っております。

きらやか銀行取引先の業種別における売上高の変動率は以下の通りとなっております

●当行取引先の業種別売上高変動率

	取引先数	2021/3期	2022/3期	2023/3期	2023/3期対 2020/3期比
		前年比	前年比	前年比	
建設業	1,817	-1.9%	-1.1%	2.9%	-0.2%
農業・林業	162	0.8%	4.2%	6.5%	11.9%
不動産業	1,522	-5.1%	6.5%	6.5%	7.6%
製造業	952	-3.8%	-2.7%	7.6%	0.7%
小売業	816	-3.3%	-1.9%	4.6%	-0.7%
卸売業	454	-3.8%	0.3%	4.9%	1.3%
運輸業、郵便業	197	1.5%	-4.4%	4.4%	1.4%
医療・福祉	317	3.8%	0.1%	3.1%	7.1%
飲食業	416	-6.1%	-14.0%	6.2%	-14.4%
宿泊業	113	-6.7%	-23.2%	13.0%	-19.0%
生活関連サービス業	278	-6.6%	-6.4%	3.1%	-9.9%
学術研究等サービス業	327	2.0%	6.5%	8.2%	17.6%
その他のサービス	478	-3.3%	-2.6%	7.3%	1.1%
その他	188	3.0%	-4.3%	3.9%	2.4%
総計	8,037	-2.4%	-1.5%	4.9%	0.8%

今後につきましては、個人消費の回復などで緩やかに上向き見込みがある一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による下振れリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

きらやか銀行は、取引先がウィズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくため、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな設備資金対応や、抜本的な事業再生支援など、今まで以上に様々な支援を行っていく方針です。そして、このことが地域社会の期待に応え、地域金融機関としての使命を果たすことに繋がると考えております。

## 2. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況

### (1) 新規融資の対応状況

きらやか銀行は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況のなか、取引先への本業支援の取組みにより、コロナ禍以降 2023 年 3 月末までの新型コロナウイルス感染症等に関連した新規融資は 3,806 件・956 億 34 百万円と、積極的に対応してまいりました。

【新型コロナ影響先への新規融資対応】

(単位：件、百万円)

		2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期	累計
新規融資対応	件数	40	3,245	325	196	3,806
	金額	906	84,911	6,221	3,595	95,634
うち、プロパー融資	件数	12	75	4	2	93
	金額	384	8,166	252	50	8,853
うち、保証協会制度融資	件数	28	3,170	321	194	3,713
	金額	522	76,744	5,969	3,545	86,781

各自治体では、融資先の金利負担を軽減する利子補給制度による「実質ゼロ金利」の制度融資があり、2023 年 3 月末現在での実行累計は 3,083 件・739 億 67 百万円と積極的に活用しております。また、制度で対応できる金額を超える資金ニーズには、当行のプロパー融資で対応するなど、取引先が

必要としている資金ニーズに対応しております。

## (2) 条件変更の対応状況

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して以降、2023年3月末までの貸出先に対する貸出条件変更等の件数・金額は以下のとおりとなっております。

【新型コロナ影響先への条件変更】

(単位：件、百万円)

		2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期	累計
条件変更対応	件数	28	372	122	139	661
	金額	3,716	13,021	3,489	2,816	23,042

感染拡大直後の2021年3月期は、372件・130億21百万円と大幅に増加していましたが、直近では、新型コロナウイルスによる影響が沈静化に進む中で、減少傾向となっております。しかしながら、「実質ゼロ金利」の制度融資の返済が始まることなどにより、取引先の資金繰り支援のニーズは高まることが予想されることから、今後も継続して取引先の現況や変化を十分把握し、条件変更等の支援も取組んでまいります。

## 3. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等としての株式等の引受け等に係る申込み

東日本大震災発生から12年が経過し、グループの営業エリアである山形県、宮城県及び国内経済も緩やかな回復基調が続いておりましたが、世界的なパンデミックである新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が複数回発出されるとともに、これに伴う外出自粛要請や休業要請、時短要請、イベント開催制限等が行われ、各事業者はその対応に追われてきました。

この約3年間、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた事業者に対して、新規融資をはじめ、既往債務の条件変更で最大限柔軟に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応して参りました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、事業者への影響は長期化が懸念されるなか、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が業績を回復するためには依然として長期間を見通す必要があります。特に中小企業の事業者を取り巻く経済環境は非常に厳しいものがありますが、地元経済を支え、活性化させ、今後も中小企業の事業者を中心に、長期にわたって支援していくためには地域金融機関の役割が必要不可欠であると考えております。

きらやか銀行は、今後も主要営業基盤である山形県を中心とした営業エリアの経済の活性化を図るため、自己資本をあらかじめ増強することにより、今まで以上にリスクテイクを行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を長期間支援していくために、積極的かつ円滑な資金供給機能を積極的に発揮していきたいと考えております。

今般、さらなる金融機能の強化を図ることを目的に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第26条第2項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等として、株式等の引受け等に係る申し込みを申請するものです。



## 内閣府令附則第37条 第2号

項 目	添 付 書 類 名
1. 貸借対照表等 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	・貸借対象表等 1. 株式会社じもとホールディングス (1) 連結 ① 第11期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表 ② 第11期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書 2. 株式会社きらやか銀行 (1) 単体 ① 第175期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表 ② 第175期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書 (2) 連結 ① 第175期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表 ② 第175期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書
2. 自己資本比率を記載した書面 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	・自己資本比率を記載した書面 1. 株式会社じもとホールディングス (連結)自己資本比率の状況(2023年3月末) 2. 株式会社きらやか銀行 ①(単体)自己資本比率の状況(2023年3月末) ②(連結)連結自己資本比率の状況(2023年3月末)
3. 最終の株主資本等変動計算書	・株主資本等変動計算書 1. 株式会社じもとホールディングス (連結)第11期末 連結株主資本等変動計算書 2. 株式会社きらやか銀行 ①(単体)第175期末 株主資本等変動計算書 ②(連結)第175期末 連結株主資本等変動計算書
4. 最近の日計表	・最近の日計表 総勘定元帳(2023年7月31日現在)
5. その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	・その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類 1. 株式会社じもとホールディングス 四半期報告書(第12期第1四半期) 2. 株式会社きらやか銀行 ① 第176期第1四半期末(2023年6月30日現在) 貸借対照表 ② 第176期第1四半期末(2023年4月1日から2023年6月30日まで) 損益計算書

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 銭 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 銭 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 価 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	2,581,541
その他の有形固定資産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ ェ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
その他の無形固定資産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	77,730
資産の部合計	2,659,272	負債及び純資産の部合計	2,659,272

第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,435
資 金 運 用 収 益	23,556	
貸 出 金 利 息	22,030	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2	
預 け 金 利 息	295	
そ の 他 の 受 入 利 息	24	
役 務 取 引 等 収 益	6,693	
そ の 他 業 務 収 益	1,560	
そ の 他 経 常 収 益	5,623	
償 却 債 権 取 立 益	39	
株 式 等 売 却 益	402	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181	
経 常 費 用		41,733
資 金 調 達 費 用	233	
預 金 利 息	145	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	29	
役 務 取 引 等 費 用	3,532	
そ の 他 業 務 費 用	1,418	
営 業 経 費	22,348	
そ の 他 経 常 費 用	14,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424	
経 常 損 失		4,297
特 別 利 益		36
固 定 資 産 処 分 益	9	
そ の 他 の 特 別 利 益	26	
特 別 損 失		546
固 定 資 産 処 分 損 失	99	
減 損 損 失	447	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418	
法 人 税 等 調 整 額	1,850	
法 人 税 等 合 計		2,269
当 期 純 損 失		7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		7,082

第175期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	125,690	預 金	1,273,029
現 金	30,302	当 座 預 金	59,228
預 け 金	95,387	普 通 預 金	741,495
有 価 証 券	220,864	貯 蓄 預 金	1,626
地 方 債	7,237	通 知 預 金	7,874
社 債	41,014	定 期 預 金	448,592
株 式	6,449	定 期 積 金	11,672
そ の 他 の 証 券	166,163	そ の 他 の 預 金	2,540
貸 出 金	981,875	譲 渡 性 預 金	4,093
割 引 手 形	5,361	借 用 金	20,700
手 形 貸 付	31,979	借 入 金	20,700
証 書 貸 付	841,136	そ の 他 負 債	9,613
当 座 貸 越	103,397	未 決 済 為 替 借	337
外 国 為 替	299	未 払 法 人 税 等	195
外 国 他 店 預 け	299	未 払 費 用	951
そ の 他 資 産	17,570	前 受 収 益	476
未 決 済 為 替 貸	173	従 業 員 預 り 金	311
前 払 費 用	0	給 付 補 填 備 金	0
未 収 収 益	800	資 産 除 去 債 務	114
リ ー ス 投 資 資 産	4,710	そ の 他 の 負 債	7,225
そ の 他 の 資 産	11,886	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,444	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,272	繰 延 税 金 負 債	260
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	722		
無 形 固 定 資 産	664	負 債 の 部 合 計	1,314,573
ソ フ ト ウ ェ ア	498	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	165	資 本 金	24,200
前 払 年 金 費 用	4,289	資 本 剰 余 金	30,599
支 払 承 諾 見 返	5,137	資 本 準 備 金	24,200
貸 倒 引 当 金	△ 14,099	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,399
		利 益 剰 余 金	892
		そ の 他 利 益 剰 余 金	892
		繰 越 利 益 剰 余 金	892
		株 主 資 本 合 計	55,691
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,592
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 14,528
		純 資 産 の 部 合 計	41,163
資 産 の 部 合 計	1,355,736	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,355,736

第175期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		17,400
資 金 運 用 収 益	12,252	
貸 出 金 利 息	11,395	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	721	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,414	
受 入 為 替 手 数 料	798	
そ の 他 の 役 務 収 益	2,616	
そ の 他 業 務 収 益	1,450	
外 国 為 替 売 買 益	80	
国 債 等 債 券 売 却 益	0	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,370	
そ の 他 経 常 収 益	283	
償 却 債 権 取 立 益	35	
株 式 等 売 却 益	126	
そ の 他 の 経 常 収 益	120	
経 常 費 用		23,322
資 金 調 達 費 用	96	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 0	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,400	
支 払 為 替 手 数 料	236	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,164	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
国 債 等 債 券 償 還 損	20	
そ の 他 の 業 務 費 用	1,192	
営 業 経 費	11,784	
そ の 他 経 常 費 用	8,828	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,228	
貸 出 金 償 却	261	
株 式 等 償 却	3	
そ の 他 の 経 常 費 用	335	
経 常 損 失		5,921

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 引 前 当 期 純 損 失		<u>6,380</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25	
法 人 税 等 調 整 額	1,928	
法 人 税 等 合 計		<u>1,954</u>
当 期 純 損 失		<u>8,334</u>

第175期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	125,831	預 金	1,272,127
有 価 証 券	217,071	譲 渡 性 預 金	4,093
貸 出 金	979,679	借 用 金	28,809
外 国 為 替	299	そ の 他 負 債	11,778
リース債権及びリース投資資産	12,483	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
そ の 他 資 産	20,635	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,472	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,256	繰 延 税 金 負 債	74
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
その他の有形固定資産	765	負債の部合計	1,323,865
無 形 固 定 資 産	751	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	579	資 本 金	24,200
その他の無形固定資産	171	資 本 剰 余 金	29,398
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,116	利 益 剰 余 金	1,671
繰 延 税 金 資 産	162	株 主 資 本 合 計	55,269
支 払 承 諾 見 返	5,137	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,587
貸 倒 引 当 金	△ 14,785	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 983
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 15,506
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	39,990
資産の部合計	1,363,855	負債及び純資産の部合計	1,363,855



(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,700
資 金 運 用 収 益	12,189	
貸 出 金 利 息	11,451	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	602	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,811	
そ の 他 業 務 収 益	1,458	
そ の 他 経 常 収 益	5,241	
償 却 債 権 取 立 益	35	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,205	
経 常 費 用		28,589
資 金 調 達 費 用	154	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	7	
役 務 取 引 等 費 用	1,483	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
営 業 経 費	12,381	
そ の 他 経 常 費 用	13,356	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,210	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,146	
経 常 損 失		5,888
特 別 利 益		26
収 用 補 償 金	26	
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		6,320
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31	
法 人 税 等 調 整 額	1,966	
法 人 税 等 合 計		1,998
当 期 純 損 失		8,318
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		8,322

じもとホールディングス

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

連結自己資本比率  
総括表（国内基準）

（単位：円、％）

項目	当期末		【参考】前期末（2022年3月末）	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	106,339,537,280		113,752,081,303	
うち、資本金及び資本剰余金の額	87,629,779,467		87,629,805,714	
うち、利益剰余金の額	19,042,200,648		26,554,353,495	
うち、自己株式の額（△）	92,000,515		86,565,726	
うち、社外流出予定額（△）	240,442,320		345,512,180	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△1,045,297,198		△541,821,158	
うち、為替換算調整勘定	0		0	
うち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	△1,045,297,198		△541,821,158	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	0		0	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,218,864,791		6,358,495,232	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,218,864,791		6,358,495,232	
うち、適格引当金コア資本算入額	0		0	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199,506,849		430,264,469	
非支配株主持分のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第3項及び第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22,708,203		45,180,398	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	111,735,319,925		120,044,200,244	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	902,274,305	0	644,756,908	0
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	0	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	902,274,305	0	644,756,908	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	53,947,546	495,270,801	459,417,937
適格引当金不足額	0	0	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278,763,420	0	1,421,718,412	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
退職給付に係る資産の額	2,579,214,312	0	2,623,806,143	0
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	316	0	4,592	0

## じもとホールディングス

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	0	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,760,252,353		5,185,556,856	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	106,975,067,572		114,858,643,388	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,334,638,845,716		1,351,883,208,229	
資産（オン・バランス）項目	1,328,918,262,752		1,344,198,702,692	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,433,485,525		4,780,716,320	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	0		0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第4項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	4,433,485,525		4,780,716,320	
オフ・バランス取引等項目	5,533,263,000		7,495,291,983	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	176,828,700		176,194,874	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	10,491,264		13,018,680	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	58,378,282,650		57,013,291,412	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0		0	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,393,017,128,366		1,408,896,499,641	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	7.67%		8.15%	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行持株会社が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」に規定する別紙様式第12号（注）に従うものとする。

## じもとホールディングス

3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第8条第6項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行を子会社とする銀行持株会社にあつては以下の左表の数値について、特定取引勘定設置行を子会社とする銀行持株会社にあつては以下の右表の数値について記載すること。  
ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

区分	当期末残高	区分	当期末残高
商品有価証券		特定取引資産	
売付商品債券		特定取引負債	
計(A)		計(A)	
総資産(B)		総資産(B)	
比率(A/B)	%	比率(A/B)	%

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：円)
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3)
7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。
10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
11. 採用する企業会計の基準に関する記載に関する記載：(日本基準を採用=1、指定国際会計基準を採用=2、修正国際基準を採用=3、米国会計基準を採用=4)
12. 特定企業会計基準等適用法人等についても、採用する企業会計の基準によらず、本様式を使用すること。  
ただし、本様式中に記載すべき事項について、採用する企業会計の基準で使用する項目等を読み替えて記載している事項等があれば、その内容について欄外に注記すること。
13. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

106,975,067,572

1

0

0

1

1

### 【当期末に係る補記】

※総所要自己資本額 (リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) ×4%)  
= 55,720,685,134 ← 決算説明資料、ディスクロ等で使用

検印

係印

# 自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	55,691		63,815	
うち、資本金及び資本剰余金の額	54,799		54,799	
うち、利益剰余金の額	892		9,218	
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)			201	
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,396		4,000	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,396		4,000	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199		430	
コア資本に係る基礎項目の額 … (イ)	60,287		68,246	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	462		288	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	462		288	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			277	
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278		1,421	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額	2,983		2,794	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				

# 自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 …（ロ）	4,723		4,782	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（（イ）－（ロ））…（ハ）	55,564		63,464	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	694,077		721,143	
資産（オン・バランス）項目	689,624		714,987	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,433		4,780	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外の該当するものの額	4,433		4,780	
オフ・バランス取引等項目	4,306		5,997	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	146		158	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	30,939		32,533	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の合計額 …（ニ）	725,016		753,677	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.66383		8.42064	

コア業務粗利益×15%	2,475
-------------	-------

# 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	55,269		63,382	
うち、資本金及び資本剰余金の額	53,598		53,598	
うち、利益剰余金の額	1,671		9,985	
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)			201	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 983		△ 581	
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	△ 983		△ 581	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,465		4,076	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,465		4,076	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199		430	
少数株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22		45	
コア資本に係る基礎項目の額 … (イ)	58,974		67,353	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	522		298	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	522		298	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			388	
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278		1,421	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額	2,167		2,213	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				



# 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに 関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに 関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 …（ロ）	3,969		4,321	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（（イ）－（ロ））…（ハ）	55,005		63,031	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	702,604		729,720	
資産（オン・バランス）項目	698,151		723,564	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の 合計額	4,433		4,780	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示 附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・ アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定 資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの を除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示 附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・ アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金 資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示 附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・ アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付 に係る資産に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則 第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセット の額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を 控除した額				
うち、上記以外の該当するものの額	4,433		4,780	
オフ・バランス取引等項目	4,306		5,997	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	146		158	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ア セットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た 額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	31,291		32,879	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の合計額 …（ニ）	733,896		762,600	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.49501		8.26539	

コア業務粗利益×15％	2,503
-------------	-------

第11期

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

第175期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金		評価・換算差 額等合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,218	9,218	64,017	△ 10,739	3,274	△ 7,465	56,552
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△ 201	△ 201	△ 201				△ 201
当 期 純 損 失 ( △ )					△ 8,334	△ 8,334	△ 8,334				△ 8,334
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					209	209	209				209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 7,062
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 8,325	△ 8,325	△ 8,325	△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 15,388
当 期 末 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	892	892	55,691	△ 17,592	3,064	△ 14,528	41,163

第175期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	24,200	29,398	9,985	63,584	△ 10,733	3,274	△ 581	△ 8,040	225	55,769
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△ 201	△ 201						△ 201
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 8,322	△ 8,322						△ 8,322
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			209	209						209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 7,464
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 8,314	△ 8,314	△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 15,779
当 期 末 残 高	24,200	29,398	1,671	55,269	△ 17,587	3,064	△ 983	△ 15,506	227	39,990

店番号	店名
999	全店計

## 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

ページ 1

勘定区分名： 資産

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
現金預け金	202818186909	213434062601	115832700987	総合口座当座貸越	434823840	389885209	1610040943
現金	64728427948	65595739683	18117174726	貸越専用カードローン	997772793	1181451801	8950404419
現金	2550533716789	2551401028524	18117174726	普通預金貸越	53158246	56317130	87560797
(通貨)	28433676541	29048836506	12436326725	融資当座貸越	27098747557	28009926647	77268805464
(手形・小切手)	1905457716	2096602062	880245410	外国為替	783613109	1084219734	0
(機械式通貨)	27140366914	27238031245	4698914268	外国他店預け	783613109	1084219734	0
(現送金)	7248926777	7212269870	101688323	外国他店預け	783613109	1084219734	0
預け金	138089758961	147838322918	97715526261	リース投資資産	22225545	89605287	4525281238
日本銀行当座預け金	136414166788	146096151097	96563429841	リース投資資産	22225545	89605287	4525281238
当座預け金	806859874	668423040	280896072	リース投資資産	22225545	89605287	4525281238
普通預け金	637540299	858133781	564395740	その他資産	417112470540	417207662232	16610542320
定期預け金	0	0	1350000	未決済為替貸	131121099054	131121099054	0
郵貯預け金	231192000	215615000	305454608	未決済為替貸	131121099054	131121099054	0
有価証券	90362768	490175800	237250040690	前払費用	0	0	0
地方債	0	30128200	7250523253	未経過雑費・雑損	0	0	0
地方債	0	30128200	7250523253	未収収益	0	0	0
社債	90000000	428294200	40669549826	未収手形貸付利息	0	0	0
公社公団債	0	116335000	22624890802	未収一般証書貸付利息	0	0	0
政府保証債	0	0	199816325	未収一般当座貸越利息	0	0	0
事業債	90000000	3118959200	17844842699	未収貸越専用カードローン利息	0	0	0
株式	0	0	6226527526	未収融資当座貸越利息	0	0	0
上場株式	0	0	633108824	未収商業手形割引料	0	0	0
非上場株式	0	0	5593418702	未収地方債利息	0	0	0
円貨外国証券	0	0	4000000000	未収公社公団債利息	0	0	0
ユーロ円建外債	0	0	4000000000	未収事業債利息	0	0	0
その他の証券	362768	31753400	179103440085	未収政府保証債利息	0	0	0
受益証券	0	0	177952935005	未収円貨外国証券利息	0	0	0
出資証券	0	0	593748132	未収預け金利息	0	0	0
その他の証券	362768	31753400	556756948	未収その他雑益	0	0	0
貸出金	51980877530	55413067116	964595591262	未収外国為替受入利息	0	0	0
割引手形	1654566683	1875589474	5059114257	未収受託業務受入手数料	0	0	0
商業手形	1157483816	1397582896	3862329156	未収株式会社債受入手数料	0	0	0
商業手形(電子債権)	497082867	478006578	1196785101	未収手形用紙受入手数料	0	0	0
手形貸付	7580246400	7283974360	29624659114	未収振込送金受入手数料	0	0	0
手形貸付	7580246400	7283974360	29624659114	未収代金取立受入手数料	0	0	0
証書貸付	6968101455	8691138407	834062059375	未収保護預り受入手数料	0	0	0
一般証書貸付	6968101455	8691138407	834062059375	未収代理貸付受入手数料	0	0	0
当座貸越	3577962992	37562364875	95849758516	未収その他受入手数料	0	0	0
一般当座貸越	7193460556	7924784088	7932946893	未収出向料	0	0	0

(帳票ID N311)

店番号	店名
999	全店計

# 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

ページ 2

勘定区分名: 資産

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
有価証券関連その他資	80090362768	80090362768	0	その他無形固定資産	0	0	165904714
証券資産仲介勘定	80000000000	80000000000	0	繰延税金資産	0	0	0
証券等振替	90362768	90362768	0	繰延税金資産(一般)	0	0	0
仮払金	205884494370	205893994422	861843096	繰延税金資産(一般口)	0	0	0
仮払金	205870553537	205893994322	792872715	代理貸付	0	14411643	3205005651
仮払金(決算補正用)	0	0	0	代理貸付	0	14411643	3205005651
仮払消費税(1:共通)	11718278	100	59505826	代理貸付	0	14411643	3205005651
仮払消費税(2:課税)	2222555	0	9464555	支払承諾見返	260382810	160890200	5751606001
仮払消費税(3:非課税)	0	0	0	一般債務保証見返	260382810	157898650	4940754780
仮払消費税(1:共通)(軽減税率8%)	0	0	0	一般債務保証見返	260382810	157898650	4940754780
仮払消費税(1:共通)(旧税率8%)	0	0	0	代理貸付債務保証見返	0	2882325	641001108
繰延資産	0	0	6854802	代理貸付債務保証見返	0	2882325	641001108
繰延資産	0	0	6854802	その他の債務保証見返	0	109225	169850113
出資金	0	0	10511000	その他の債務保証見返	0	109225	169850113
出資金	0	0	10511000	貸倒引当金	0	0	-14099827426
その他の資産	16514348	102205988	1573133422	一般貸倒引当金	0	0	-4396934252
ゴルフクラブ会員権	0	0	2361712	一般貸倒引当金	0	0	-4396934252
リサイクル預託金	0	0	37440	個別貸倒引当金	0	0	-9702893174
保証金・敷金	314700	684500	418317632	個別貸倒引当金	0	0	-9702893174
その他の資産	16199648	101521488	15310616638	本店勘定	704305706940	704305706940	0
有形固定資産	103444780	647128839	12880126008	本店勘定	704241307863	704241307863	0
事業用建物	5500000	1017583	4280386208	本店勘定	704241307863	704241307863	0
事業用建物	5500000	1017583	4280386208	本店勘定(外為口)	64399077	64399077	0
事業用土地	48994200	645870289	7763459470	本店勘定(外為口)	64399077	64399077	0
事業用土地	48994200	645870289	7763459470	外為総括科目(資産)	719214032	719214032	0
建設仮勘定	39846290	0	97668040	外為総括科目(資産)	719214032	719214032	0
建設仮勘定	39846290	0	97668040	外為総括科目(資産)	719214032	719214032	0
その他の有形固定資産	9104290	240967	738612290	資産合計	1378205076843	1393566144424	1347648587282
所有建物	0	0	0				
所有土地	0	0	121101611				
事業用動産	9104290	240967	617510679				
無形固定資産	8591880	0	1097520551				
ソフトウェア	8096000	0	395802205				
ソフトウェア	8096000	0	395802205				
システム開発費	0	0	387696792				
システム開発費	0	0	387696792				
ソフトウェア仮勘定	495880	0	148116840				
ソフトウェア仮勘定	495880	0	148116840				
その他の無形固定資産	0	0	165904714				

(帳票ID N311)

店番号	店名
999	全店計

### 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

勘定区分名： 負債

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
預金	450053370136	432330477019	1220602523390	未払貯蓄預金利息	0	0	0
当座預金	68276414467	65793563484	45742122492	未払通知預金利息	0	0	0
当座預金	68276414467	65793563484	45742122492	未払規制定期預金利息	0	0	0
普通預金	244643353822	232275872145	720151688128	未払大口定期預金利息	0	0	0
普通預金	244643353822	232275872145	720151688128	未払スーパー定期預金利息	0	0	0
貯蓄預金	76058682	52258451	1548955034	未払自由期日指定預金利息	0	0	0
貯蓄預金	76058682	52258451	1548955034	未払変動金利預金利息	0	0	0
通知預金	1079171684	1091452684	5942748489	未払確定拠出年金預金利息	0	0	0
通知預金	1079171684	1091452684	5942748489	未払納税準備預金利息	0	0	0
定期預金	38645722630	35010425086	431836547908	未払外貨預金利息	0	0	0
規制定期預金	0	0	593153	未払譲渡性預金利息	0	0	0
自由金利期日指定定期	953329190	873997408	23366819900	未払定期積金期限後利息	0	0	0
大口定期預金	10519767939	9714753894	108365639732	未払従業員預り金利息	0	0	0
スーパー定期預金	27172625501	24421673784	300086432975	未払住宅ローン等保険料	0	0	0
変動金利定期預金	0	0	17062148	未払内国為替支払手数料	0	0	0
定期積金	1127416000	981093580	10856197320	未払その他の支払手数料	0	0	0
定期積金	1127416000	981093580	10856197320	未払支払保証料	0	0	0
別段預金	96125412425	97069525520	4294191772	未払賞与	0	0	0
別段預金	96125412425	97069525520	4294191772	未払その他の手当	0	0	0
納税準備預金	79820426	56286069	230072247	未払社会保険料	0	0	0
納税準備預金	79820426	56286069	230072247	未払退職給付費用 早期退職割増	0	0	0
外貨預金	0	0	0	未払雑損	0	0	0
外貨普通預金	0	0	0	未払臨時雇用費	0	0	0
外貨定期預金	0	0	0	未払事業所税	0	0	0
外貨別段預金	0	0	0	未払雑費	0	0	0
譲渡性預金	500000000	500000000	4839644561	前受収益	0	0	0
譲渡性預金	500000000	500000000	4839644561	未経過手形貸付利息	0	0	0
譲渡性預金	500000000	500000000	4839644561	未経過一般証書貸付利息	0	0	0
借入金	80000000000	80000000000	40800000000	未経過専用当座貸越利息	0	0	0
借入金	80000000000	80000000000	40800000000	未経過商業手形割引料	0	0	0
日銀借入金	80000000000	80000000000	40800000000	未経過受入保証料	0	0	0
その他負債	703101418277	705068562730	10378519395	従業員預り金	3729117	2528108	308596330
未決済為替借	128083332074	128083332074	0	従業員預り金 (普通口)	3729117	2528108	308596330
未決済為替借	128083332074	128083332074	0	給付補填備金	23623	28958	569586
未払法人税等	0	0	0	給付補填備金	23623	28958	569586
未払法人税	0	0	0	有価証券関連その他負	80497072059	80497072059	0
未払事業税	0	0	0	有価証券購入未払金	0	0	0
未払費用	0	0	0	証券負債仲介勘定	80185833259	80185833259	0
未払普通預金利息	0	0	0	証券等振替	311238800	311238800	0



店番号	店名
999	全店計

### 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

ページ 4

勘定区分名： 負債

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
資産除去債務	1924657	0	112495469	外為総括科目(負債)	1019819657	1019819657	0
資産除去債務	1924657	0	112495469	外為総括科目(負債)	1019819657	1019819657	0
代理店借	16173967	16173967	0	負債合計	1235026348388	1219184019042	1287404964293
代理店借	16173967	16173967	0				
未払送金為替	0	0	30500				
未払送金為替	0	0	30500				
預金利子税等預り金	39940479	12086593	12245151				
預金利子税等預り金	39940478	12086593	12245151				
預金利子諸税その他(外為)	1	0	0				
仮受金	494459222301	496457340971	9909584359				
仮受金	494459222301	496457270002	9908246002				
仮受金(決算補正用)	0	0	0				
仮受消費税	0	70969	1338357				
仮受消費税(旧税率8%)	0	0	0				
その他の負債	0	0	34998000				
その他の負債	0	0	34998000				
睡眠預金払戻損失引当	0	0	109998624				
睡眠預金払戻損失引当	0	0	109998624				
睡眠預金払戻損失引当金	0	0	109998624				
偶発損失引当金	0	0	260296596				
偶発損失引当金	0	0	260296596				
偶発損失引当金	0	0	260296596				
繰延税金負債	0	0	260075809				
繰延税金負債(一般)	0	0	260075809				
繰延税金負債(一般口)	0	0	260075809				
再評価繰延税金負債	176438475	4776826	1197294266				
再評価繰延税金負債	176438475	4776826	1197294266				
再評価に係る繰延税金負債	176438475	4776826	1197294266				
代理貸付見返	14411643	0	3205005651				
代理貸付見返	14411643	0	3205005651				
代理貸付見返	14411643	0	3205005651				
支払承諾	160890200	260382810	5751606001				
一般債務保証	157898650	260382810	4940754780				
一般債務保証	157898650	260382810	4940754780				
代理貸付債務保証	2882325	0	641001108				
代理貸付債務保証	2882325	0	641001108				
その他の債務保証	109225	0	169850113				
その他の債務保証	109225	0	169850113				
外為総括科目(負債)	1019819657	1019819657	0				

(帳票ID N311)

店番号	店名
999	全店計

## 総勘定元帳残高表 (月次)

店長	役席	担当者

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

ページ 5

勘定区分名： 純資産

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
資本金	0	0	24200022030				
資本金	0	0	24200022030				
資本金	0	0	24200022030				
資本剰余金	0	0	30599087770				
資本準備金	0	0	24200022030				
資本準備金	0	0	24200022030				
その他資本剰余金	0	0	6399065740				
資本準備金減少差金	0	0	6399065740				
利益剰余金	2495223239	3368387538	2771886113				
繰越利益剰余金	2495223239	3368387538	2771886113				
前期繰越利益金	0	0	892383156				
再評価差額金取崩額	10905468	402808002	391902534				
当期利益	2484317771	2965579536	1487600423				
前期損益(当期利益金)	0	0	0				
前期損益(前期損益金)	0	0	0				
評価・換算差額等	402808002	10905468	2672627076				
有価証券評価差額金	0	0	0				
有価証券評価差額金	0	0	0				
土地再評価差額金	402808002	10905468	2672627076				
土地再評価差額金	402808002	10905468	2672627076				
純資産合計	2898031241	3379293006	60243622989				
負債・純資産合計	1237924379629	1222563312048	1347648587282				

(帳票ID N311)

# 損益勘定残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店番号	店名
999	全店計

店長	役 席	担当者

ページ 1

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
8010101	商業手形割引料	0	2,809,094	17,596,152	2,809,094	
8010107	手形割引料 (電子債権)	0	1,406,387	8,533,800	1,406,387	
	小 計 割引料	0	4,215,481	26,129,952		
8010301	手形貸付利息	63,172	45,952,497	357,828,485	45,889,325	
	小 計 手形貸付利息	63,172	45,952,497	357,828,485		
8010501	一般証書貸付利息	3,645,272	763,346,281	2,673,306,854	759,701,009	
	小 計 証書貸付利息	3,645,272	763,346,281	2,673,306,854		
8010901	一般当座貸越利息	33,600	1,715,426	-1,563,730	1,681,826	
8010903	総合口座当座貸越利息	0	26,365	92,589	26,365	
8010905	貸越専用カードローン利息	0	29,010,455	95,981,620	29,010,455	
8010907	普通預金貸越利息	0	371,493	1,383,943	371,493	
8010909	融資当座貸越利息	0	78,652,721	381,609,286	78,652,721	
	小 計 当座貸越利息	33,600	109,776,460	477,503,708		
	中 計 貸出金利息	3,742,044	923,290,719	3,534,768,999		
8030301	国債利息	0	0	0	0	
	小 計 国債利息	0	0	0		
8030303	地方債利息	0	1,564,211	2,669,475	1,564,211	
	小 計 地方債利息	0	1,564,211	2,669,475		
8030305	公社公団債利息	0	6,020,616	20,440,261	6,020,616	
8030307	政府保証債利息	0	0	-906	0	
8030311	事業債利息	0	5,538,800	5,146,083	5,538,800	
	小 計 社債利息	0	11,559,416	25,585,438		
8031101	ユーロ円建外債利息	0	0	-44,444	0	
	小 計 円貨外国証券利息	0	0	-44,444		
8030313	受益証券利息	0	0	4,570,330	0	
8030323	その他の証券利息	0	0	0	0	
	小 計 その他の証券利息	0	0	4,570,330		
8030317	株式配当金	0	40,000	54,577,000	40,000	
	小 計 株式配当金	0	40,000	54,577,000		
	中 計 有価証券利息配当金	0	13,163,627	87,357,799		
8110501	日銀当座預け金利息	0	12,035,958	28,114,791	12,035,958	
	小 計 日銀当座預け金利息	0	12,035,958	28,114,791		
8110701	普通預け金利息	0	45	-509	45	
	小 計 普通預け金利息	0	45	-509		
8110107	定期預け金利息	0	0	0	0	
	小 計 定期預け金利息	0	0	0		
	中 計 預け金利息	0	12,036,003	28,114,282		
8150107	外国他店預け金利息	0	2,750	1,822	2,750	
	小 計 外国為替受入利息	0	2,750	1,822		
8150903	受入雑利息 (定積延滞利息)	0	3	3	3	
8150905	受入雑利息 (当座過振利息)	0	0	0	0	

(帳票ID N314)

# 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
8150909	その他	0	206	1,937	206	
	小 計 受入雑利息	0	209	1,940		
	中 計 その他の受入利息	0	2,959	3,762		
8590101	給付補填備金戻入	0	887	16,292	887	
	小 計 給付補填備金戻入	0	887	16,292		
	中 計 給付補填備金戻入	0	887	16,292		
8171101	振込送金手数料	2,200	61,774,878	243,932,888	61,772,678	
	小 計 振込送金手数料	2,200	61,774,878	243,932,888		
8170709	代金取立手数料	0	1,450,460	5,379,430	1,450,460	
	小 計 代金取立手数料	0	1,450,460	5,379,430		
8170705	商業手形受入手数料	0	210,540	831,600	210,540	
	小 計 商業手形受入手数料	0	210,540	831,600		
8191544	全銀銀行間手数料	0	7,653,060	31,663,384	7,653,060	
	小 計 全銀銀行間手数料	0	7,653,060	31,663,384		
8170905	輸出関係受入手数料	0	0	0	0	
8170907	貿易外受入手数料	0	0	0	0	
	小 計 外国為替受入手数料	0	0	0		
8190169	代理貸付手数料	0	6,498,243	7,708,910	6,498,243	
	小 計 代理貸付手数料	0	6,498,243	7,708,910		
8192201	受託業務手数料	91,950	91,042,137	266,069,638	90,950,187	
	小 計 受託業務手数料	91,950	91,042,137	266,069,638		
8196401	株式社債手数料	0	32,607,776	97,103,534	32,607,776	
	小 計 株式社債手数料	0	32,607,776	97,103,534		
8195307	保護預り手数料	20,384	9,900	10,660,659	-10,484	
	小 計 保護預り手数料	20,384	9,900	10,660,659		
8195301	手形小切手用紙手数料	0	735,350	2,457,490	735,350	
	小 計 手形小切手用紙手数料	0	735,350	2,457,490		
8190701	商品有価証券手数料	0	8,250	194,783	8,250	
	小 計 商品有価証券手数料	0	8,250	194,783		
8193025	その他受入手数料 (輸出免税)	0	0	0	0	
8193027	その他受入手数料 (対象外)	0	1,824,430	10,953,452	1,824,430	
8193029	その他受入手数料 (課税)	491,274	108,290,412	487,847,211	107,799,138	
	小 計 その他受入手数料	491,274	110,114,842	498,800,663		
	中 計 受入手数料	605,808	312,105,436	1,164,802,979		
8191901	一般債務受入保証料	1,997	2,989,223	21,442,678	2,987,226	
	小 計 一般債務受入保証料	1,997	2,989,223	21,442,678		
8194901	代理貸付受入保証料	0	7	7	7	
	小 計 代理貸付受入保証料	0	7	7		
	中 計 受入保証料	1,997	2,989,230	21,442,685		
8230103	外国為替売買益	0	0	0	0	
	小 計 外国為替売買益	0	0	0		

# 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
	中 計 外国為替売買益	0	0	0		
8271101	事業債売却益	0	0	0	0	
	小 計 社債売却益	0	0	0		
	中 計 国債等債券売却益	0	0	0		
8330301	株式売却益	0	0	499,999	0	
	小 計 株式売却益	0	0	499,999		
	中 計 株式等売却益	0	0	499,999		
8332901	リース収入 (1. 非課税)	0	360,600	1,157,755	360,600	
8332905	リース収入 (5. 課税)	0	70,181,320	217,893,196	70,181,320	
8333101	リース収入 (5. 課税) (旧税率8%)	0	48,514,537	156,364,477	48,514,537	
	小 計 リース収入	0	119,056,457	375,415,428		
	中 計 リース収入	0	119,056,457	375,415,428		
8310101	金売買益	0	0	0	0	
	小 計 金売買益	0	0	0		
	中 計 金売買益	0	0	0		
8511301	一般貸倒引当金戻入	0	0	0	0	
	小 計 一般貸倒引当金戻入	0	0	0		
8513501	個別貸倒引当金戻入	0	0	0	0	
	小 計 個別貸倒引当金戻入	0	0	0		
	中 計 貸倒引当金戻入	0	0	0		
8510103	償却債権取立益 (元金)	0	3,165,204	32,828,370	3,165,204	
	小 計 償却債権取立益 (元金)	0	3,165,204	32,828,370		
8510107	償却債権取立益 (利息)	0	10,000	19,829,881	10,000	
	小 計 償却債権取立益 (利息)	0	10,000	19,829,881		
	中 計 償却債権取立益	0	3,175,204	52,658,251		
8950107	社宅使用料	710	2,291,009	9,174,901	2,290,299	
	小 計 社宅使用料	710	2,291,009	9,174,901		
8950301	土地建物賃貸料	0	860,033	3,440,132	860,033	
	小 計 土地建物賃貸料	0	860,033	3,440,132		
8950103	駐車場賃貸料	0	560,000	2,243,560	560,000	
	小 計 駐車場賃貸料	0	560,000	2,243,560		
8950105	その他賃貸料 (課税)	0	24,518	112,929	24,518	
	小 計 その他賃貸料 (課税)	0	24,518	112,929		
8960101	その他賃貸料 (非課税)	0	1,422,000	22,752,000	1,422,000	
	小 計 その他賃貸料 (非課税)	0	1,422,000	22,752,000		
	中 計 土地建物賃貸料	710	5,157,560	37,723,522		
8370301	時効完成預金繰入	0	0	90	0	
	小 計 時効完成預金繰入	0	0	90		
8370357	前期以前支払物件費の戻入	0	0	398,851	0	
	小 計 前期支払物件費の戻入	0	0	398,851		
8370365	電柱敷地料	0	0	0	0	

### 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名 : 利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
	小 計 電柱敷地料	0	0	0		
8370377	生保事務取扱料	0	295,647	1,209,566	295,647	
	小 計 生保事務取扱料	0	295,647	1,209,566		
8370379	損保事務取扱料	0	109,332	538,464	109,332	
	小 計 損保事務取扱料	0	109,332	538,464		
8371001	その他雑益 (非課税)	0	130,297	884,372	130,297	
8371501	その他雑益 (対象外)	0	4,822,633	5,616,838	4,822,633	
8371701	その他雑益 (課税)	0	2,367,644	9,069,524	2,367,644	
	小 計 その他雑益	0	7,320,574	15,570,734		
	中 計 雑益	0	7,725,553	17,717,705		
8370701	外国為替雑損益	0	2,709,389	2,709,389	2,709,389	
	小 計 外国為替雑損益	0	2,709,389	2,709,389		
	中 計 外国為替雑損益	0	2,709,389	2,709,389		
8510101	固定資産処分益	679,861,431	679,861,431	3,480,491	0	
	小 計 固定資産処分益	679,861,431	679,861,431	3,480,491		
8510104	その他の特別利益	0	664,179,137	664,179,137	664,179,137	
	小 計 その他の特別利益	0	664,179,137	664,179,137		
	中 計 特別利益	679,861,431	1,344,040,568	667,659,628		
	大 計	684,211,990	2,745,453,592	5,990,890,720		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

勘定区分名：損失金

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9010101	普通預金利息	55,017	0	-2,652,051	55,017	
	小 計 普通預金利息	55,017	0	-2,652,051		
9010201	貯蓄預金利息	65	0	-1,652	65	
	小 計 貯蓄預金利息	65	0	-1,652		
9010301	通知預金利息	5,665	0	-61,748	5,665	
	小 計 通知預金利息	5,665	0	-61,748		
9010501	規定期預金利息	0	0	-54,022	0	
9010517	自由金利期日指定定期利息	26,266	0	-553,022	26,266	
9010503	大口定期預金利息	1,135,366	11,344	-2,532,666	1,124,022	
9010505	スーパー定期預金利息	5,376,796	1,361	-49,079,871	5,375,435	
9010513	変動金利定期預金利息	0	0	-5,200	0	
9010533	確定拠出年金定期預金利息	31	0	-177	31	
	小 計 定期預金利息	6,538,459	12,705	-52,224,958		
9010901	定期積金期限後等利息	2,258	0	5,523	2,258	
	小 計 定期積金期限後等利息	2,258	0	5,523		
9012101	給付補填備金繰入	28,958	0	96,593	28,958	
	小 計 給付補填備金繰入	28,958	0	96,593		
9011301	納税準備預金利息	0	0	-232	0	
	小 計 納税準備預金利息	0	0	-232		
9011901	外貨要求払預金利息	0	0	35	0	
9011903	外貨定期預金利息	0	0	4	0	
	小 計 外貨預金利息	0	0	39		
	中 計 預金利息等	6,630,422	12,705	-54,838,486		
9030101	譲渡性預金利息	191	0	5,958	191	
	小 計 譲渡性預金利息	191	0	5,958		
	中 計 譲渡性預金利息	191	0	5,958		
9050101	コールマネー利息	0	0	0	0	
	小 計 コールマネー利息	0	0	0		
	中 計 コールマネー利息	0	0	0		
9150301	従業員預り金利息 (普通口)	3,899	0	-198,660	3,899	
	小 計 従業員預り金利息	3,899	0	-198,660		
	中 計 その他の支払利息	3,899	0	-198,660		
9670801	戻手形割引料	0	0	0	0	
	小 計 戻手形割引料	0	0	0		
9670101	戻手形貸付利息	11,117,596	0	26,106,403	11,117,596	
	小 計 戻手形貸付利息	11,117,596	0	26,106,403		
9670501	戻証書貸付利息	1,537,361	135	8,298,714	1,537,226	
	小 計 戻証書貸付利息	1,537,361	135	8,298,714		
9670901	戻当座貸越利息	4,992,364	0	11,612,704	4,992,364	
	小 計 戻当座貸越利息	4,992,364	0	11,612,704		
	中 計 戻貸出金利息	17,647,321	135	46,017,821		

(帳票ID N314)



# 損益勘定残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名 : 損失金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9170101	内国為替支払手数料	51,798	0	229,246	51,798	
9170301	銀行間手数料 (1. 共通)	15,553,778	0	57,289,214	15,553,778	
9170501	銀行間手数料 (2. 課税)	5,807,426	0	23,061,791	5,807,426	
	小 計 内国為替支払手数料	21,413,002	0	80,580,251		
9170907	貿易外関連支払手数料	1,000	0	82,600	1,000	
	小 計 外国為替支払手数料	1,000	0	82,600		
9195001	住宅ローン等保険料	84,135,791	10,874,168	208,575,468	73,261,623	
	小 計 住宅ローン等保険料	84,135,791	10,874,168	208,575,468		
9194301	残高証明書交付料	0	0	127,160	0	
9194311	代理事務手数料	3,166,380	0	10,464,362	3,166,380	
9196717	その他の支払手数料 (共通)	730,784	0	5,044,014	730,784	
9196719	その他の支払手数料 (課税)	15,620	0	88,110	15,620	
9196723	その他の支払手数料 (その他)	71,442	0	291,814	71,442	
	小 計 その他の支払手数料	3,984,226	0	16,015,460		
	中 計 支払手数料	109,534,019	10,874,168	305,253,779		
9193301	支払保証料	28,050,187	0	92,770,886	28,050,187	
	小 計 支払保証料	28,050,187	0	92,770,886		
	中 計 支払保証料	28,050,187	0	92,770,886		
9710101	戻受入保証料	292,479	0	1,958,563	292,479	
	小 計 戻受入保証料	292,479	0	1,958,563		
	中 計 戻受入保証料	292,479	0	1,958,563		
9193701	住宅融資保険料	1,153,220	0	4,660,506	1,153,220	
	小 計 住宅融資保険料	1,153,220	0	4,660,506		
	中 計 住宅融資保険料	1,153,220	0	4,660,506		
9210301	外国為替売買損	0	0	0	0	
	小 計 外国為替売買損	0	0	0		
	中 計 外国為替売買損	0	0	0		
9271701	その他証券償還損	0	0	0	0	
	小 計 その他の証券償還損	0	0	0		
	中 計 国債等債券償還損	0	0	0		
9296301	事業債償却	6,259,200	0	6,259,200	6,259,200	
	小 計 社債償却	6,259,200	0	6,259,200		
	中 計 国債等債券償却	6,259,200	0	6,259,200		
9280103	リース原価 (2. 課税)	113,880	0	161,870	113,880	
9280107	リース原価 (5. その他)	99,789,923	28,800	308,564,275	99,761,123	
	小 計 リース原価	99,903,803	28,800	308,726,145		
	中 計 リース原価	99,903,803	28,800	308,726,145		
9330101	本給	257,759,189	73,333	994,665,849	257,685,856	
	小 計 本給	257,759,189	73,333	994,665,849		
9330107	手当	31,403,735	667	96,311,192	31,403,068	
	小 計 手当	31,403,735	667	96,311,192		

店番号	店名
999	全店計

## 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

勘定区分名：損失金

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9330103	社会保険料	56,640,134	113,126	169,662,520	56,527,008	
	小計 社会保険料	56,640,134	113,126	169,662,520		
9330105	臨時雇用費	46,967,869	0	154,114,368	46,967,869	
	小計 臨時雇用費	46,967,869	0	154,114,368		
9330113	その他の人件費	5,081,632	0	30,669,393	5,081,632	
	小計 その他の人件費	5,081,632	0	30,669,393		
9330505	退職給付費用	5,580,800	0	18,090,600	5,580,800	
	小計 退職給付費用	5,580,800	0	18,090,600		
9330117	出向者負担金	1,169,721	0	5,572,687	1,169,721	
	小計 出向者負担金	1,169,721	0	5,572,687		
	中計 人件費	404,603,080	187,126	1,469,086,609		
9331901	事務費	323,790,267	242,659	1,164,461,363	323,547,608	
	小計 事務費	323,790,267	242,659	1,164,461,363		
9332301	福利厚生費	4,682,133	59,346	11,443,906	4,622,787	
	小計 福利厚生費	4,682,133	59,346	11,443,906		
9333125	預金保険料	0	0	93,766,000	0	
	小計 預金保険料	0	0	93,766,000		
9331101	土地建物賃借料	39,264,550	87,308	163,052,480	39,177,242	
	小計 土地建物賃借料	39,264,550	87,308	163,052,480		
9331301	機械賃借料	5,241,590	0	19,376,200	5,241,590	
	小計 機械賃借料	5,241,590	0	19,376,200		
9331501	営繕費	3,292,530	0	13,101,064	3,292,530	
	小計 営繕費	3,292,530	0	13,101,064		
9332907	保守管理費	20,119,687	30,097	136,726,851	20,089,590	
	小計 保守管理費	20,119,687	30,097	136,726,851		
9333127	損害保険料	1,721,052	0	7,694,302	1,721,052	
	小計 損害保険料	1,721,052	0	7,694,302		
9330901	有形・無形固定資産償却	0	0	0	0	
	小計 有形無形固定資産償却	0	0	0		
9332901	資産除去費用の償却	0	0	0	0	
	小計 資産除去費用の償却	0	0	0		
9332903	資産除去債務の調整費用	0	0	0	0	
	小計 資産除去債務調整費用	0	0	0		
	中計 物件費	398,111,809	419,410	1,609,622,166		
9333501	税金	33,541,456	22,810	181,539,963	33,518,646	
	小計 税金	33,541,456	22,810	181,539,963		
	中計 税金	33,541,456	22,810	181,539,963		
9350101	一般貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	
	小計 一般貸倒引当金繰入額	0	0	0		
9350701	個別貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	
	小計 個別貸倒引当金繰入額	0	0	0		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

勘定区分名：損失金

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
	中 計 貸倒引当金繰入額	0	0	0		
9420101	貸付金償却	0	0	0	0	
	小 計 貸付金償却	0	0	0		
9420301	その他の償却	0	0	0	0	
	小 計 その他の償却	0	0	0		
	中 計 貸出金償却	0	0	0		
9400301	株式償却	0	0	2,162,025	0	
	小 計 株式償却	0	0	2,162,025		
	中 計 株式等償却	0	0	2,162,025		
9490301	時効完成預金支払	6,888,017	12,554	33,128,674	6,875,463	
	小 計 時効完成預金支払	6,888,017	12,554	33,128,674		
9491101	出納尻不足補填金	0	0	0	0	
	小 計 出納尻不足補填金	0	0	0		
9490315	下水道負担金	0	0	37,200	0	
	小 計 下水道負担金	0	0	37,200		
9491109	その他の雑損 (1:共通)	435,582	0	2,638,161	435,582	
9500101	その他の雑損 (1:共通) (旧税率8%)	0	0	0	0	
9491301	その他の雑損 (1:共通) (軽減税率8%)	0	0	2,893	0	
	小 計 その他の雑損 (共通)	435,582	0	2,641,054		
9490313	その他の雑損 (2:課税)	2,353,078	0	2,746,595	2,353,078	
	小 計 その他の雑損 (課税)	2,353,078	0	2,746,595		
9491113	その他の雑損 (5:その他)	2,553,113	0	6,614,118	2,553,113	
	小 計 その他の雑損 (その他)	2,553,113	0	6,614,118		
	中 計 雑損	12,229,790	12,554	45,167,641		
9470905	退職給付費用 (臨時)	4,248,261	0	4,248,261	4,248,261	
	小 計 退職給付費用 (臨時)	4,248,261	0	4,248,261		
	中 計 退職給付費用 (臨時)	4,248,261	0	4,248,261		
9850101	債権売却損	0	0	0	0	
	小 計 債権売却損	0	0	0		
	中 計 債権売却損	0	0	0		
9511701	固定資産処分損	93,100,000	0	93,100,000	93,100,000	
	小 計 固定資産処分損	93,100,000	0	93,100,000		
9511501	減損損失	547,881,889	0	547,881,889	547,881,889	
	小 計 減損損失	547,881,889	0	547,881,889		
	中 計 特別損失	640,981,889	0	640,981,889		
9730101	法人税、住民税及び事業税	8,168	0	11,527,680	8,168	
	小 計 法人税、住民税及び事	8,168	0	11,527,680		
	中 計 法人税、住民税及び事	8,168	0	11,527,680		
9780101	法人税等調整額	4,776,826	176,438,475	-171,661,649	-171,661,649	
	小 計 法人税等調整額	4,776,826	176,438,475	-171,661,649		
	中 計 法人税等調整額	4,776,826	176,438,475	-171,661,649		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

勘定区分名：損失金

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9890101	その他 (流動化)	32,129,761	32,129,761	0	0	
	小 計 その他 (流動化)	32,129,761	32,129,761	0		
	中 計 その他 (流動化)	32,129,761	32,129,761	0		
	大 計	1,800,105,781	220,125,944	4,503,290,297		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

勘定区分名：純資産

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
5900101	当期利益	2,484,317,771	2,965,579,536	1,487,600,423	481,261,765	

(帳票ID N314)

# 四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社じもとホールディングス

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	9
第3 提出会社の状況 .....	10
1 株式等の状況 .....	10
(1) 株式の総数等 .....	10
(2) 新株予約権等の状況 .....	29
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	29
(5) 大株主の状況 .....	30
(6) 議決権の状況 .....	30
2 役員の状況 .....	30
第4 経理の状況 .....	31
1 四半期連結財務諸表 .....	32
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	32
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	33
四半期連結損益計算書 .....	33
四半期連結包括利益計算書 .....	34
2 その他 .....	46
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	47

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		2022年度 第1四半期 連結累計期間	2023年度 第1四半期 連結累計期間	2022年度
		(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	百万円	9,674	9,253	37,435
経常利益（△は経常損失）	百万円	1,435	809	△4,297
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	980	622	—
親会社株主に帰属する当期純 利益（△は親会社株主に帰属 する当期純損失）	百万円	—	—	△7,082
四半期包括利益	百万円	△10,841	1,200	—
包括利益	百万円	—	—	△22,520
純資産額	百万円	89,708	78,690	77,730
総資産額	百万円	2,730,587	2,690,932	2,659,272
1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05	—
1株当たり当期純利益（△は 1株当たり当期純損失）	円	—	—	△342.52
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益	円	8.71	4.81	—
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	円	—	—	—
自己資本比率	%	3.27	2.91	2.91

- (注) 1. 「1株当たり四半期純利益」、「1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
2. 2022年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末非支配株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、個人消費等は持ち直しており、緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社グループの営業エリアである宮城県経済及び山形県経済につきましても、一部に弱さがみられるものの、個人消費等に緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画の主要テーマである「本業支援の深化」、「業務変革(DX)」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。本計画を通じて、中小企業の業況改善と地域発展に貢献し、そのことが当社グループの収益改善にもつながる「共通価値の創造」の実現を目指しております。

当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は以下のとおりです。

当第1四半期連結会計期間末の連結財政状態につきましては、資産は、前連結会計年度末比316億59百万円増加の2兆6,909億32百万円、負債は、前連結会計年度末比306億99百万円増加の2兆6,122億41百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末比9億59百万円増加の786億90百万円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業等貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末比90億1百万円減少の1兆8,740億26百万円となりました。預金残高(譲渡性預金含む)は、個人預金および法人預金が減少したことから、前連結会計年度末比98億42百万円減少の2兆4,762億69百万円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向を勘案した運用を行ったことなどから、前連結会計年度末比45億66百万円増加の4,989億79百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金の減少等により資金運用収益が減少したことなどから、前第1四半期連結累計期間比4億20百万円減少の92億53百万円となりました。経常費用は、きらやか銀行における引当金の追加計上などにより、前第1四半期連結累計期間比2億6百万円増加の84億44百万円となりました。その結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比6億26百万円減少の8億9百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間比3億57百万円減少の6億22百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比6億8百万円減少の74億66百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比7億25百万円減少の7億32百万円となりました。

リース業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比84百万円増加の16億87百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比13百万円減少の66百万円となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比12百万円減少の2億73百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比2百万円増加の29百万円となりました。

#### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

##### ①会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

##### ②経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

### ③優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### <コロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた対応>

当社及びきらやか銀行は、2022年5月にコロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた検討を開始し、これまで金融庁と公的資金申請への相談を進めるとともに、きらやか銀行の体制整備を進めてまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多く地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、2023年4月28日の当社及びきらやか銀行の取締役会において、2023年9月を目途として公的資金の申請をすることを決定しております。

本公的資金の活用は、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

2023年6月開催の定時株主総会では、株主様に今般の決算内容を報告し、公的資金申請に向けた対応について説明を行っております。また、金融庁とは、公的資金の申請金額を含めて、今後の対応を相談しております。

#### <SBIグループと当社グループの経営全般の改善に関する追加支援の協議>

2023年4月28日の取締役会において、上記の公的資金申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社グループの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定しております。

これまで、SBIグループにおいては、資本業務提携を機に、当社に社外取締役1名を派遣しているほか、当社及びきらやか銀行と仙台銀行の取締役会や経営会議にオブザーバー2名が出席し、経営全般に係るアドバイスをいただいております。また今般、ガバナンス強化のため、上記の当社社外取締役1名がきらやか銀行非常勤取締役を兼務することで、同行の経営改善に直接関与いたします。

SBIグループと当社グループの間で、追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等を協議し、正式に決定次第開示してまいります。

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいります。

#### <きらやか銀行の業績回復への追加改善策>

きらやか銀行では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先を含む地元企業の抜本的な再生支援を見据え引当金を追加計上したことから、同行の2023年3月期の赤字額が大幅に拡大いたしました。

きらやか銀行は、業績回復への改善策（営業体制の刷新、店舗政策、経費削減等）を着実に実施しておりますが、更なる赤字拡大を踏まえて、改めて、同行の現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめ、役員数の削減、企業支援体制の強化、貸出審査体制の強化などの追加改善策を実施しています。

当社は、きらやか銀行の業績回復に向けて、同行が実施する改善策への関与を強化し、信用リスクを重点的に管理、監査します。また、仙台銀行は、同行常務取締役1名がきらやか銀行本店に常駐し、経営全般に関与するなど、今後も、じもとグループのパートナーとして、全面的な協力を行ってまいります。

#### <その他有価証券評価損益への対応>

きらやか銀行と仙台銀行は、SBIグループとの連携により、北米地域や欧州地域の国債・地方債など、信用力の高い外債ファンドを保有しておりますが、前連結会計年度において、海外金利の上昇により、両行のその他有価証券の評価損が拡大しました。

このため、両行では、さらなる評価損拡大を防止するため、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行っております。

今後も、当社グループは、SBIグループと協議し、再度、ファンド内にて信用力の高い海外債券（北米、欧州地域の国債等）に投資を行い、その収益の一部を評価損の解消に順次充当し、中長期的な解消に取り組んでまいります。

### ④研究開発活動

該当事項はありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億4百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比90百万円減少の8百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比と同等の0百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の△0百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比26百万円減少の8百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億5百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比1億17百万円減少の17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	6,287	0	—	6,288
	当第1四半期連結累計期間	5,704	0	—	5,705
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	6,348	1	0	6,349
	当第1四半期連結累計期間	5,758	1	0	5,758
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	60	0	0	60
	当第1四半期連結累計期間	53	0	0	53
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	621	0	—	622
	当第1四半期連結累計期間	603	△0	—	603
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	99	35	—	134
	当第1四半期連結累計期間	8	8	—	17
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	417	36	—	453
	当第1四半期連結累計期間	328	8	—	337
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	318	0	—	319
	当第1四半期連結累計期間	320	—	—	320

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間0百万円、当第1四半期連結累計期間0百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前第1四半期連結累計期間比24百万円増加の16億17百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第1四半期連結累計期間比43百万円増加の10億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	665	—	—	665
	当第1四半期連結累計期間	703	—	—	703
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	359	0	—	360
	当第1四半期連結累計期間	352	—	—	352
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
	当第1四半期連結累計期間	56	—	—	56
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	33	—	—	33
	当第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	19	—	—	19
	当第1四半期連結累計期間	17	—	—	17
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
	当第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
うち投信窓販業務	前第1四半期連結累計期間	77	—	—	77
	当第1四半期連結累計期間	83	—	—	83
うち保険窓販業務	前第1四半期連結累計期間	283	—	—	283
	当第1四半期連結累計期間	257	—	—	257
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	82	0	—	82
	当第1四半期連結累計期間	84	0	—	84

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,354,106	168	—	2,354,274
	当第1四半期連結会計期間	2,296,223	5	—	2,296,229
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,540,630	—	—	1,540,630
	当第1四半期連結会計期間	1,556,003	—	—	1,556,003
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	807,439	—	—	807,439
	当第1四半期連結会計期間	734,300	—	—	734,300
うちその他	前第1四半期連結会計期間	6,035	168	—	6,204
	当第1四半期連結会計期間	5,919	5	—	5,925
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	179,785	—	—	179,785
	当第1四半期連結会計期間	180,039	—	—	180,039
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,533,891	168	—	2,534,060
	当第1四半期連結会計期間	2,476,263	5	—	2,476,269

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内業務部門（除く特別国際金融取引勘定分）	1,862,770	100.00	1,874,026	100.00
製造業	139,861	7.51	133,176	7.11
農業、林業	8,640	0.46	8,874	0.47
漁業	183	0.01	234	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	833	0.04	823	0.05
建設業	139,492	7.49	142,871	7.62
電気・ガス・熱供給・水道業	12,064	0.65	13,137	0.70
情報通信業	12,738	0.68	12,565	0.67
運輸業、郵便業	46,482	2.50	43,667	2.33
卸売業、小売業	129,927	6.98	128,472	6.86
金融業、保険業	101,730	5.46	91,816	4.90
不動産業、物品賃貸業	419,570	22.52	423,163	22.58
各種サービス業	203,680	10.93	203,210	10.84
地方公共団体	99,255	5.33	90,007	4.80
その他	548,298	29.44	581,994	31.06
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,862,770	—	1,874,026	—

（注）「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	198,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
E種優先株式	20,000,000
計	198,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、198,000,000株であり、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、上記のとおり定款に規定しております。

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,540,263	21,540,263	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 2, 3, 10
B種優先株式 (注) 1	13,000,000	13,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 6, 9, 10
C種優先株式 (注) 1	10,000,000	10,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 7, 9, 10
D種優先株式 (注) 1	5,000,000	5,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 8, 9, 10
計	49,540,263	49,540,263	—	—

(注) 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

###### ① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。

ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、B種優先株式においては(注)6.(5)⑧、C種優先株式においては(注)7.(5)⑧、D種優先株式においては(注)8.(5)⑧、に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

###### ② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

- (3) 行使価額等の上限  
B種優先株式 取得価額には上限を設けない。  
C種優先株式 取得価額には上限を設けない。  
D種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- (4) 行使価額等の下限  
B種優先株式 302円を6.5で除した金額（ただし、（注）6.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。  
C種優先株式 55円（ただし、（注）7.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。  
D種優先株式 148円（ただし、（注）8.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。
- (5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「B種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「B種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{初年度B種優先配当金} \div \text{B種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、 $182/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト}$$
（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（同日が銀行休業日の場

合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第I種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、上記(3) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て
- ① 分割または併合  
当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て  
当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (9) 優先順位  
B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。
- (10) 法令変更等  
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (11) その他  
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- (12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め  
該当事項なし
- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め  
当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) C種優先配当金

① C種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「C種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② C種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。



上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

C種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

- イ. C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

C種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) D種優先配当金

① D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「D種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② D種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$



- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）  
（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）  
調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (B) 株式の分割をする場合  
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）  
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。  
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合  
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。  
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

D種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

10. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

なお、上記株式併合の効力が発生することに伴い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、下記のとおり取得価額および下限取得価額が調整されております。

(1) 取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	1,159円	116円
② じもとホールディングスC種優先株式	1,159円	116円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(2) 下限取得価額の調整

(銘柄)	(調整後下限取得価額)	(調整前下限取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	464円	302円を6.5で 除した金額 (注)
② じもとホールディングスC種優先株式	549円	55円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(注) B種優先株式の調整前下限取得価額は、発行要項に「302円を6.5で除した額」と規定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	49,540	—	18,750	—	17,250

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 13,000,000 C種優先株式 10,000,000 D種優先株式 5,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (単元株式数100)
完全議決権株式 (その他)	普通株式 (注) 2 21,104,600	211,046	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 (注) 3 384,963	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	49,540,263	—	—
総株主の議決権	—	211,046	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託 (BBT)」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する51,500株 (議決権の数515個) が含まれております。

なお、当該議決権の数515個は、議決権不行使となっております。

3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式99株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	50,700	—	50,700	0.10
計	—	50,700	—	50,700	0.10

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の導入に伴う、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 名義の当社株式51,500株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	222,274	257,365
買入金銭債権	765	780
金銭の信託	2,920	2,911
有価証券	※1, ※2 494,413	※1, ※2 498,979
貸出金	※1 1,883,027	※1 1,874,026
外国為替	※1 310	※1 317
リース債権及びリース投資資産	※1 12,483	※1 12,550
その他資産	※1 31,859	※1 32,789
有形固定資産	21,838	21,044
無形固定資産	1,299	1,673
退職給付に係る資産	3,587	3,713
繰延税金資産	165	155
支払承諾見返	※1 5,778	※1 6,209
貸倒引当金	△21,453	△21,585
資産の部合計	2,659,272	2,690,932
<b>負債の部</b>		
預金	2,306,818	2,296,229
譲渡性預金	179,293	180,039
借入金	68,922	108,889
その他負債	17,953	18,204
賞与引当金	374	187
退職給付に係る負債	105	107
睡眠預金払戻損失引当金	199	142
偶発損失引当金	480	467
繰延税金負債	248	566
再評価に係る繰延税金負債	1,368	1,197
支払承諾	5,778	6,209
負債の部合計	2,581,541	2,612,241
<b>純資産の部</b>		
資本金	18,750	18,750
資本剰余金	68,879	68,879
利益剰余金	19,042	19,816
自己株式	△92	△92
株主資本合計	106,579	107,354
その他有価証券評価差額金	△31,095	△30,542
土地再評価差額金	3,064	2,672
退職給付に係る調整累計額	△1,045	△1,026
その他の包括利益累計額合計	△29,076	△28,895
非支配株主持分	227	232
純資産の部合計	77,730	78,690
負債及び純資産の部合計	2,659,272	2,690,932

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
資金運用収益	6,349	5,758
(うち貸出金利息)	5,427	5,505
(うち有価証券利息配当金)	831	175
役務取引等収益	1,593	1,617
その他業務収益	453	337
その他経常収益	※1 1,277	※1 1,540
経常費用	8,238	8,444
資金調達費用	60	53
(うち預金利息)	39	35
役務取引等費用	970	1,014
その他業務費用	319	320
営業経費	5,612	5,599
その他経常費用	※2 1,274	※2 1,457
経常利益	1,435	809
特別利益	0	667
固定資産処分益	0	3
収用補償金	—	664
特別損失	39	679
固定資産処分損	39	128
減損損失	—	550
税金等調整前四半期純利益	1,396	797
法人税、住民税及び事業税	76	17
法人税等調整額	345	153
法人税等合計	421	170
四半期純利益	974	626
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	980	622



## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	974	626
その他の包括利益	△11,816	573
その他有価証券評価差額金	△11,838	554
退職給付に係る調整額	22	19
四半期包括利益	△10,841	1,200
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△10,835	1,195
非支配株主に係る四半期包括利益	△5	5

## 【注記事項】

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末44百万円、51千株、当第1四半期連結会計期間末44百万円、51千株であります。

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定)

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりました新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」という。）につきましては、2023年9月を目途とした申請に向けた対応を行っております。

(SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始)

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりましたSBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議につきましては、上記公的資金の申請にあわせて、SBIグループとの協議を進めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188百万円	8,268百万円
危険債権額	59,995百万円	60,254百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	5,202百万円	5,951百万円
合計額	73,386百万円	74,474百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
	26,810百万円	26,936百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
償却債権取立益	5百万円	49百万円
株式等売却益	5百万円	101百万円

- ※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
貸出金償却	3百万円	0百万円
貸倒引当金繰入	24百万円	132百万円
株式等償却	3百万円	2百万円
株式等売却損	9百万円	－百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	299百万円	313百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214	10.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	B種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	C種優先株式	130	13.06	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	D種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金

(注) 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	107	5.00	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	B種優先株式	1	0.11	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	C種優先株式	131	13.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	D種優先株式	0	0.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,928	1,589	9,518	170	9,688	△14	9,674
セグメント間の 内部経常収益	146	13	159	116	275	△275	—
計	8,074	1,603	9,677	286	9,964	△290	9,674
セグメント利益	1,457	79	1,536	26	1,563	△127	1,435

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。  
3. セグメント利益の調整額△127百万円は、セグメント間取引消去等です。  
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,434	1,673	9,107	159	9,267	△13	9,253
セグメント間の 内部経常収益	32	13	46	113	160	△160	—
計	7,466	1,687	9,154	273	9,427	△173	9,253
セグメント利益	732	66	798	29	827	△18	809

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。  
 3. セグメント利益の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去等です。  
 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産にかかる重要な減損損失）

「銀行業」セグメントにおいて、遊休資産（土地、建物等）について減損損失を計上しております。  
 なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては、550百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
貸出金	1,883,027		
貸倒引当金 (※2)	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
預金	2,306,818	2,306,903	85
借入金	68,922	68,932	10

(※1) 当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,530	6,460	△69
その他有価証券	488,837	488,837	—
貸出金	1,874,026		
貸倒引当金 (※2)	△20,240		
	1,853,785	1,861,494	7,709
預金	2,296,229	2,296,322	92
借入金	108,889	108,902	12

(※1) 当第1四半期連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 四半期連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
非上場株式 (※1) (※2)	1,917	1,901
組合出資金 (※3)	1,888	1,710

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 前連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。  
当第1四半期連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,259	—	—	5,259
地方債	—	42,890	—	42,890
社債	—	51,204	20,413	71,618
株式	2,335	—	—	2,335
その他	990	364,739	—	365,730

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の四半期連結貸借対照表計上額は1,003百万円であります。

(有価証券関係)

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

#### 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,118	6,041	△77
合計	6,118	6,041	△77

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,530	6,460	△69
合計	6,530	6,460	△69

#### 2. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2,391	2,787	395
債券	115,917	114,917	△1,000
国債	3,287	3,235	△51
地方債	43,312	42,996	△316
社債	69,316	68,684	△632
その他	397,303	366,784	△30,518
合計	515,612	484,489	△31,123

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	1,770	2,335	564
債券	120,619	119,768	△851
国債	5,291	5,259	△32
地方債	43,139	42,890	△248
社債	72,188	71,618	△570
その他	397,012	366,733	△30,278
合計	519,402	488,837	△30,565

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額) とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間 (連結会計年度) の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、6百万円 (うち、債券6百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券

の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 : 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先 : 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先 : 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
うち役務取引等収益	1,593	1,617
預金・貸出業務	665	703
為替業務	360	352
証券関連業務	37	56
代理業務	33	37
保護預り・貸金庫業務	19	17
保証業務	13	13
投信窓販業務	77	83
保険窓販業務	283	257
その他	102	96

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株式の期中平均株式数	千株	21,459	21,437
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	8.71	4.81
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	91,023	107,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前第1四半期連結累計期間 31千株

当第1四半期連結累計期間 51千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木隆は、当社の第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

第1四半期財務諸表  
 (1) 第1四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	125,690	126,448
有価証券	220,864	220,189
貸出金	981,875	968,027
外国為替	299	305
リース投資資産	4,710	4,538
その他資産	12,860	13,613
その他の資産	12,860	13,613
有形固定資産	13,444	12,726
無形固定資産	664	1,046
前払年金費用	4,289	4,384
支払承諾見返	5,137	5,652
貸倒引当金	△ 14,099	△ 14,386
資産の部合計	<u>1,355,736</u>	<u>1,342,545</u>
<b>負債の部</b>		
預金	1,273,029	1,238,325
譲渡性預金	4,093	4,839
借入金	20,700	40,800
その他負債	9,613	9,389
未払法人税等	195	92
資産除去債務	114	114
その他の負債	9,303	9,182
睡眠預金払戻損失引当金	109	83
偶発損失引当金	260	269
繰延税金負債	260	471
再評価に係る繰延税金負債	1,368	1,197
支払承諾	5,137	5,652
負債の部合計	<u>1,314,573</u>	<u>1,301,027</u>
<b>純資産の部</b>		
資本金	24,200	24,200
資本剰余金	30,599	30,599
資本準備金	24,200	24,200
その他資本剰余金	6,399	6,399
利益剰余金	892	1,495
その他利益剰余金	892	1,495
繰越利益剰余金	892	1,495
株主資本合計	<u>55,691</u>	<u>56,294</u>
その他有価証券評価差額金	△ 17,592	△ 17,449
土地再評価差額金	3,064	2,672
評価・換算差額等合計	<u>△ 14,528</u>	<u>△ 14,776</u>
純資産の部合計	<u>41,163</u>	<u>41,517</u>
負債及び純資産の部合計	<u>1,355,736</u>	<u>1,342,545</u>

## (2) 第1四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第1四半期会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	4,542	4,197
資金運用収益	3,329	2,975
(うち貸出金利息)	2,822	2,826
(うち有価証券利息配当金)	471	114
役務取引等収益	802	814
その他業務収益	379	335
その他経常収益	31	72
経常費用	3,753	3,967
資金調達費用	25	24
(うち預金利息)	24	24
役務取引等費用	379	379
その他業務費用	306	295
営業経費	2,950	2,940
その他経常費用	91	326
経常利益	789	230
特別利益	-	667
固定資産処分益	-	3
収用補償金	-	664
特別損失	-	640
固定資産処分損	-	93
減損損失	-	547
税引前四半期純利益	789	256
法人税、住民税及び事業税	7	6
法人税等調整額	194	39
法人税等合計	202	45
四半期純利益	586	211

**内閣府令附則 第37条 第3号**

項 目	添 付 書 類 名
代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面	・代表者による記載事項について適正であることの確認書

**内閣府令附則 第37条 第4号**

項 目	添 付 書 類 名
第2号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書面	・(単体)(連結)独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

記載事項について適正であることの確認書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社じもとホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 隆  
山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社きらやか銀行  
代表取締役頭取 川越 浩司

株式会社じもとホールディングスおよび株式会社きらやか銀行が、金融機能強化法附則第26条第2項の規程により、経営強化計画を提出するにあたり添付すべき金融機能強化に関する内閣府令附則第37条第1項第2号に規定する以下の書類につきまして、記載された事項が適正であることを確認しております。

記

1. 株式会社じもとホールディングス

- ・ 第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表及び第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書
- ・ 連結自己資本比率の状況
- ・ 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
- ・ 四半期報告書（第12期第1四半期）

2. 株式会社きらやか銀行

- ・ 第175期末（2023年3月31日現在）貸借対照表及び第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）損益計算書（単体）
- ・ 第175期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表及び第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書
- ・ 自己資本比率の状況（単体）
- ・ 連結自己資本比率の状況
- ・ 第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単体）
- ・ 第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
- ・ 総勘定元帳（2023年7月31日現在）
- ・ 第176期第1四半期末（2023年6月30日現在）貸借対照表
- ・ 第176期第1四半期末（2023年4月1日から2023年6月30日まで）損益計算書

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第11期

〔 2022年4月1日  
2023年3月31日 〕

## 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社じもとホールディングス

第11期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	933	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	2	未払法人税等	6
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	42	未払配当金	32
その他の	5	預り金	1
流動資産合計	984	その他の	8
固 定 資 産		流動負債合計	56
有形固定資産		固 定 負 債	
工具、器具及び備品	2	そ の 他	5
有形固定資産合計	2	固定負債合計	5
無形固定資産		負債の部合計	61
ソフトウェア	0	(純資産の部)	
無形固定資産合計	0	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	18,750
関係会社株式	97,066	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資本準備金	17,250
繰延税金資産	3	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	97,077	資本剰余金合計	78,118
固定資産合計	97,079	利 益 剰 余 金	
繰 延 資 産		その他利益剰余金	1,230
株式交付費	3	繰越利益剰余金	1,230
繰延資産合計	3	利益剰余金合計	1,230
		自 己 株 式	△ 92
		株 主 資 本 合 計	98,007
		純資産の部合計	98,007
資産の部合計	98,068	負債及び純資産の部合計	98,068

第11期 ( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
手数料収入	378	
受取配当金	237	
営業収益合計		615
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	361	
営業費用合計		361
営業利益		253
営 業 外 収 益		
受取利息	0	
受取家賃	8	
雑収入	8	
営業外収益合計		16
営 業 外 費 用		
株式交付費償却	4	
雑損	3	
営業外費用合計		7
経常利益		263
税引前当期純利益		263
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	0	
法人税等合計		9
当期純利益		254

第11期

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

## 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,615	1,615	△ 86	98,398	98,398
当期変動額									
剰余金の配当					△ 639	△ 639		△ 639	△ 639
当期純利益					254	254		254	254
自己株式の取得							△ 10	△ 10	△ 10
自己株式の処分			△ 0	△ 0			4	4	4
当期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	△ 385	△ 385	△ 5	△ 390	△ 390
当期末残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,230	1,230	△ 92	98,007	98,007

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年 ～ 15年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

#### 4. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 追加情報

### (株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

#### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44 百万円、51 千株であります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権  
現金及び預金 933 百万円  
未収収益 0 百万円
3. 関係会社に対する金銭債務  
その他 8 百万円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
  - (1) 営業取引による取引高  
営業収益  
手数料収入 378 百万円  
受取配当金 237 百万円  
販売費及び一般管理費 133 百万円
  - (2) 営業取引以外の取引による取引高  
営業外収益  
受取利息 0 百万円  
受取家賃 8 百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	注
合計	80	25	3	102	

- (注) 1. 自己株式(普通株式)の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する株式がそれぞれ、31千株、51千株が含まれております。
2. 自己株式(普通株式)の増加25千株は、株式給付信託(BBT)に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式(普通株式)の減少3千株は、株式給付信託(BBT)に基づく対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求0千株であります。



## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払金	0
未払費用	2
未払事業税	<u>1</u>
繰延税金資産合計	<u>3</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>3</u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末高
子会社	株式会社きらやか銀行	山形県山形市	24,200	銀行業	所有直接100%	経営管理 役員兼任	経営管理料の受取 (注1)	191	—	—
子会社	株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	22,735	銀行業	所有直接100%	経営管理 役員兼任	経営管理料の受取 (注1)	186	—	—

(注) 1. 当社の業務予算に基づき、経営活動に必要な諸経費を鑑みて算定しております。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 1,766円68銭

2. 1株当たりの当期純損失金額 0円54銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

当社と連結子会社である株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」といいます。)について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてきたことによります。

(1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

(2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

2. SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社との間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

(1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

(2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 第11期 附属明細書

〔 2022年4月1日から 〕  
〔 2023年3月31日まで 〕

株式会社じもとホールディングス

第11期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 附属明細書

2023年●月●日作成

2023年●月●日備付

住	所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
会	社	株式会社じもとホールディングス
代	表	鈴木 隆
取	締	
役		

# 目 次

- 1 計算書類に関する事項
- 2 事業報告に関する事項

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

種 類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	償 却 累 計 額	償 却 累 率
有形固定資産	3	-	0	0	2	23	91.10%
無形固定資産	0	-	0	0	0	73	99.84%
計	3	-	0	0	2	97	97.57%

(2) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	6	
給 料 ・ 手 当	187	
法 定 福 利 費	23	
通 信 費	5	
水 道 光 熱 費	1	
保 険 料	5	
地 代 家 賃	20	
支 払 手 数 料	0	
会 議 費	4	
租 税 公 課	9	
外 部 報 酬	64	
保 守 料	22	
減 価 償 却 費	0	
雑 費	7	
そ の 他	1	
計	361	

(3) その他の重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の様況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	川越浩司	株式会社きらやか銀行	代表取締役頭取	当社及び株式会社きらやか銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取締役	鈴木隆	株式会社仙台銀行	代表取締役頭取	当社及び株式会社仙台銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取締役	川村淳	株式会社きらやか銀行	取締役	
取締役	尾形毅	株式会社仙台銀行	取締役	
取締役	斎藤義明	株式会社仙台銀行	代表取締役専務	
取締役	鈴木誠	株式会社きらやか銀行	代表取締役専務	
取締役	太田順一	株式会社仙台銀行	代表取締役常務	
取締役	内田巧一	株式会社きらやか銀行	常務取締役	
取締役	半田稔		半田稔法律事務所所長	
取締役	長谷川靖	地方創生パートナーズ株式会社	執行役員事務局長	
		SBI地銀ホールディングス株式会社	取締役	
		株式会社福島銀行	取締役	
取締役	佐竹勤	株式会社コアテック	代表取締役会長	
取締役 (監査等委員)	遠藤宏			
取締役 (監査等委員)	伊藤吉明		伊藤公認会計士事務所所長	
取締役 (監査等委員)	高橋節			
取締役 (監査等委員)	今野純一			

### (2) その他の重要な事項

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第11期

〔 2022年4月1日  
2023年3月31日 〕

## 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株式会社じもとホールディングス

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 銭 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 銭 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 価 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	2,581,541
その他の有形固定資産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ ェ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
その他の無形固定資産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	77,730
資産の部合計	2,659,272	負債及び純資産の部合計	2,659,272

第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,435
資 金 運 用 収 益	23,556	
貸 出 金 利 息	22,030	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2	
預 け 金 利 息	295	
そ の 他 の 受 入 利 息	24	
役 務 取 引 等 収 益	6,693	
そ の 他 業 務 収 益	1,560	
そ の 他 経 常 収 益	5,623	
償 却 債 権 取 立 益	39	
株 式 等 売 却 益	402	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181	
経 常 費 用		41,733
資 金 調 達 費 用	233	
預 金 利 息	145	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	29	
役 務 取 引 等 費 用	3,532	
そ の 他 業 務 費 用	1,418	
営 業 経 費	22,348	
そ の 他 経 常 費 用	14,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424	
経 常 損 失		4,297
特 別 利 益		36
固 定 資 産 処 分 益	9	
そ の 他 の 特 別 利 益	26	
特 別 損 失		546
固 定 資 産 処 分 損 失	99	
減 損 損 失	447	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418	
法 人 税 等 調 整 額	1,850	
法 人 税 等 合 計		2,269
当 期 純 損 失		7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		7,082

第11期

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社  
会社名
- ・株式会社きらやか銀行
  - ・株式会社仙台銀行
  - ・きらやかカード株式会社
  - ・きらやかリース株式会社
  - ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
  - ・山形ビジネスサービス株式会社
  - ・株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1社  
会社名
- ・株式会社富士通山形インフォテクノ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。



## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物      2年 ～ 50年

その他      2年 ～ 20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,319百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結される子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

## 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額(繰延税金負債相殺前)1,547百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当連結会計年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 2. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 21,453百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況であると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. (株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44百万円、51千株であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 141 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等でありませぬ。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188	百万円
危険債権額	59,995	百万円
三月以上延滞債権額	—	百万円
貸出条件緩和債権額	5,202	百万円
合計額	73,386	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,676百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	77,096	百万円
貸出金	24,713	百万円
その他資産	1	百万円

### 担保資産に対応する債務

預金	1,390	百万円
借入金	60,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券294百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金553百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、350,029百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が349,074百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,114百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,499百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,810百万円であります。
10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額43百万円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 270 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 3 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	2
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	宮城県	2
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	38
遊休	その他	宮城県	0
合計			447

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	—	—	21,540	
B種優先株式	13,000	—	—	13,000	
C種優先株式	10,000	—	—	10,000	
D種優先株式	5,000	—	—	5,000	
合 計	49,540	—	—	49,540	
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	(注) 1、2、3
合 計	80	25	3	102	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、31千株、51千株含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の増加25千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式（普通株式）の減少3千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214百万円	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	B種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	C種優先株式	130百万円	13.06円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	D種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	161百万円	7.50円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	B種優先株式	1百万円	0.11円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	C種優先株式	131百万円	13.10円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	D種優先株式	0百万円	0.10円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
合計		639百万円			

(注) 1. 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月22日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	107百万円	利益剰余金	5.00円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
B種優先株式	1百万円	利益剰余金	0.11円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
C種優先株式	131百万円	利益剰余金	13.10円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
D種優先株式	0百万円	利益剰余金	0.10円	2023年 3月31日	2023年 6月23日

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

##### ② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

#### (4) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値

として管理しており、2023年3月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△6,972百万円（前連結会計年度末は21,157百万円）になります。

なお、当連結会計年度より、市場リスク量算定の方法を一部変更しており、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### （5）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
(2) 貸出金	1,883,027		
貸倒引当金 (※2)	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
資産計	2,353,526	2,359,057	5,530
(1) 預金	2,306,818	2,306,903	85
(2) 譲渡性預金	179,293	179,293	0
(3) 借入金	68,922	68,932	10
負債計	2,555,033	2,555,129	95
デリバティブ取引 (※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	46	46	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	46	46	—

(※1) 当連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(※4) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	1,917
組合出資金 (※3)	1,888

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783
デリバティブ取引				
金利関連	—	46	—	46
資産計	6,682	456,123	20,728	483,534

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

#### ① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(※1)
	損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
989	—	11	—	—	—	1,000	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	6,041	6,041
貸出金	—	—	1,868,526	1,868,526
資産計	—	—	1,874,567	1,874,567
預金	—	2,306,903	—	2,306,903
譲渡性預金	—	179,293	—	179,293
借入金	—	60,793	8,138	68,932
負債計	—	2,546,991	8,138	2,555,129

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

## 有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

レベル2に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレーン・バナラ型）であるため、レベル2に分類しています。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.17%-0.65%	0.35%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,912	0	191	△375	-	-	20,728	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。



時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

## 有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,118	6,041	△77
	その他	—	—	—
	小計	6,118	6,041	△77
合計		6,118	6,041	△77

### 3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,697	1,127	570
	債券	18,516	18,401	114
	国債	—	—	—
	地方債	387	386	0
	社債	18,128	18,015	113
	その他	11,759	11,647	111
	小計	31,973	31,176	797
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,089	1,264	△175
	債券	96,400	97,515	△1,114
	国債	3,235	3,287	△51
	地方債	42,609	42,926	△317
	社債	50,555	51,301	△746
	その他	355,025	385,655	△30,630
	小計	452,515	484,436	△31,920
合計		484,489	515,612	△31,123

### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	30	29	△0
合計	30	29	△0

(売却の理由) 買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,378	374	21
債券	6,341	6	—
国債	6,191	6	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	927	27	—
合計	8,647	409	21

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 金銭の信託に関する注記

### 1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,920	△0

### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	37,435
うち役務取引等収益	6,693
預金・貸出業務	2,859
為替業務	1,440
証券関連業務	248
代理業務	168
保護預り・貸金庫業務	22
保証業務	88
投信窓販業務	281
保険窓販業務	1,184
その他	400

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 810円27銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額 342円52銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

当社と連結子会社である株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律

(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」といいます。)について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてきたことによります。

#### (1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

#### (2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

### 2. SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社との間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

#### (1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

#### (2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きらやか銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 第175期

〔 2022年4月1日 から  
2023年3月31日 まで 〕

## 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表



株式会社きらやか銀行

第175期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	125,690	預 金	1,273,029
現 金	30,302	当 座 預 金	59,228
預 け 金	95,387	普 通 預 金	741,495
有 価 証 券	220,864	貯 蓄 預 金	1,626
地 方 債	7,237	通 知 預 金	7,874
社 債	41,014	定 期 預 金	448,592
株 式	6,449	定 期 積 金	11,672
そ の 他 の 証 券	166,163	そ の 他 の 預 金	2,540
貸 出 金	981,875	譲 渡 性 預 金	4,093
割 引 手 形	5,361	借 用 金	20,700
手 形 貸 付	31,979	借 入 金	20,700
証 書 貸 付	841,136	そ の 他 負 債	9,613
当 座 貸 越	103,397	未 決 済 為 替 借	337
外 国 為 替	299	未 払 法 人 税 等	195
外 国 他 店 預 け	299	未 払 費 用	951
そ の 他 資 産	17,570	前 受 収 益	476
未 決 済 為 替 貸	173	従 業 員 預 り 金	311
前 払 費 用	0	給 付 補 填 備 金	0
未 収 収 益	800	資 産 除 去 債 務	114
リ ー ス 投 資 資 産	4,710	そ の 他 の 負 債	7,225
そ の 他 の 資 産	11,886	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,444	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,272	繰 延 税 金 負 債	260
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	722		
無 形 固 定 資 産	664	負 債 の 部 合 計	1,314,573
ソ フ ト ウ ェ ア	498	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	165	資 本 金	24,200
前 払 年 金 費 用	4,289	資 本 剰 余 金	30,599
支 払 承 諾 見 返	5,137	資 本 準 備 金	24,200
貸 倒 引 当 金	△ 14,099	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,399
		利 益 剰 余 金	892
		そ の 他 利 益 剰 余 金	892
		繰 越 利 益 剰 余 金	892
		株 主 資 本 合 計	55,691
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,592
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 14,528
		純 資 産 の 部 合 計	41,163
資 産 の 部 合 計	1,355,736	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,355,736

第175期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		17,400
資 金 運 用 収 益	12,252	
貸 出 金 利 息	11,395	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	721	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,414	
受 入 為 替 手 数 料	798	
そ の 他 の 役 務 収 益	2,616	
そ の 他 業 務 収 益	1,450	
外 国 為 替 売 買 益	80	
国 債 等 債 券 売 却 益	0	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,370	
そ の 他 経 常 収 益	283	
償 却 債 権 取 立 益	35	
株 式 等 売 却 益	126	
そ の 他 の 経 常 収 益	120	
経 常 費 用		23,322
資 金 調 達 費 用	96	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 0	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,400	
支 払 為 替 手 数 料	236	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,164	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
国 債 等 債 券 償 還 損	20	
そ の 他 の 業 務 費 用	1,192	
営 業 経 費	11,784	
そ の 他 経 常 費 用	8,828	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,228	
貸 出 金 償 却	261	
株 式 等 償 却	3	
そ の 他 の 経 常 費 用	335	
経 常 損 失		5,921

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 引 前 当 期 純 損 失		<u>6,380</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25	
法 人 税 等 調 整 額	1,928	
法 人 税 等 合 計		<u>1,954</u>
当 期 純 損 失		<u>8,334</u>

第175期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金		評価・換算差 額等合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,218	9,218	64,017	△ 10,739	3,274	△ 7,465	56,552
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△ 201	△ 201	△ 201				△ 201
当 期 純 損 失 ( △ )					△ 8,334	△ 8,334	△ 8,334				△ 8,334
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					209	209	209				209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 7,062
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 8,325	△ 8,325	△ 8,325	△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 15,388
当 期 末 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	892	892	55,691	△ 17,592	3,064	△ 14,528	41,163

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～6年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。

なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,474百万円であります。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

## (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (4) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

## 8. 収益の計上方法

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の金額（繰延税金負債相殺前）805百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

#### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当事業年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

#### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。



## 2. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 14,099百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」 「7. 引当金の計上基準」 「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当事業年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当事業年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況にあると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 4,088百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,924百万円
危険債権額	34,783百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,818百万円
合計額	42,526百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,361百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	8百万円
有価証券	25,468百万円
担保資産に対応する債務	
預金	284百万円
借用金	20,700百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金419百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、159,503百万円で

あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が159,503百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 16,873百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,233百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 18,021百万円であります。
10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 88百万円
11. 関係会社に対する金銭債権総額 3,741百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 1,114百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	158百万円
役員取引等に係る収益総額	23百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	100百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,050百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

### 2. 減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	21
合計			425

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
第IV種 優先株式	—	100,000	100,000	—	注1
第V種 優先株式	—	50,000	50,000	—	注1
合 計	—	150,000	150,000	—	

注1. 2023年3月24日付で優先種類株主による取得請求権の行使により第IV種優先株式の全て及び第V種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、取得した第IV種優先株式及び第V種優先株式については、2023年3月24日の取締役会決議により、同日付ですべて消却しております。

## 有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,088
関連法人等株式	0

### 4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	581	257	323
	債券	13,790	13,684	105
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	13,790	13,684	105
	その他	11,034	10,952	81
	小計	25,405	24,895	510
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	272	375	△103
	債券	34,461	35,325	△863
	国債	—	—	—
	地方債	7,237	7,416	△179
	社債	27,224	27,909	△684
	その他	153,847	171,000	△17,152
	小計	188,580	206,700	△18,119
合計		213,986	231,595	△17,609

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,507
組合出資金	1,281

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)  
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	129	126	—
債券	150	0	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	—	—	—
合計	279	126	—

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	2,575 百万円
貸倒引当金	3,772
退職給付引当金	358
減価償却	139
その他有価証券評価差額金	5,387
その他	945
繰延税金資産小計	13,178
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△2,482
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,889
評価性引当額小計（注1）	△12,372
繰延税金資産合計	805
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	11
前払年金費用	1,054
繰延税金負債合計	1,066
繰延税金資産（負債）の純額	△260 百万円

（注1）評価性引当額が6,625百万円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を見直ししたことに伴い、スケジュールリング不能な将来減算一時差異等に係る評価性引当額を追加的に認識したことによるものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 6年以内 (百万円)
税務上の繰 越欠損金 (※1)	296	937	—	392	—	—
評価性 引当額	△203	△937	—	△392	—	—
繰延税金 資産	92	—	—	—	—	—

	6年超 7年以内 (百万円)	7年超 8年以内 (百万円)	8年超 9年以内 (百万円)	9年超 10年以内 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰 越欠損金 (※1)	—	938	—	11	2,575
評価性 引当額	—	△938	—	△11	△2,482
繰延税金 資産	—	—	—	—	(※2) 92

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額 69 円 50 銭

1 株当たりの当期純損失金額 48 円 89 銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード株式会社	100% (-)	債権被保証	被保証	△3,622	-	-
				支払保証料(注)	100	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、每期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は28,010百万円であります。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所(注2)	山形県米沢市	3	会計事務所	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	4 0	貸出金	36

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 有限会社五十嵐会計事務所は、社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（2004年法律第128号）の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます。）について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、当行の体制整備を進めてきたことによります。

(1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、当行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

(2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

2. SBIグループとじもとホールディングスとの間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催のじもとホールディングス及び当行の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、じもとホールディングスの主要株主であるSBIグループとじもとホールディングスとの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

(1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当行としては、追加支援を通じて、SBIグループにじもとホールディングス及び当行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

(2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 第 175 期 附 属 明 細 書

〔 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで 〕

第175期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 附属明細書

住 所 山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社 きらやか銀行

代表取締役 川 越 浩 司

## 目 次

- 1 計算書類に関する事項
  - (1) 有形固定資産及び無形固定資産
  - (2) 引当金
  - (3) 営業経費
  - (4) その他の重要な事項
- 2 事業報告に関する事項
  - (1) 会社役員の内兼任の状況
  - (2) その他の重要な事項

# 1 計算書類に関する事項

## (1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
建物	4,616	61	( 118 107 )	288	4,272	14,576	77.33
土地	9,047	-	( 642 318 )	-	8,404	2,835	25.22
建設仮勘定	-	113	68	-	44	-	-
その他の有形固定資産	738	151	( 1 - )	165	722	2,731	79.07
有形固定資産計	14,402	326	( 831 425 )	453	13,444	20,143	59.97
無形固定資産							
ソフトウェア	248	349	8	91	498	3,355	87.06
その他の無形固定資産	165	-	-	-	165	-	-
無形固定資産計	414	349	8	91	664	3,355	83.47

(注1) 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注2) 償却累計率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (2) 引当金

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	6,138	14,099	267	5,871	14,099	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(1)の通りであります。
睡眠預金払戻金 損失引当金	142	18	50	-	109	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(3)の通りであります。
偶発損失引当金	176	260	-	176	260	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(4)の通りであります。
計	6,457	14,378	317	6,048	14,470	

(注) 当期減少額「その他」欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

貸倒引当金 …………… 洗替による取崩額

## (3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,120
退 職 給 付 費 用	268
福 利 厚 生 費	893
減 価 償 却 費	542
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	488
営 繕 費	49
消 耗 品 費	91
給 水 光 熱 費	188
旅 費	24
通 信 費	211
広 告 宣 伝 費	58
諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費	96
租 税 公 課	935
そ の 他	3,814
計	11,784

## (4) その他の重要な事項

該当事項はありません。



## 2 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員・監査等委員の兼務の状況

区 分	氏 名	兼職法人等名	役 職	摘要
取 締 役	佐藤 明夫	佐藤総合法律事務所	代表	
取 締 役	森 俊彦	一般社団法人日本金融人材 育成協会	会長	
監 査 等 委 員	結城 章夫	学校法人富澤学園	理事長	
監 査 等 委 員	五十嵐 正明	公立大学法人山形県立 米沢女子短期大学	監事	

### (2) その他の重要な事項

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きらやか銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第175期

〔 2022年4月1日 から  
2023年3月31日 まで 〕

## 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表



株式会社きらやか銀行

第175期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	125,831	預 金	1,272,127
有 価 証 券	217,071	譲 渡 性 預 金	4,093
貸 出 金	979,679	借 用 金	28,809
外 国 為 替	299	そ の 他 負 債	11,778
リース債権及びリース投資資産	12,483	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
そ の 他 資 産	20,635	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,472	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,256	繰 延 税 金 負 債	74
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
その他の有形固定資産	765	負債の部合計	1,323,865
無 形 固 定 資 産	751	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	579	資 本 金	24,200
その他の無形固定資産	171	資 本 剰 余 金	29,398
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,116	利 益 剰 余 金	1,671
繰 延 税 金 資 産	162	株 主 資 本 合 計	55,269
支 払 承 諾 見 返	5,137	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,587
貸 倒 引 当 金	△ 14,785	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 983
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 15,506
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	39,990
資産の部合計	1,363,855	負債及び純資産の部合計	1,363,855

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,700
資 金 運 用 収 益	12,189	
貸 出 金 利 息	11,451	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	602	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,811	
そ の 他 業 務 収 益	1,458	
そ の 他 経 常 収 益	5,241	
償 却 債 権 取 立 益	35	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,205	
経 常 費 用		28,589
資 金 調 達 費 用	154	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	7	
役 務 取 引 等 費 用	1,483	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
営 業 経 費	12,381	
そ の 他 経 常 費 用	13,356	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,210	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,146	
経 常 損 失		5,888
特 別 利 益		26
収 用 補 償 金	26	
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		6,320
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31	
法 人 税 等 調 整 額	1,966	
法 人 税 等 合 計		1,998
当 期 純 損 失		8,318
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		8,322

第175期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	24,200	29,398	9,985	63,584	△ 10,733	3,274	△ 581	△ 8,040	225	55,769
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△ 201	△ 201						△ 201
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 8,322	△ 8,322						△ 8,322
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			209	209						209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 7,464
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 8,314	△ 8,314	△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 15,779
当 期 末 残 高	24,200	29,398	1,671	55,269	△ 17,587	3,064	△ 983	△ 15,506	227	39,990



## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかりース株式会社
- ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

- ・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～6年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,474百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

#### (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しており

ます。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの

有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額(繰延税金負債相殺前) 973百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

#### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当連結会計年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

#### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### 2. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 14,785百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に

記載しております。

## ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況にあると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

## ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 141 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等でありませ

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,323百万円
危険債権額	34,940百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,818百万円
合計額	43,082百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,361百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	8百万円
有価証券	25,468百万円

担保資産に対応する債務

預金	284百万円
借入金	20,700百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円及び保証金 434 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が166,765百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 17,470百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,233百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,021百万円であります。
10. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 89百万円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 270 百万円、株式等償却 3 百万円を含んでおります。
2. 減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	21
合計			425

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	161,013	431,203	—	592,216	注1
第IV種優先株式	100,000	—	100,000	—	注1
第V種優先株式	50,000	—	50,000	—	注1
合 計	311,013	431,203	150,000	592,216	
自己株式					
第IV種優先株式	—	100,000	100,000	—	注1, 2, 3
第V種優先株式	—	50,000	50,000	—	注1, 2, 3
合 計	—	150,000	150,000	—	

注1．優先株式の取得請求権の行使により、当行が第IV種優先株式 100,000 千株を取得すると引換えに普通株式 363,636 千株を交付し、第V種優先株式 50,000 千株を取得すると引換えに普通株式 67,567 千株を交付しております。2023年3月24日に行われた当行取締役会決議により当行が取得し保有する種類株式のすべてを消却しております。

注2．自己株式の増加は種類株式の取得事由の発生に伴うものであります。

注3．自己株式の減少は消却に伴うものであります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	70百万円	0.44円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	第IV種優先株式	130百万円	1.30円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	第V種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
合 計		201百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」という。）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、将来の為替変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結される子会社及び子法人等では、リース業務、クレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権・債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

##### ② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部門は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレステストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部門は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」であります。

当行では、これらの金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券、預金、貸出金、政策投資株式は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として把握・管理しております。

当行の市場リスク量(VaR)は、2023年3月31日現在、全体で576百万円となっております。

なお、当連結会計年度より、市場リスク量算定の方法を一部変更しており、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券（※1） その他有価証券	214,076	214,076	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（※2）	979,679 △13,499		
	966,179	967,673	1,493
資産計	1,180,256	1,181,750	1,493
(1) 預金	1,272,127	1,272,198	70
(2) 譲渡性預金	4,093	4,093	0
(3) 借入金	28,809	28,827	18
負債計	1,305,030	1,305,119	88

（※1）当連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	1,713
組合出資金（※3）	1,281

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	7,237	—	7,237
社債	—	22,946	18,068	41,014
株式	885	—	—	885
その他	—	163,938	—	163,938
資産計	885	194,121	18,068	213,075

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

#### ①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却 償還、及び純 額	投資信託の 基準価額と その変動額	投資信託の 基準価額と その変動額	期末 残高	当期の損益に計上した うち、連結貸借対照 表に計上した評価損 益（※）
	損益に計上 （※1）	その他の包括利益 に計上 （※2）					
989	—	11	—	—	—	1,000	—

（※1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	967,673	967,673
資産計	—	—	967,673	967,673
預金	—	1,272,198	—	1,272,198
譲渡性預金	—	4,093	—	4,093
借入金	—	20,689	8,138	28,827
負債計	—	1,296,980	8,138	1,305,119

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.17%-0.39%	0.32%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (※1)
		損益に計上 (※1)	その他の包括利益に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	17,710	0	164	192	-	-	18,068	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、

利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。



## 有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	613	281	332
	債券	13,790	13,684	105
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	13,790	13,684	105
	その他	11,077	10,992	85
	小計	25,481	24,957	523
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	272	375	△103
	債券	34,461	35,325	△863
	国債	—	—	—
	地方債	7,237	7,416	△179
	社債	27,224	27,909	△684
	その他	153,861	171,015	△17,154
	小計	188,595	206,716	△18,120
合計		214,076	231,673	△17,597

### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

### 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	129	126	—
債券	150	0	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	—	—	—
合計	279	126	—

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	22,700
うち役務取引等収益	3,811
預金・貸出業務	1,915
為替業務	795
証券関連業務	109
代理業務	41
保護預り・貸金庫業務	10
保証業務	72
投信窓販業務	137
保険窓販業務	558
その他	169

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	67円14銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額	48円82銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2023 年 4 月 28 日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（2004 年法律第 128 号）の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます。）について、2023 年 9 月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022 年 5 月 13 日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、当行の体制整備を進めてきたことによります。

#### (1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が 3 年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、当行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

#### (2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

### 2. SBI グループとじもとホールディングスとの間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023 年 4 月 28 日開催のじもとホールディングス及び当行の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、じもとホールディングスの主要株主である SBI グループとじもとホールディングスとの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

#### (1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当行としては、追加支援を通じて、SBI グループにじもとホールディングス及び当行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

#### (2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

### 内閣府令附則第 37 条 第 5 号

項 目	添 付 書 類 名
役員の履歴書	<ul style="list-style-type: none"><li>・株式会社じもとホールディングス役員一覧</li><li>・株式会社きらやか銀行役員一覧</li></ul>
当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面	<ul style="list-style-type: none"><li>・部門別損益管理表（2023年3月期）</li></ul>
その他の法附則第 26 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号及び令附則第 14 条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・同左</li></ul>

## 1. 「役員履歴書」

### (1) 株式会社じもとホールディングス (2023年6月末現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役会長	川越 浩司	1963年11月23日生	1987年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行） 入行 2010年4月 株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014年4月 同行寒河江支店長 2014年6月 同行執行役員寒河江支店長 2016年10月 同行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017年6月 同行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018年4月 同行常務執行役員当社経営戦略部長 2018年6月 同行取締役 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 2021年6月 同行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2023年6月から1年
代表取締役社長	鈴木 隆	1954年1月20日生	1977年4月 株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行） 入行 2003年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長 2003年6月 同行取締役融資部長 2005年6月 同行取締役企画部長 2006年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長 2006年6月 同行取締役総務部長 2007年6月 同行常務取締役総務部長 2008年6月 同行常務取締役 2009年6月 同行代表取締役常務 2012年10月 株式会社じもとホールディングス取締役 2013年6月 同行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長 2021年6月 当社代表取締役社長（現職）	2023年6月から1年
常務取締役	尾形 毅	1966年1月30日生	1989年4月 株式会社仙台銀行入行 2013年10月 同行経営企画部長兼経理部長 2015年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長 2016年6月 同行取締役本店営業部長兼国分町支店長兼東京支店長 2018年6月 同行取締役（現職） 株式会社じもとホールディングス取締役 2022年6月 当社常務取締役（現職）	2023年6月から1年
常務取締役	内田 巧一	1966年9月27日生	1989年4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2014年4月 株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015年6月 同行執行役員経営企画部長 2018年6月 同行取締役経営企画部長 2020年6月 同行常務取締役 2021年6月 株式会社じもとホールディングス取締役 2023年6月 同行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2023年6月から1年
取締役	太田 順一	1959年10月19日生	1983年4月 株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行） 入行 2013年10月 同行市場金融部長 2014年6月 同行取締役市場金融部長 2015年6月 同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役総合企画部長 2016年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長 当社取締役退任 2019年6月 同行常務取締役 当社取締役（現職） 2020年6月 同行代表取締役常務（現職）	2023年6月から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	遠藤 裕治	1965年6月28日生	1988年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年4月 株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月 同行宮内支店長 2011年4月 同行山形北支店長 2014年4月 同行東京支店長 2017年2月 同行新発田支店長 2018年6月 同行執行役員新発田支店長 2019年6月 同行常務執行役員仙台支店長 2020年6月 同行取締役仙台支店長 2021年6月 同行取締役（現職） 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役	坂爪 敏雄	1966年1月19日生	1991年4月 株式会社仙台銀行入行 2015年6月 同行融資部長兼管理部長 2019年6月 同行取締役融資部長兼管理部長 2021年6月 同行取締役地元企業応援部長 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング取 締役 2022年6月 同行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長（現 職） 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング代 表取締役社長（現職） 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役	笠原 守	1967年3月8日生	1990年4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2018年6月 株式会社きらやか銀行融資部長 2020年6月 同行執行役員融資部長 2021年6月 同行取締役監査等委員 2022年6月 同行取締役市場金融部長 2023年2月 同行取締役（現職） 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役	半田 稔	1957年9月3日生	1989年4月 弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現職） 2009年4月 山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士連合会副会長 2017年1月 山形県公害審査会会長（現職） 2017年2月 山形県弁護士協同組合理事長（現職） 2018年7月 山形県収用委員会会長（現職） 2019年6月 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役	長谷川 靖	1962年2月22日生	1984年4月 大蔵省入省 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長 2008年7月 同庁監督局保険課長 2010年7月 同庁監督局総務課長 2012年7月 同庁総務企画局企画課長 2014年7月 財務省福岡財務支局長 2015年7月 金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年7月 財務省東海財務局長 2017年6月 株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管 理担当） 2019年6月 財務省退官 2019年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2020年8月 地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長 （現職） 2021年6月 株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年2月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役（現職） 2023年6月 株式会社きらやか銀行取締役（現職）	2023年6月 から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	佐竹 勤	1953年3月2日生	<p>1975年4月 東北電力株式会社入社</p> <p>2007年6月 同社執行役員企画部長</p> <p>2009年6月 同社常務取締役お客さま本部長 株式会社ユアテック監査役(非常勤)</p> <p>2012年6月 同社監査役(非常勤)退任 同社取締役(非常勤)</p> <p>2013年6月 東北電力株式会社取締役副社長 株式会社ユアテック取締役(非常勤)退任</p> <p>2014年6月 東北電力株式会社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社長</p> <p>2019年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>2021年6月 同社代表取締役会長(現職)</p> <p>2022年6月 株式会社じもとホールディングス取締役(現職)</p>	2023年6月 から1年
取締役 監査等委員	遠藤 宏	1963年12月22日生	<p>1986年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社仙台銀行) 入行</p> <p>2007年4月 同行津谷支店長</p> <p>2009年6月 同行高砂支店長</p> <p>2012年4月 同行大富支店長</p> <p>2014年9月 同行推進部長</p> <p>2015年6月 同行市場金融部長</p> <p>2018年9月 同行総務部長</p> <p>2020年6月 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員(現職)</p>	2023年6月 から2年
取締役 監査等委員	伊藤 吉明	1950年7月21日生	<p>1976年11月 監査法人太田哲三事務所(現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所 会計士補登録</p> <p>1981年3月 公認会計士登録</p> <p>1983年9月 伊藤栄一公認会計士事務所入所</p> <p>1983年11月 税理士登録</p> <p>1988年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 社員</p> <p>1999年6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 代表社員 山形事務所長</p> <p>2002年4月 山形県包括外部監査人</p> <p>2002年7月 日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長</p> <p>2007年7月 伊藤公認会計士事務所所長(現職)</p> <p>2009年4月 公立大学法人山形県立保健医療大学監事(現職)</p> <p>2010年6月 株式会社きらやか銀行監査役</p> <p>2012年10月 株式会社じもとホールディングス監査役</p> <p>2016年6月 同行監査役退任</p> <p>2019年6月 当社取締役監査等委員(現職)</p>	2023年6月 から1年
取締役 監査等委員	高橋 節	1950年2月3日生	<p>1972年4月 山形県採用</p> <p>2001年4月 同 東京事務所長</p> <p>2004年4月 同 農林水産部長</p> <p>2006年4月 同 庄内総合支庁長</p> <p>2008年7月 同 健康福祉部長</p> <p>2009年3月 同 退職</p> <p>2009年3月 山形県副知事 山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長</p> <p>2012年4月 同協会理事長</p> <p>2013年3月 山形県副知事退任</p> <p>2013年8月 株式会社モンテディオ山形代表取締役社長</p> <p>2015年11月 同社代表取締役社長退任</p> <p>2016年6月 株式会社じもとホールディングス監査役</p> <p>2019年6月 当社取締役監査等委員(現職)</p>	2023年6月 から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	伊 東 昭 代	1959年1月11日生	1983年4月 宮城県採用 2013年4月 同 東京事務所長 2014年4月 同 保険福祉部長 2016年4月 同 震災復興・企画部長 2018年4月 同 総務部長 2019年3月 同 退職 2019年4月 宮城県教育委員会教育長 2023年3月 同 教育委員会教育長退任 2023年4月 宮城県美術館長（現職） 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月 から2年

（注）取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏、および伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 株式会社きらやか銀行（2023年6月末現在）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役頭取	川 越 浩 司	1963年11月23日生	1987年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 2010年4月 株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014年4月 当行寒河江支店長 2014年6月 当行執行役員寒河江支店長 2016年10月 当行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017年6月 当行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018年4月 当行常務執行役員当社経営戦略部長 2018年6月 当行取締役 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 2021年6月 当行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2023年6月 から1年
代表取締役常務	内 田 巧 一	1966年9月27日生	1989年4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2014年4月 株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015年6月 当行執行役員経営企画部長 2018年6月 当行取締役経営企画部長 2020年6月 当行常務取締役 2021年6月 株式会社じもとホールディングス取締役 2023年6月 当行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役	遠 藤 裕 治	1965年6月28日生	1988年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年4月 株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月 当行宮内支店長 2011年4月 当行山形北支店長 2014年4月 当行東京支店長 2017年2月 当行新発田支店長 2018年6月 当行執行役員新発田支店長 2019年6月 当行常務執行役員仙台支店長 2020年6月 当行取締役仙台支店長 2021年6月 当行取締役（現職） 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役	笠 原 守	1967年3月8日生	1990年4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2018年6月 株式会社きらやか銀行融資部長 2020年6月 当行執行役員融資部長 2021年6月 当行取締役監査等委員 2022年6月 当行取締役市場金融部長 2023年2月 当行取締役（現職） 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2023年6月 から1年



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	藤島 正史	1968年3月12日生	1990年4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2009年4月 株式会社きらやか銀行企業支援部主任調査役 2011年5月 当行事業再生部主任調査役 2015年3月 当行企業支援部副部長 2016年4月 当行企業支援部長 2018年6月 当行執行役員本業支援本部副本部長 2020年4月 当行執行役員天童支店長 2021年6月 当行常務執行役員天童支店長 2022年6月 当行取締役本店営業部長（現職）	2023年6月 から1年
取締役 （非常勤・ 非業務執行）	長谷川 靖	1962年2月22日生	1984年4月 大蔵省入省 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長 2008年7月 同庁監督局保険課長 2010年7月 同庁監督局総務課長 2012年7月 同庁総務企画局企画課長 2014年7月 財務省福岡財務支局長 2015年7月 金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年7月 財務省東海財務局長 2017年6月 株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当） 2019年6月 財務省退官 2019年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2020年8月 地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現職） 2021年6月 株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年2月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役（現職） 2023年6月 株式会社きらやか銀行取締役（現職）	2023年6月 から1年
取締役 監査等委員	野本 高誉	1965年9月12日生	1988年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年4月 株式会社きらやか銀行天童北支店長 2008年10月 当行左沢支店長 2011年10月 当行山辺支店長 2014年4月 当行西支店長 2015年10月 当行営業本部本業支援部長 2016年6月 当行執行役員営業本部本業支援部長 2018年6月 当行常務執行役員仙台支店長 2019年6月 当行取締役本店営業部長 2022年6月 当行取締役 2023年6月 当行取締役監査等委員（現職）	2023年6月 から1年
取締役 監査等委員	結城 章夫	1948年9月23日生	1971年7月 科学技術庁入庁 1998年7月 文化庁長官官房審議官 1999年7月 科学技術庁長官官房審議官 1999年11月 科学審議官 2000年6月 研究開発局長 2001年1月 文部科学省大臣官房長 2003年7月 文部科学審議官 2005年1月 文部科学事務次官 2007年9月 国立大学法人山形大学長 2014年3月 国立大学法人山形大学長 退任 2014年4月 公益財団法人山形県産業技術振興機構 顧問 2014年4月 国立大学法人山形大学名誉教授 2014年6月 当行社外監査役 2015年4月 公益財団法人山形県産業技術振興機構 理事長 2018年4月 学校法人富澤学園 副理事長 2019年4月 学校法人富澤学園 理事長（現職） 2020年6月 当行社外取締役監査等委員（現職）	2022年6月 から2年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	五十嵐 正 明	1951年4月6日生	1975年4月 青山監査法人（プライスウォーターハウフ会計事務所）入社 1977年7月 同監査法人退職 1977年11月 五十嵐公認会計士・税理士事務所開設 1989年4月 有限会社五十嵐会計事務所 代表取締役（現職） 1991年12月 みすず監査法人社員 1997年9月 同監査法人代表社員 2007年6月 同監査法人代表社員退任 2011年3月 公立大学法人山形県米沢女子短期大学監事（現職） 2016年6月 当行社外監査役 2020年6月 当行社外取締役監査等委員（現職）	2022年6月 から2年

- （注） 1. 取締役の結城章夫氏及び五十嵐正明氏は会社法第2条第16号に定める社外取締役であります。
2. 当行は、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を分離し、責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。

常務執行役員は2名で、仙台支店長松浦等、戦略エリア営業部長、斎藤秀、執行役員9名でリスク統括部長胡桃澤智、寒河江支店長渡辺琢治、経理部長佐々木克司、天童支店長芦野正光、本業支援部長木村哲也、総務部長岡崎和弘、経営企画部長西塚英樹、企業支援部長鈴木治、新発田支店長鈴木拓志で構成されております。

## 2. 「当該金融機関において部門別の損益管理がされていることを証する書面」

- ・ 当行の部門別損益管理について

当行では「収益管理システム」を導入し、運用を行っております。具体的には、個別スプレッド法を用いた管理会計により、営業店毎に調達コスト及び運用収益を把握し、それを営業店に意識させるものです。

		業務租利益				直接経費			経費	業務純益	信用コスト	RA 業務租利益	RA 業務純益
		資金利益	役員利益	その他業務利益	D=(A+B+C)	人件費	物件費	税金					
		A	B	C		E	F	G					
本店	本店営業部	1,594,124	229,879	0	1,824,003	△ 215,616	△ 19,183	△ 540	△ 235,340	1,588,664	△ 711,997	1,112,006	876,667
山形	中央営業部	609,792	113,664	0	723,457	△ 153,762	△ 19,212	△ 280	△ 173,254	550,203	△ 2,209,648	△ 1,486,191	△ 1,659,445
	北営業部	459,801	75,038	0	534,839	△ 133,357	△ 15,793	△ 360	△ 149,510	385,328	△ 78,560	456,279	306,769
	西	258,068	45,881	0	303,949	△ 90,400	△ 6,585	△ 240	△ 97,225	206,724	△ 42,751	261,199	163,973
	城西	244,460	47,335	0	291,795	△ 105,876	△ 17,204	△ 188	△ 123,268	168,527	△ 4,460	287,335	164,067
	山形桧町	143,895	28,009	0	171,904	△ 54,199	△ 5,771	△ 160	△ 60,130	111,774	△ 19,564	152,339	92,210
	蔵王駅前	73,563	16,845	0	90,407	△ 46,274	△ 1,906	△ 120	△ 48,300	42,107	△ 10,038	80,369	32,069
	上山	253,186	57,268	0	310,454	△ 107,803	△ 14,477	△ 204	△ 122,484	187,970	△ 30,155	280,299	157,815
	山辺	161,542	24,057	0	185,599	△ 58,734	△ 7,124	△ 160	△ 66,019	119,580	△ 28,674	156,925	90,907
寒河江	寒河江	487,270	78,429	0	565,698	△ 171,413	△ 16,794	△ 414	△ 188,621	377,077	△ 198,934	366,764	178,143
	左沢	90,312	13,367	0	103,680	△ 16,553	△ 1,417	△ 70	△ 18,040	85,639	△ 6,754	96,925	78,885
	間沢	58,319	9,789	0	68,108	△ 16,558	△ 2,128	△ 40	△ 18,726	49,382	△ 3,210	64,898	46,172
天童・東北	天童	664,901	91,967	0	756,868	△ 146,027	△ 14,246	△ 305	△ 160,578	596,290	△ 617,024	139,844	△ 20,734
	天童南	20,798	8,147	0	28,945	△ 31,019	△ 2,288	△ 180	△ 33,487	△ 4,541	△ 6,149	22,796	△ 10,690
	谷地	162,192	31,797	0	193,990	△ 63,182	△ 8,787	△ 120	△ 72,088	121,901	△ 12,735	181,254	109,166
	さくらんぼ東	395,591	61,335	0	456,925	△ 116,097	△ 9,455	△ 241	△ 125,793	331,132	△ 47,740	409,185	283,392
	楯岡	134,400	26,320	0	160,719	△ 53,229	△ 4,925	△ 100	△ 58,253	102,466	△ 161,921	△ 1,202	△ 59,455
	尾花沢	133,889	24,938	0	158,827	△ 55,628	△ 6,679	△ 160	△ 62,467	96,360	△ 12,791	146,035	83,568
	新庄	293,107	55,063	0	348,170	△ 109,435	△ 23,158	△ 200	△ 132,793	215,377	△ 60,523	287,648	154,854
	最上町	67,926	7,733	0	75,659	△ 20,161	△ 2,064	△ 30	△ 22,256	53,403	8,878	84,537	62,281
置賜	米沢	478,435	83,514	0	561,949	△ 138,513	△ 23,703	△ 292	△ 162,508	399,441	△ 79,978	481,971	319,462
	宮内	149,176	25,732	0	174,907	△ 52,050	△ 9,952	△ 120	△ 62,122	112,785	△ 17,169	157,738	95,616
	赤湯	139,513	27,014	0	166,527	△ 46,866	△ 5,219	△ 120	△ 52,205	114,322	△ 20,046	146,481	94,276
	高畠	157,185	25,201	0	182,387	△ 49,916	△ 5,804	△ 80	△ 55,799	126,587	△ 21,085	161,302	105,503
	長井	232,268	46,105	0	278,373	△ 78,705	△ 8,982	△ 201	△ 87,888	190,485	△ 27,596	250,777	162,889
	荒砥	94,425	21,026	0	115,450	△ 43,414	△ 5,956	△ 100	△ 49,469	65,981	△ 9,117	106,334	56,864
鶴岡	鶴岡中央	381,839	69,629	0	451,467	△ 128,387	△ 39,674	△ 184	△ 168,245	283,223	19,069	470,536	302,291
	山王前	159,492	19,109	0	178,601	△ 52,304	△ 4,733	△ 40	△ 57,077	121,524	△ 2,176,891	△ 1,998,291	△ 2,055,367
	温海	70,018	7,984	0	78,002	△ 16,352	△ 3,339	△ 32	△ 19,724	58,279	△ 207,972	△ 129,970	△ 149,693
酒田	大山	136,337	19,717	0	156,054	△ 44,163	△ 9,718	△ 80	△ 53,961	102,093	△ 68,117	87,938	33,976
	酒田	539,531	86,951	0	626,482	△ 165,618	△ 17,814	△ 280	△ 183,712	442,770	△ 43,413	583,069	399,357
	余目	92,874	15,271	0	108,144	△ 18,947	△ 2,250	△ 57	△ 21,253	86,891	△ 7,517	100,627	79,374
秋田	遊佐	113,194	19,508	0	132,702	△ 49,357	△ 6,012	△ 60	△ 55,429	77,272	△ 7,536	125,166	69,736
	本荘	181,051	20,678	0	201,728	△ 54,965	△ 10,491	△ 80	△ 65,536	136,192	△ 21,514	180,215	114,679
	本荘	181,051	20,678	0	201,728	△ 54,965	△ 10,491	△ 80	△ 65,536	136,192	△ 21,514	180,215	114,679
宮城	仙台	386,898	73,040	0	459,937	△ 100,248	△ 18,121	△ 140	△ 118,509	341,428	△ 20,893	439,044	320,535
	仙台一番町	258,720	33,528	0	292,248	△ 57,778	△ 8,565	△ 20	△ 66,362	225,886	△ 33,257	258,991	192,629
	弓の町	212,863	27,386	0	240,249	△ 56,124	△ 8,461	△ 28	△ 64,613	175,636	△ 7,202	233,047	168,434
	富沢	209,586	23,574	0	233,161	△ 46,748	△ 6,072	△ 40	△ 52,860	180,300	△ 34,532	198,629	145,769
	仙台卸町	265,091	29,214	0	294,305	△ 82,175	△ 13,167	△ 100	△ 95,442	198,863	△ 36,703	257,602	162,160
	仙台長町	213,337	26,700	0	240,037	△ 62,069	△ 15,393	△ 59	△ 77,522	162,515	△ 63,930	176,107	98,585
福島	仙台泉	26,545	3,144	0	29,690	△ 23,189	△ 1,849	△ 16	△ 25,054	4,636	△ 8,970	20,720	△ 4,334
	福島	162,212	21,692	0	183,904	△ 50,705	△ 8,927	△ 60	△ 59,692	124,213	△ 66,188	117,716	58,024
新潟	新発田	306,987	36,830	0	343,817	△ 94,053	△ 17,047	△ 121	△ 111,221	232,596	△ 85,905	257,912	146,691
	村上	172,122	15,920	0	188,042	△ 44,609	△ 9,505	△ 60	△ 54,173	133,869	△ 65,278	122,764	68,591
	新潟	142,109	21,649	0	163,758	△ 49,547	△ 8,185	△ 40	△ 57,772	105,986	△ 78,605	85,153	27,381
埼玉	大宮	147,403	32,469	0	179,872	△ 53,829	△ 9,639	△ 20	△ 63,489	116,384	△ 338,436	△ 158,564	△ 222,052
東京	東京	484,366	134,411	0	618,777	△ 51,007	△ 6,742	△ 21	△ 57,770	561,007	△ 176,621	442,156	384,386
営業店合計		12,220,711	2,013,858	0	14,234,569	△ 3,476,962	△ 484,518	△ 6,563	△ 3,968,042	10,266,527	△ 7,960,152	6,274,416	2,306,374
山形県		9,051,420	1,513,622	0	10,565,043	△ 2,649,915	△ 342,354	△ 5,757	△ 2,998,027	7,567,016	△ 6,922,118	3,642,925	644,898
宮城県		1,573,040	216,587	0	1,789,627	△ 428,331	△ 71,628	△ 404	△ 500,362	1,289,264	△ 205,488	1,584,139	1,083,777
新潟県		621,218	74,400	0	695,618	△ 188,209	△ 34,737	△ 221	△ 223,167	472,451	△ 229,788	465,829	242,663
秋田県		181,051	20,678	0	201,728	△ 54,965	△ 10,491	△ 80	△ 65,536	136,192	△ 21,514	180,215	114,679
福島県		162,212	21,692	0	183,904	△ 50,705	△ 8,927	△ 60	△ 59,692	124,213	△ 66,188	117,716	58,024
埼玉県		147,403	32,469	0	179,872	△ 53,829	△ 9,639	△ 20	△ 63,489	116,384	△ 338,436	△ 158,564	△ 222,052
東京都		484,366	134,411	0	618,777	△ 51,007	△ 6,742	△ 21	△ 57,770	561,007	△ 176,621	442,156	384,386
本部合計		△ 64,908	0	238,278	173,369	△ 2,108,213	△ 4,553,864	△ 929,416	△ 7,591,493	△ 7,418,123	△ 529,976	△ 356,607	△ 7,948,100
全体合計		12,155,802	2,013,858	238,278	14,407,938	△ 5,585,175	△ 5,038,382	△ 935,978	△ 11,559,535	2,848,403	△ 8,490,129	5,917,809	△ 5,641,725

3. 「その他の法附則第 26 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号及び令附則第 14 条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類」

① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

取組項目	確実な実施のための準備の状況
4-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
4-2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	
(3) SBIホールディングス株式会社との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SBIホールディングスとの連携により、グループ企業からの助言のもと中長期的な安定運用を目指した有価証券ポートフォリオ「SBIポート」の再構築。</li> <li>・ ビジネスマッチングなどの地域経済活性化に向けた連携、新規技術の導入やコスト削減など幅広い協業。</li> <li>・ SBIグループが有する商品・サービス・ノウハウなどを最大限活用しながら競争力・収益力を高め、企業価値の向上を図り、当行の「本業支援」をさらに強化。</li> </ul>
(4) 業績回復に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの影響を受けている地元中小企業を支援していくために、抜本的な収益改善策を取組み。</li> </ul>
① 中小企業支援へ特化した営業戦略への見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従前の多岐に亘る本業支援を大胆に取捨選択し、マンパワーを中小企業支援に傾注し、顧客接点を強化することや、山形県及び宮城県などを重点エリアとして設定し、人員を投下するなど営業戦略を見直し。</li> <li>・ 中小企業支援への体制構築として、コロナ支援や事業再生支援を専門的に行う企業支援部の新設、個人客の取り込み強化を企図した個人営業部の新設、域外での貸出金利息の積上げを企図した戦略エリア営業部の新設、SBIと連携し全国展開を見据えた広域リテール戦略部の新設。</li> </ul>
② 店舗網の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業支援に向かう人員の創出を図るため、店舗統廃合による合理化。2023 年度上期に 8 店舗の統廃合を行い、2023 年 9 月末には店舗数は 39 店舗となる予定。</li> </ul>
③ 抜本的な経費削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行全体で継続的に経費削減を取組み。役員報酬の削減や硬式野球部の無期限休部、継続的な物件費削減の履行。</li> </ul>
④ 追加の改善策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023 年 6 月に、取締役数（社外取締役、監査等委員含む）を 14 名から 9 名へと削減し、役員体制を刷新し、取締役数の削減による役員報酬の総額を削減。</li> <li>・ 役員間の情報共有をさらに密にするとともに、併せて執行役員・</li> </ul>

<p>(5) 信用供与の実施状況を検証するための体制</p> <p>① 支店長会議の進捗管理</p> <p>② 戦略ミーティングでの進捗管理</p> <p>③ 経営会議での進捗管理</p> <p>④ 取締役会での進捗管理</p> <p>4-2-2 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p>(1) 担保又は保証に過度に依存しない融資体制</p> <p>(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応</p> <p>(3) 私募債の取組</p>	<p>部長への権限委譲を進めることで、経営改善に向けた意思決定と施策の実行を迅速に対応できる体制。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行では毎年1月、4月、7月、10月の計4回の支店長会議を開催（必要に応じて臨時支店長会議も開催）。</li> <li>・ 支店長会議は、全役員、関連会社社長、全支店長および全部長が参加し、当行の現状や方針などにを共有。</li> <li>・ 新型コロナによる影響を受けた事業者へ支援も含めた中小企業支援を積極的に推進していくにあたり、施策の進捗及び計数実績等に対する監督、戦略推進における課題や対応状況などを、役員と本業支援部による月2回の戦略ミーティングを開催し、情報共有を実施。</li> <li>・ 頭取を委員長とする経営会議（委員は常勤取締役、オブザーバーとして本部部長が参加）を開催（定例開催は毎週金曜日、取締役会の開催週は除く）。</li> <li>・ 経営強化計画の施策の進捗状況や収益状況について管理するとともに、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗い出し・改善策の検討を行ない、以降の推進策を構築。</li> <li>・ 取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、社内役員のほか、非常勤・非業務執行の取締役（1名）及び社外取締役監査等委員（2名）による進捗管理にへの適切な関与。</li> <li>・ 財務をリバランスすることにより、資金繰りを改善し本業に専念してもらおう環境を作り企業の「稼ぐ力」向上を後押しすることを取組むため、キャッシュフロー改善に資する取組みを拡充。</li> <li>・ 「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の趣旨を尊重した取扱いを実施。</li> <li>・ 社会貢献を目的に寄付・寄贈を行う私募債として、発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に新型コロナウイルス感染症の予防・対策等に有効となる「新しい生活様式」に資</li> </ul>
--	---

<p>4-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策</p> <p>4-3-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策</p> <p>(1)被災者支援に向けた仙台銀行等との連携強化</p> <p>①協調融資取組等による資金供給機能の強化</p> <p>②ビジネスマッチングの強化</p> <p>③復興イベント、商談会の共同開催</p> <p>(2)当行独自の復興支援に係る施策</p> <p>①山形市との連携</p> <p>②東日本大震災事業者再生支援機構との連携強化</p> <p>③私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用</p> <p>④その他外部機関との連携</p>	<p>する取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行企業が行っているSDGsの取組みを紹介し、発行企業の地域貢献への取組みと財務内容の優良性およびSDGsの取組みを対外的にPRするための本業支援を取組み。</li> </ul> <p>・じもとグループとして東日本大震災からの復興に向けた支援態勢を整備し、単独行では対応が難しい大口融資案件についても協調融資にて積極的に対応し、被災地域における復興支援のための資金供給を目的として取組みを継続的に実施。</p> <p>・震災以降、人手不足への対応や、販売先および仕入先の紹介等、宮城県と山形県をつなぐビジネスマッチングを強化。</p> <p>・被災企業や新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の売上回復支援のため、継続的に実施。</p> <p>・山形市と「地域振興・活性化に向けた連携協力の協定書」を締結。</p> <p>・山形市売上増進支援センター（Y-b i z）へ派遣していた職員を本業支援部へ配置し、震災復興及び今般のコロナ禍における売上増強ニーズに対応する体制を整備。</p> <p>・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、事業再生計画に基づいて新規資金の対応。（2021年3月31日をもって支援決定の申込受付を終了）</p> <p>・震災の影響により既往債務の弁済に困難をきたしている個人債務者が、自助努力による生活や事業の再建への取組みを支援。</p> <p>・取引先の復興支援に向けて、地域経済活性化支援機構（旧：企業再生支援機構）や中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）などの外部機関と連携</p>
---	--

<p>4-4 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策</p>	
<p>(1) 地元企業への職員の派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元企業の経営を支援するために、業務管理やマーケティング等のノウハウを有する職員を中心に 20 名を派遣。</li> <li>・ 当行職員の派遣を行っていくことで、取引先の役職員とともに、現場での経営改善を一緒になって取組み。</li> </ul>
<p>(2) 継続した資金繰り支援</p>	<p>コロナによる影響が沈静化していくなかで、取引先の業況が回復していくためにも、これまで以上に長期間の継続した資金繰り支援を積極的に取組み。</p>
<p>(3) 抜本的な経営改善・事業再生支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権カットを含めた金融支援や D D S などの活用した長期の財務支援など、取引先の事業実態を把握したうえで、必要となる抜本的な経営改善・事業再生支援策を実施。</li> </ul>
<p>(4) 実効性のある中小企業支援体制の構築</p>	
<p>① 企業支援体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ支援・事業再生支援の専門部署の「企業支援部」を設立し、本部主導で集中的に支援する体制とすることで、経営改善や事業再構築に向けた支援のほか、債権カットを含めた金融支援などのより踏み込んだ事業再生支援を実施。</li> <li>・ 「企業支援部」内に、「営業店サポート課」を新設し、企業支援の実績やノウハウを有する本部職員が、営業店での取組みを強力にサポートするとともに、将来的な企業支援にあたる人材を育成。</li> <li>・ 営業店主導による支援状況を定期的にモニタリングし、本部・営業店と役員間での状況の共有、補助金活用支援や事業承継支援などのサポートのほか、コンサル会社や外部専門家と連携した支援を実施など、グループ全体での企業支援を取組み。</li> </ul>
<p>② 外部専門家による企業支援体制の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業支援の現場実践に優れた実績を有する外部専門家を招き、当行の行内支援体制の検証。</li> <li>・ 人材育成や業務の選択・集中も含め、企業支援の更なる実効性の向上に向けてアドバイスを受け、企業支援体制の実効性を向上。</li> </ul>



<p>4-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</p>	
<p>4-5-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策</p>	
<p>(1)創業・新事業進出支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県制度融資「開業支援資金」の他、日本政策金融公庫山形支店との連携商品「煌やかな未来」による創業・新事業進出支援。</li> <li>・ 山形県内の新技術・新製品等の研究開発を行うベンチャー企業等の支援を目的とした「ベンチャービジネス奨励事業」による助成金を贈呈</li> </ul>
<p>(2)成長応援ファンドの取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本銀行が実施する「成長基盤強化を支援するための資金供給」の対象金融機関として認定を受け、成長分野の事業に取組む企業の支援を目的としたファンドの取扱い。</li> </ul>
<p>4-5-2 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業主を含む)に対する支援に係る機能の強化のための施策</p>	
<p>(1)きらやかSDGs取組支援サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGs取組状況を診断の上、診断結果から判明した「強み」のさらなる強化、また「弱み」を補う今後の方針や対策等の策定を支援。</li> <li>・ 「企業価値向上」をサポートオリジナルとなる「SDGs宣言書」の策定も支援</li> </ul>
<p>(2)エネルギー設備投資に係る利子補給金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネに向けた取組みに係る融資を通じて、環境に配慮した取組みを支援するとともに地域経済の活性化。</li> </ul>
<p>(3)デジタル地域通貨の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル商品券や地域ポイントを発行・運用するための情報プラットフォームを活用した地方創生および地域経済活性化に対する取組み</li> </ul>
<p>(4)産学官金連携等外部連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形大学と受託事業実施契約を締結し、取引先企業の人材育成を支援する「きらやかマネジメントスクール」を開講</li> </ul>
<p>(5)きらやか産業賞の贈呈</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県内において「技術革新」「経営革新」「国際化」「教育訓練」の面において特に優れた実績を上げている企業として、助成金を贈呈。</li> </ul>

<p>4-5-3 早期の事業再生に資する方策</p> <p>(1) 経営改善取組企業に対する方策</p> <p>①「指導企業」の指定による改善支援及び管理の実施</p> <p>②指導企業へのサポート強化</p> <p>③「管理強化先」の指定によるモニタリング及び経営改善支援の実施</p> <p>④中小企業金融円滑化法終了後の支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「指導企業」として選定し、財務内容の改善に向け積極的な指導及び重点的な管理。</li> <li>・ 2022年10月1日に企業支援部を新設し、より深度を深めて経営改善に取組み。</li> <li>・ 経営改善計画の策定支援、計画進捗状況のモニタリング、本支店一体となって経営課題を共有など徹底した伴走支援。</li> <li>・ 中小企業活性化協議会等の外部機関との連携、調整にも積極的に関与し、抜本再生を視野に入れた具体的スキームの実行等、全方位的なサポート体制を整備。</li> <li>・ ハンズオンの経営支援を強化するために、ノウハウを有する職員が指導企業に出向し、企業の内部から経営改善に取組み。</li> <li>・ 与信供与額が大きい先で決算書分析ソフトの点数が一定評点以下の先や赤字・債務超過・借入過多・借入急増の当行自己査定抽出基準に該当する先等を「管理強化先」として選定し管理。</li> <li>・ 企業支援部内に「企業支援課」と「営業店サポート課」を新設し、2023年4月から管理強化先に対する関与度合を強化。</li> <li>・ 法終了後も従前と変わらない対応を実施。</li> </ul>
<p>4-5-4 事業の承継に対する支援に係る機能強化のための方策</p> <p>(1) コンサルティング体制の強化</p> <p>(2) 外部機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンサルティング子会社を増員し、事業承継に関するニーズに対するコンサルティング業務を拡充</li> <li>・ 仙台銀行やきらぼし銀行、あおぞら銀行、日本政策投資銀行等との連携や、「山形県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公共外部機関との連携を強化</li> </ul>

## ② 剰余金の処分の方針

取組項目	確実な実施のための準備の状況
6-1 配当に関するグループ方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するなか、地域金融機関としての責務を果たすためには、内部留保を充実させ自己資本の増強を図ることが必要と判断し、減配などにより配当を抑制。</li> </ul>
6-2 配当に向けた態勢整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の積上げにより、2037年3月期末までに利益剰余金193億円を確保し、公的資金100億円を返済。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益の積上げにより 2048 年 3 月期末までに利益剰余金 258 億円を確保し、公的資金 180 億円を返済。</li> </ul>
--	--

### ③財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

取組項目	確実な実施のための準備の状況
7-1 経営管理に係る体制及び今後の方針 (1)経営管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営課題については個々の要因はあるものの、ガバナンスの改革・改善が必要であると考え、再度課題を認識した上で進めて改善に向けて取組みを実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>①役員体制の刷新</li> <li>②仙台銀行からの役員派遣</li> <li>③リスク管理の強化</li> </ul> </li> </ul>
7-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針 (1)内部監査体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施。</li> <li>・定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、監査部長が経営会議やリスク管理委員会など当行の各種会議に出席し、リスク状況をモニタリングする態勢。</li> </ul>
(2)監査等委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査部と連携を深め、監査計画の策定・管理に関与し、取締役の職務執行を監視・監督。</li> <li>・常勤監査等委員は、経営会議・各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、監査の適切な実施に必要な権限を行使。</li> </ul>
7-3 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針 (1)リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じもとホールディングスが定めるグループの「リスク管理方針」に基づき、子銀行として適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保。</li> <li>・リスク状況を定期的または必要に応じてグループリスク管理委員会へ随時報告。コロナ影響先への資金繰り支援、経営改善支援の実施状況や今後の対応について定期的に報告を行うほか、グループ収益に一定影響のある重要事案を、適時適切にホールディングスへ報告を行い、グループとしての対応方針を重点的に協議。</li> </ul>
(2)統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーショナル・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認する体制とし、月次でリスク管理委員会に報告。</li> <li>・リスク管理委員会では、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク</li> </ul>

<p>(3)信用リスク管理</p>	<p>等についても、適時報告を受け、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022 年度決算が、与信関係費用の大幅に増加により赤字計上となったことを受け、現状と原因究明、責任の所在を取りまとめ、振り返りを実施し、振り返りの中で、洗い出された経営課題につきましても、改善策を策定。</li> <li>・ 役員体制の刷新による経営管理態勢の強化や営業戦略の見直しなども加え、信用リスク管理態勢の強化を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①貸出審査体制の強化</li> <li>②予兆管理の強化</li> <li>③個社別のクレジットラインの設定</li> <li>④人材育成</li> </ul> </li> </ul>
<p>(4)市場リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他有価証券評価損が拡大を受け、評価損の更なる拡大を防止する措置を実施し、評価損が大きく拡大となった背景、原因も含め、市場リスク管理面での振り返りを実施。</li> <li>・ その他有価証券評価損が拡大を受け、評価損の更なる拡大を防止する措置を実施し、評価損が大きく拡大となった背景、原因も含め、市場リスク管理面での振り返りを実施。</li> <li>・ 当面の間は、有価証券ポートフォリオの状況について、月次で仙台銀行及びじもとホールディングスの経営会議、取締役会に報告し、適時適切な管理。</li> <li>・ 中長期的な評価損の解消に向けて、SBIグループと連携しながら協議を進めてまいります。当行の経営会議、リスク管理委員会において十分な協議を行い、じもとホールディングスとも様々な検討を行いながら、市場リスクが拡大することのないように管理。</li> </ul>
<p>(5)流動性リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、リスク管理委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制。</li> <li>・ 万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定。</li> </ul>
<p>(6)オペレーショナル・リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つの区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーショナル・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減</li> </ul>

### 内閣府令附則第 37 条 第 7 号

項 目	添 付 書 類 名
・新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が法附則第 26 条第 2 項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面	・株式等の引受け額の算定根拠

## 株式等の引受け額の算定根拠

### 1. 株式等の引受け額の算定根拠

子会社である株式会社きらやか銀行の2023年3月末における連結自己資本比率は7.49%、単体自己資本比率は7.66%であり、国内基準である4.00%を上回っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多く地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。また、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、事業者が業績を回復するためには依然として長期間を見通す必要があります。特に中小企業の事業者を取り巻く経済環境は非常に厳しいものがありますが、地元経済を支え、活性化させていくためには、今後も中小企業の事業者を中心に、長期にわたって支援していくことが必要不可欠であり、地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

特に、きらやか銀行の地元である山形県の取引先において温泉旅館や観光サービス業など、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業が多くあります。これらの取引先を長期的かつ継続的に支援していただくためには、きらやか銀行において自己資本の積み増しが必要であると考えております。

今回の経営強化計画を着実に実践するため、180億円の資本増強により、自己資本の充実を図り、貸出余力を創造し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

#### (1) 株式会社じもとホールディングスの連結自己資本比率の見込み

	2023/3期 実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期 計画
自己資本比率	7.67%	9.13%程度	7.36%程度	7.45%程度	7.64%程度

#### (2) 株式会社きらやか銀行の単体自己資本比率の見込み

	2023/3期 実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期 計画
自己資本比率	7.66%	10.75%程度	7.80%程度	7.80%程度	8.18%程度

### 2. 資本金額の算定根拠

#### (1) 2023年3月期までの新型コロナウイルス感染症等によるきらやかの信用コストへの影響について

##### ① 新型コロナウイルス感染症による影響先への新規融資対応に伴う引当金の状況

(単位：先、百万円)

	2021.3末				2022.3末				2023.3末				
	2020.3～2021.3までの累計				2020.3～2022.3までの累計				2020.3～2023.3までの累計				
	先数	対象残高	実績率	引当金	先数	対象残高	実績率	引当金	先数	対象残高	実績率	引当金	
正常先	1,202	38,923	0.048%	18.7	1,262	40,348	0.061%	24.6	1,185	33,485	0.153%	51.2	
要注意先	1,323	29,117	0.554%	161.3	1,401	31,816	0.595%	189.3	1,388	30,783	1.165%	358.6	
要管理先	2	83	1.137%	0.9	3	143	1.545%	2.2	2	117	2.711%	3.2	
合計	2,527	68,122		181	2,666	72,308		216	2,575	64,385		413	
								当該期間増加額	35			当該期間増加額	197

②新型コロナウイルス感染症の影響によりランクダウンした取引先への個別貸倒引当金の状況

(単位：先、百万円)

2021.3期末				2022.3期末				2023.3期末			
2020.3期	2021.3期	先数	引当金	2021.3期	2022.3期	先数	引当金	2022.3期	2023.3期	先数	引当金
正常先	破綻懸念先	2	0	正常先	破綻懸念先	4	25	正常先	破綻懸念先	5	31
	実質破綻先	5	201		実質破綻先	4	0		実質破綻先	2	31
	破綻先	0	0		破綻先	2	64		破綻先	0	0
	小計	7	201		小計	10	89		小計	7	62
要注意先	破綻懸念先	35	112	要注意先	破綻懸念先	95	426	要注意先	破綻懸念先	70	482
	実質破綻先	11	23		実質破綻先	6	143		実質破綻先	4	16
	破綻先	3	31		破綻先	3	7		破綻先	3	47
	小計	49	167		小計	104	576		小計	77	545
要管理先	破綻懸念先	1	7	要管理先	破綻懸念先	1	23	要管理先	破綻懸念先	1	136
	小計	1	7		小計	1	23		小計	1	136
破綻懸念先	実質破綻先	2	30	破綻懸念先	実質破綻先	6	52	破綻懸念先	実質破綻先	9	136
	破綻先	2	26		破綻先	1	3		破綻先	0	0
	小計	4	55		小計	7	56		小計	9	136
合計		61	431	合計		122	744	合計		94	879

3年間累計	268	2,054
-------	-----	-------

③新型コロナウイルス感染症等の影響先への支援を目的とした特定先への引当金状況

(単位：百万円)

	2021.3期	2022.3期	2023.3期	合計
A社	245	1,091	520	1,856
B社		320	0	320
C社		0	200	200
D社			468	468
合計	245	1,411	1,188	2,844

当行では、新型コロナウイルス感染症等で影響を受けた取引先への支援を目的として、DDSの対応や特定先へ全額個別貸倒引当金の計上を対応しております。

④2023年3月期までの累計実績

(単位：百万円)

	2021.3期 実績	2022.3期 実績	2023.3期 実績	3年間 実績
①新規対応	181	35	197	413
②ランクダウン	431	744	879	2,054
③再生支援関連	245	1,411	1,188	2,844
信用コスト合計	856	2,191	2,264	5,311

当行は2021年3月期から2023年3月期の3年間で、新型コロナウイルス感染症等の影響先に対する信用コストとしまして、53億11百万円を計上しております。

## (2) 新型コロナウイルス感染症等の影響先に対する抜本的な経営改善・事業再生支援について

### ① 新型コロナウイルス感染症等の影響先への将来的な経営改善・事業再生支援について

当行は新型コロナウイルス感染症等の影響先に対しまして、資金繰り支援をはじめとして様々な支援を実施してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症等による影響を受けた取引先の業況が回復するためには長期間の支援が必要であり、必要に応じて踏み込んだ抜本的な経営改善・事業再生支援が必要となることが想定されます。

新型コロナウイルス感染症等で影響を受けている取引先の中には、業況悪化等の影響が大きく債務超過が大きい取引先もあります。その取引先に対しては、これまでと同様の支援のみでは経営改善・事業再生が厳しいことが想定されるため、より踏み込んだ形での経営改善支援に取り組んでいきたいと考えております。

該当する企業は当行のメイン取引先であり、地域に欠かせない企業が多いことから、自主再建が困難な取引先につきましては抜本的な事業再生に向けてM&Aや事業承継も想定し、必要な債権カットを含めた金融支援などを対応してまいります。また、自主再建が可能な取引先は長期的な資金支援が必要であることからDDSや劣後ローンなどを活用しながら取り組んでいきたいと考えており、これらの支援を実施するためには、必要となる引当金を計上しながら対応してまいります。

自主再建が困難で抜本的な支援が必要な取引先に対しましては、中小企業活性化協議会など外部機関を活用しながら、経営改善計画の策定支援など、具体的な事業再生に向けた協議を進めていきたいと考えております。協議を進めていくなかで、今後必要となる支援額が変動する場合や取引先の事業環境の変化に伴い、改善支援が必要な企業が変動することも想定されるため、取引先の状況を適宜把握しながら必要な経営改善・事業再生支援を実施してまいります。

### ② 今後10年間の新型コロナウイルス感染症等の影響先への経営改善・事業再生支援コスト計画

(単位：百万円)

	2024.3期	2025.3期	2026.3期	2027.3期	2028.3期	2029.3期	2030.3期	2031.3期	2032.3期	2033.3期	10年間
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
再生支援関連コスト	271	820	2,810	1,400	200	1,600	1,600	1,500	1,600	1,100	12,901

新型コロナウイルス感染症等で影響を受けている取引先への抜本的な経営改善・事業再生支援につきましては、適切な引当金を計上して対応してまいります。

2024年3月期以降の今後10年間では、抜本的な経営改善・事業再生支援に伴う信用コストとして総額129億1百万円を計画しております。

### (3) 公的資金活用による資本調達額について

当行は、新型コロナウイルス感染症等による影響で課題を抱えている取引先を含め、継続的な資金繰り支援や経営改善支援を行い、地元の中小企業とそこで働く従業員を守り、地元経済の回復を支えていくことで、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。地元経済を支えていくために必要となる、取引先への支援は長期間に及ぶことが想定されるため、十分な金融仲介機能を継続的に発揮していくための自己資本比率を確保したいと考えております。

特に今後は、新型コロナウイルス感染症等による影響を受けた取引先の業況の回復に向けて、より踏み込んだ抜本的な経営改善・事業再生支援を積極的に取り組みたいと考えております。支援手法としては、債権カットを含めた金融支援やDDSなどの活用を想定しており、取引先の事業実態を把握したうえで、必要となる支援策を実施してまいります。

コロナ禍以降、当行は新型コロナウイルス感染症等で影響を受けた取引先への支援等により、2023



年3月期までの3年間で総額53億円程度の信用コストを計上しています。今後は新型コロナウイルス感染症等で影響を受けた取引先への抜本的な経営改善・事業再生支援を長期的に取り組むため、2024年3月期以降の10年間で総額129億円の信用コストの計上を見込んでおり、新型コロナウイルス感染症等で影響を受けている取引先への支援に必要な信用コストとして13年間で総額182億円と試算しております。

以上のように、新型コロナウイルス感染症等の影響先へ長期間の支援を進めていく中で、十分な金融仲介機能を継続的に発揮していくための自己資本比率を確保するべく、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第26条第2項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等として180億円の資本調達を行いたいと考えております。

以 上

**内閣府令附則第 37 条 第 8 号**

項 目	添 付 書 類 名
<p>・ 法附則第 26 条第 3 項の規定により適用される法第 5 条第 1 項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等(次に掲げるものを含む。)及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し(銀行持株会社等が法附則第 26 条第 2 項の申込みをする場合にあっては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し)を記載した書面その他の法附則第 26 条第 3 項の規定により適用される法第 5 条第 1 項第 10 号に掲げる要件に該当することを証する書類</p> <p>イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式</p> <p>    (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式</p> <p>    (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式</p> <p>    (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式</p> <p>ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資</p>	<p>・ 当該株式等の処分のための対応を図る時期の見通し</p>



### 内閣府令附則第37条 第9号

項 目	添 付 書 類 名
その他法附則第26条第3項の規定により適用される法5条第1項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類	・株式会社じもとホールディングスE種優先株式発行要項

株式会社じもとホールディングス  
E種優先株式発行要項（案）

1. 募集株式の種類

株式会社じもとホールディングスE種優先株式（以下「E種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

18,000,000株

3. 募集株式の払込金額

1株につき金1,000円（総額金18,000,000,000円）

4. 増加する資本金の額

1株につき金500円（総額金9,000,000,000円）

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金500円（総額金9,000,000,000円）

6. 募集方法

第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構にE種優先株式の全株を割り当てる。

7. 申込期日

2023年9月29日

8. 払込期日（発行日）

2023年9月29日

9. E種優先配当金

(1) E種優先配当金

当社は、当社定款（以下「定款」といいます。）第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「E種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該E種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株

式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「E種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「E種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) E種優先配当年率

①2024年3月31日に終了する事業年度に係るE種優先配当年率

E種優先配当年率=初年度E種優先配当金÷E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度E種優先配当金」とは、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記の定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、E種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、185/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

②2024年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るE種優先配当年率

E種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「E種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、E種優先配当年率はE種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営

機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レート公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. E種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たり、各事業年度におけるE種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「E種優先中間配当金」という。）を行う。

11. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過E種優先配当金相当額

E種優先株式1株当たりの経過E種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以

下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にE種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記のE種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## 12. 議決権

E種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、E種優先株主は、E種優先配当金の額全部(E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、E種優先配当金の額全部(E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、E種優先配当金の額全部(E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## 13. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権

E種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するE種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はE種優先株主がかかる取得の請求をしたE種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該E種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(i)取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得すること



となる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

2024年10月1日から2048年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、当社がE種優先株式の発行を決議する日の前営業日の当社普通株式の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）

とする。(ただし、下記(8)による調整を受ける。)

(8) 取得価額の調整

- ① E種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{rcc} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} \\ & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記③. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記④に定義する。以下本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記③(iv)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該

取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本①または下記②と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記⑤に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

② 上記①(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

③ (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記①(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記①および②に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記①(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記①(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記①(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記①(i)の場合には、当

該払込金額（無償割当ての場合は 0 円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記①(ii)および(vi)の場合には 0 円、上記①(iii)ないし(v)の場合には評価額（ただし、(iv)の場合は修正評価額）とする。

- ④ 上記①(iii)ないし(v)および上記③(iv)において「評価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の評価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の評価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ⑤ 上記①(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得評価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記③(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ⑥ 上記①(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記①(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得評価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ⑦ 取得評価調整式により算出された上記①第 2 文を適用する前の調整後取得評価額と調整前取得評価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得評価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得評価調整式による取得評価額の調整を必要とする事由が発生し、取得評価額を算出する場合には、取得評価調整式中の調整前取得評価額に代えて調整前取得評価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第 2 位までを算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得評価額（第 15 項(2)に定める一斉取得評価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得評価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過E種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過E種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする一斉取得

(1) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないE種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価

額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 優先順位

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上

「金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令」

第 48 条第 2 項に定められる提出書類

内閣府令第 48 条第 2 項 第 1 号

項 目	添 付 書 類 名
・ 経営強化計画の変更の理由書	・ 同左



## 経営強化計画の変更の理由書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社じもとホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 隆  
山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社きらやか銀行  
代表取締役頭取 川越 浩司

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第2項に基づき、2021年9月28日承認を受けました2021年4月（計画の始期）より2024年3月（計画の終期）までとする経営強化計画について、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項に基づき、変更後の経営強化計画を提出する理由は以下のとおりであります。

## 記

## 1. 損益状況

【単位：百万円】

	計画始期	計画1年目			計画2年目			計画3年目
	2021年3月期	2022年3月期			2023年3月期			2024年3月期
	実績	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	当初計画
業務粗利益	12,083	15,600	15,780	179	15,505	14,407	△ 1,097	15,593
コア業務粗利益	19,278	15,600	15,796	195	15,505	14,428	△ 1,076	15,593
資金利益	15,187	13,448	13,355	△ 92	13,446	12,155	△ 1,290	13,437
うち、貸出金利息	12,312	11,671	11,486	△ 184	11,589	11,395	△ 194	11,552
うち、有価証券利息	3,010	1,861	1,877	15	1,927	721	△ 1,205	1,953
うち、預金利息	185	143	120	△ 23	129	94	△ 34	127
役務取引等利益	1,584	1,964	2,206	241	1,841	2,013	172	1,901
役務取引等収益	3,235	3,390	3,426	36	3,266	3,414	148	3,327
役務取引等費用	1,651	1,425	1,219	△ 205	1,425	1,400	△ 24	1,425
その他業務利益	△ 4,687	182	217	35	217	238	20	254
経費	12,730	12,475	12,138	△ 337	12,250	11,559	△ 690	11,724
うち、人件費	6,330	6,102	5,956	△ 146	5,871	5,585	△ 286	5,610
うち、物件費	5,428	5,423	5,239	△ 183	5,448	5,038	△ 410	5,203
コア業務利益	6,547	3,125	3,658	532	3,255	2,868	△ 386	3,869
(除く、投信解約益)	4,377	3,125	3,658	532	3,255	2,868	△ 386	3,869
一般貸倒引当金繰入額	827	100	1,029	929	100	396	296	0
業務純益	△ 1,474	3,025	2,613	△ 412	3,155	2,452	△ 702	3,869
うち、国債等関係損益	△ 7,194	0	△ 16	△ 16	0	△ 20	△ 20	0
臨時収益	266	151	171	20	164	283	119	164
臨時費用	3,156	1,586	808	△ 778	1,286	8,657	7,370	1,346
うち、不良債権等処理損失	2,415	1,200	407	△ 792	900	8,260	7,360	1,000
経常利益	△ 4,364	1,589	1,976	386	2,032	△ 5,921	△ 7,953	2,686
特別損益	△ 335	△ 50	△ 128	△ 78	0	△ 458	△ 458	0
税引前当期純利益	△ 4,699	1,539	1,848	308	2,032	△ 6,380	△ 8,412	2,686
法人税等	30	73	211	138	334	25	△ 308	431
法人税等調整額	125	△ 100	558	658	△ 67	1,928	1,995	42
当期純利益	△ 4,855	1,566	1,078	△ 488	1,765	△ 8,334	△ 10,099	2,213
与信費用合計	3,242	1,300	1,436	136	1,000	8,656	7,656	1,000

当行は、計画2年目にあたる2023年3月期決算の当期純利益が83億34百万円の大幅な赤字となり、計画比△100億99百万円と大幅な未達となりました。

収益計画が大幅な未達となった主な要因は以下の通りであります。

#### (1) その他有価証券評価損の拡大による有価証券利息配当金の減少

2023年3月期の有価証券利息配当金は19億27百万円を計画しておりましたが、実績は7億21百万円であり、計画比△12億5百万円となっております。

当行の有価証券運用につきましては、SBIグループと連携した対応をしておりますが、海外金利の上昇により、当行が保有するその他有価証券の評価損が拡大しました。計画始期のその他有価証券評価損益は△26億79百万円でありましたが、2023年3月期末では△176億9百万円となり、評価損が149億30百万円拡大しております。

(単位：百万円)

	2021/3期	2022/3期		2023/3期		
	始期・実績	実績	前年比	実績	前年比	始期比
その他有価証券評価損益	△ 2,679	△ 12,179	△ 9,499	△ 17,609	△ 5,430	△ 14,930

当行では、その他有価証券評価損益の拡大を受け、評価損拡大を防止するための取組みを実施してまいりました。それにより、足元評価損の拡大は抑制されておりますが、評価損の拡大抑制を最優先課題として対応したため、当初想定しておりました有価証券利息配当金の受取りができなくなっております。

当行としましては、その他有価証券評価損の縮小を最優先課題としており、今後の再運用の方針も『その他有価証券評価損の拡大を抑制しながら、中長期に解消を図っていく』としております。そのため、足元はSBIポートからの配当金は受け取らず、評価損の縮小に充当していく考えであることから、営業方針の見直しや経費の削減等を進めることでSBIポートの運用収益に依存しない収益体質への変更を進めております。

#### (2) 地元大口取引先の突発的な倒産及び予防的な貸倒引当金の計上による与信費用の増加

当行は、前期において地元大口取引先の突発的な破たんに伴い個別貸倒引当金26億円を計上しました。当該取引先につきましては、技術力において社会的な評価があり、財務面でも目立った問題がないとの認識から、銀行として応援する先と判定しておりました。

当行では、貸出債権の管理にあたり、取引先の信用度に応じてメリハリをつけた運用を行っており、同社に対しては、定期的な訪問面談や財務分析等を行いながらも、営業店及び本部の役職員ともに、特に問題はないとの思いが長期にわたって先行しておりました。このため、より踏み込んだ企業の実態分析やチェックが不十分なまま、貸出取引を継続しておりました。

このような貸出管理体制、とりわけ貸出審査体制の不十分さが、突発的かつ多額の与信関係費用を発生させた一因と認識し、当行は信用リスク管理体制について振り返りを行い、課題を認識した上で、体制の見直しを取組んでまいりました。

また、当行は新型コロナウイルス感染症により影響を受けた取引先への支援を目的として、金融機能強化法のコロナ特例の申請に向けて検討を進めてまいりました。検討を進める中で、地元企業の企業再生支援を目的として、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた地域経済を支える取引先について、債権放棄等の将来的な金融支援を視野に入れた再生支援に係る費用として12億円を計上しました。さらに、地元企業を支援するための山形県内を中心とする取引先の業況などを再精査した結果、予防的に引当金を追加計上することが必要との判断から、予防的対応として47億円の引当金を計上しました。

以上のことから、2023年3月期の与信費用は86億円と当初計画比+76億円と大幅に増加しております。なお、増加した与信関係費用の主な内訳は以下の通りであります。

- ① 地元企業の突発的な破たん等 26億円
  - ② 地元企業の企業再生支援（DDS等） 12億円
  - ③ 地元企業を支援するための予防的対応 47億円
- 計 86億円

今後も新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた業況不振先に対し、事業改善を支援していく方針であります。

### (3) 収益計画の大幅未達を受けての対応

当行は、2023年3月期の大幅な赤字計上により、経営強化計画について大幅な未達となりました。そのため、当行の現状と赤字計上の原因究明、責任の所在を取りまとめるべく、振り返りを実施しております。また、振り返りを行う中で、洗い出された当行の経営課題につきましては、改善策を策定しております。改善策につきましては、収益体質の大幅な見直しをするとともに、経営陣による経営管理態勢の見直しを行っております。

当行の経営陣におきましては、企業支援を最重要方針としておりましたが、貸出管理・審査体制や企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分でありました。新型コロナウイルス感染症等の影響など、経営環境が急速に変化するなかで、取引先は潜在的な信用リスクを抱えておりましたが、収益の積上げを意識しすぎるあまり、その信用リスクへの認識が不十分であり、抜本的な企業再生支援に必要な予防的な引当金の対応が十分にできていなかったことから、多額の与信費用を計上するに至っております。

一連の問題につきましては、個々の要因はあるものの、ガバナンスの改革・改善が必要であると考え、再度課題を認識した上で改善に向けて、各種リスク管理体制も含めた見直しを実施し、新たに策定しております経営強化計画にも織り込んで、取り組んでいきたいと考えております。

## 2. 利益剰余金計画

当行は、2023年3月期決算が大幅な赤字となったことで、2023年3月期末の利益剰余金は8億円と計画比△101億円となりました。

(単位：億円)

	2021/3期	2022/3期			2023/3期			2024/3期
	始期	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画
利益剰余金	84	95	92	△3	109	8	△101	127

現計画の終期であります2024年3月期末の利益剰余金は127億円までの積み上げを計画しておりますが、現行では計画達成は困難な状況となっております。

## 3. 経営強化計画の変更理由

東日本大震災発生から12年が経過し、グループの営業エリアである山形県、宮城県及び国内経済も緩やかな回復基調が続いておりましたが、世界的なパンデミックである新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が複数回発出されるとともに、これに伴う外出自粛要請や休業要請、時短要請、イベント開催制限等が行われ、各事業者はその対応に追われてきました。

この約3年間、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた事業者に対して、新規融資をはじめ、既往債務の条件変更に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応して参りました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、事業者への影響は長期化が懸念されるなか、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が業績を回復するためには依然として長期間を見通す必要があります。特に中小企業の事業者を取り巻く経済環境は非常に厳しいものがありますが、地元経済を支え、活性化させ、今後も中小企業の事業者を中心に、長期にわたって支援していくためには地域金融機関の役割が必要不可欠であると考えております。

しかしながら当行は、前述の通り収益計画が大幅な未達となり、利益剰余金についても当初計画通りの達成が困難な状況となっております。新型コロナの影響を受けている地元中小企業を支援していくためには、当行の業績を改善していくことが必要であるため、2022年9月2日に「じもとグループ業績回復への取組み」を公表し、抜本的な収益改善策に取り組んでおります。さらに、2023年4月28日には、与信関係費用の増加による赤字額の拡大を踏まえ、改めて、当行において現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめた上で、追加の改善策を策定してまいりました。

また、さらなる金融機能の強化を図ることを目的に当行の持株会社であるじもとホールディングスは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第26条第2項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社として、2023年9月を目途とした公的資金の申請をすることを決定し、新たな経営強化計画を策定しております。

以上のことから、2021年9月28日承認を受けました現行の経営強化計画に記載された事項について変更が生じるため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項に基づき、変更後の経営強化計画を提出するものであります。

以 上

## 内閣府令第48条第2項第2号

- ・ 法第16条第1項第2号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第32条第1号から第3号までに掲げる書類
- ・ 内閣府令第32条第1号に掲げる書類

項 目	添 付 書 類 名
1. 貸借対照表等 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対象表等</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 連結                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第11期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第11期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> <li>2. 株式会社きらやか銀行                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 単体                       <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第175期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第175期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> <li>(2) 連結                       <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第175期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第175期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2. 自己資本比率を記載した書面 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本比率を記載した書面</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス (連結)自己資本比率の状況(2023年3月末)</li> <li>2. 株式会社きらやか銀行               <ul style="list-style-type: none"> <li>①(単体)自己資本比率の状況(2023年3月末)</li> <li>②(連結)連結自己資本比率の状況(2023年3月末)</li> </ul> </li> </ul>
3. 最終の株主資本等変動計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主資本等変動計算書</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス (連結)第11期末 連結株主資本等変動計算書</li> <li>2. 株式会社きらやか銀行               <ul style="list-style-type: none"> <li>①(単体)第175期末 株主資本等変動計算書</li> <li>②(連結)第175期末 連結株主資本等変動計算書</li> </ul> </li> </ul>
4. 最近の日計表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の日計表 総勘定元帳(2023年7月31日現在)</li> </ul>
5. その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス 四半期報告書(第12期第1四半期)</li> <li>2. 株式会社きらやか銀行               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第176期第1四半期末(2023年6月30日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第176期第1四半期末(2023年4月1日から2023年6月30日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> </ul>

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 銭 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 銭 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 価 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	2,581,541
その他の有形固定資産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ ェ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
その他の無形固定資産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	77,730
資産の部合計	2,659,272	負債及び純資産の部合計	2,659,272

第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,435
資 金 運 用 収 益	23,556	
貸 出 金 利 息	22,030	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2	
預 け 金 利 息	295	
そ の 他 の 受 入 利 息	24	
役 務 取 引 等 収 益	6,693	
そ の 他 業 務 収 益	1,560	
そ の 他 経 常 収 益	5,623	
償 却 債 権 取 立 益	39	
株 式 等 売 却 益	402	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181	
経 常 費 用		41,733
資 金 調 達 費 用	233	
預 金 利 息	145	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	29	
役 務 取 引 等 費 用	3,532	
そ の 他 業 務 費 用	1,418	
営 業 経 費	22,348	
そ の 他 経 常 費 用	14,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424	
経 常 損 失		4,297
特 別 利 益		36
固 定 資 産 処 分 益	9	
そ の 他 の 特 別 利 益	26	
特 別 損 失		546
固 定 資 産 処 分 損 失	99	
減 損 損 失	447	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418	
法 人 税 等 調 整 額	1,850	
法 人 税 等 合 計		2,269
当 期 純 損 失		7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		7,082

第175期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	125,690	預 金	1,273,029
現 金	30,302	当 座 預 金	59,228
預 け 金	95,387	普 通 預 金	741,495
有 価 証 券	220,864	貯 蓄 預 金	1,626
地 方 債	7,237	通 知 預 金	7,874
社 債	41,014	定 期 預 金	448,592
株 式	6,449	定 期 積 金	11,672
そ の 他 の 証 券	166,163	そ の 他 の 預 金	2,540
貸 出 金	981,875	譲 渡 性 預 金	4,093
割 引 手 形	5,361	借 用 金	20,700
手 形 貸 付	31,979	借 入 金	20,700
証 書 貸 付	841,136	そ の 他 負 債	9,613
当 座 貸 越	103,397	未 決 済 為 替 借	337
外 国 為 替	299	未 払 法 人 税 等	195
外 国 他 店 預 け	299	未 払 費 用	951
そ の 他 資 産	17,570	前 受 収 益	476
未 決 済 為 替 貸	173	従 業 員 預 り 金	311
前 払 費 用	0	給 付 補 填 備 金	0
未 収 収 益	800	資 産 除 去 債 務	114
リ ー ス 投 資 資 産	4,710	そ の 他 の 負 債	7,225
そ の 他 の 資 産	11,886	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,444	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,272	繰 延 税 金 負 債	260
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	722		
無 形 固 定 資 産	664	負 債 の 部 合 計	1,314,573
ソ フ ト ウ ェ ア	498	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	165	資 本 金	24,200
前 払 年 金 費 用	4,289	資 本 剰 余 金	30,599
支 払 承 諾 見 返	5,137	資 本 準 備 金	24,200
貸 倒 引 当 金	△ 14,099	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,399
		利 益 剰 余 金	892
		そ の 他 利 益 剰 余 金	892
		繰 越 利 益 剰 余 金	892
		株 主 資 本 合 計	55,691
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,592
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 14,528
		純 資 産 の 部 合 計	41,163
資 産 の 部 合 計	1,355,736	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,355,736



第175期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		17,400
資 金 運 用 収 益	12,252	
貸 出 金 利 息	11,395	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	721	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,414	
受 入 為 替 手 数 料	798	
そ の 他 の 役 務 収 益	2,616	
そ の 他 業 務 収 益	1,450	
外 国 為 替 売 買 益	80	
国 債 等 債 券 売 却 益	0	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,370	
そ の 他 経 常 収 益	283	
償 却 債 権 取 立 益	35	
株 式 等 売 却 益	126	
そ の 他 の 経 常 収 益	120	
経 常 費 用		23,322
資 金 調 達 費 用	96	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 0	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,400	
支 払 為 替 手 数 料	236	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,164	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
国 債 等 債 券 償 還 損	20	
そ の 他 の 業 務 費 用	1,192	
営 業 経 費	11,784	
そ の 他 経 常 費 用	8,828	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,228	
貸 出 金 償 却	261	
株 式 等 償 却	3	
そ の 他 の 経 常 費 用	335	
経 常 損 失		5,921

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 引 前 当 期 純 損 失		<u>6,380</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25	
法 人 税 等 調 整 額	1,928	
法 人 税 等 合 計		<u>1,954</u>
当 期 純 損 失		<u>8,334</u>

第175期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	125,831	預 金	1,272,127
有 価 証 券	217,071	譲 渡 性 預 金	4,093
貸 出 金	979,679	借 用 金	28,809
外 国 為 替	299	そ の 他 負 債	11,778
リース債権及びリース投資資産	12,483	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
そ の 他 資 産	20,635	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,472	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,256	繰 延 税 金 負 債	74
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
その他の有形固定資産	765	負債の部合計	1,323,865
無 形 固 定 資 産	751	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	579	資 本 金	24,200
その他の無形固定資産	171	資 本 剰 余 金	29,398
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,116	利 益 剰 余 金	1,671
繰 延 税 金 資 産	162	株 主 資 本 合 計	55,269
支 払 承 諾 見 返	5,137	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,587
貸 倒 引 当 金	△ 14,785	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 983
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 15,506
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	39,990
資産の部合計	1,363,855	負債及び純資産の部合計	1,363,855

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,700
資 金 運 用 収 益	12,189	
貸 出 金 利 息	11,451	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	602	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,811	
そ の 他 業 務 収 益	1,458	
そ の 他 経 常 収 益	5,241	
償 却 債 権 取 立 益	35	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,205	
経 常 費 用		28,589
資 金 調 達 費 用	154	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	7	
役 務 取 引 等 費 用	1,483	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
営 業 経 費	12,381	
そ の 他 経 常 費 用	13,356	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,210	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,146	
経 常 損 失		5,888
特 別 利 益		26
収 用 補 償 金	26	
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		6,320
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31	
法 人 税 等 調 整 額	1,966	
法 人 税 等 合 計		1,998
当 期 純 損 失		8,318
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		8,322

じもとホールディングス

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

連結自己資本比率  
総括表（国内基準）

（単位：円、％）

項目	当期末		【参考】前期末（2022年3月末）	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	106,339,537,280		113,752,081,303	
うち、資本金及び資本剰余金の額	87,629,779,467		87,629,805,714	
うち、利益剰余金の額	19,042,200,648		26,554,353,495	
うち、自己株式の額（△）	92,000,515		86,565,726	
うち、社外流出予定額（△）	240,442,320		345,512,180	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△1,045,297,198		△541,821,158	
うち、為替換算調整勘定	0		0	
うち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	△1,045,297,198		△541,821,158	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	0		0	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,218,864,791		6,358,495,232	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,218,864,791		6,358,495,232	
うち、適格引当金コア資本算入額	0		0	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199,506,849		430,264,469	
非支配株主持分のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第3項及び第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22,708,203		45,180,398	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	111,735,319,925		120,044,200,244	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	902,274,305	0	644,756,908	0
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	0	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	902,274,305	0	644,756,908	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	53,947,546	495,270,801	459,417,937
適格引当金不足額	0	0	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278,763,420	0	1,421,718,412	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
退職給付に係る資産の額	2,579,214,312	0	2,623,806,143	0
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	316	0	4,592	0

## じもとホールディングス

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	0	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,760,252,353		5,185,556,856	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	106,975,067,572		114,858,643,388	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,334,638,845,716		1,351,883,208,229	
資産（オン・バランス）項目	1,328,918,262,752		1,344,198,702,692	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,433,485,525		4,780,716,320	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	0		0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第4項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	4,433,485,525		4,780,716,320	
オフ・バランス取引等項目	5,533,263,000		7,495,291,983	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	176,828,700		176,194,874	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	10,491,264		13,018,680	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	58,378,282,650		57,013,291,412	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0		0	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,393,017,128,366		1,408,896,499,641	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	7.67%		8.15%	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行持株会社が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」に規定する別紙様式第12号（注）に従うものとする。

## じもとホールディングス

3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第8条第6項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行を子会社とする銀行持株会社にあつては以下の左表の数値について、特定取引勘定設置行を子会社とする銀行持株会社にあつては以下の右表の数値について記載すること。  
ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

区分	当期末残高	区分	当期末残高
商品有価証券		特定取引資産	
売付商品債券		特定取引負債	
計(A)		計(A)	
総資産(B)		総資産(B)	
比率(A/B)	%	比率(A/B)	%

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：円)
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3)
7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。
10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
11. 採用する企業会計の基準に関する記載に関する記載：(日本基準を採用=1、指定国際会計基準を採用=2、修正国際基準を採用=3、米国会計基準を採用=4)
12. 特定企業会計基準等適用法人等についても、採用する企業会計の基準によらず、本様式を使用すること。  
ただし、本様式中に記載すべき事項について、採用する企業会計の基準で使用する項目等を読み替えて記載している事項等があれば、その内容について欄外に注記すること。
13. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

106,975,067,572

1

0

0

1

1

### 【当期末に係る補記】

※総所要自己資本額 (リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) ×4%)  
= 55,720,685,134 ← 決算説明資料、ディスクロ等で使用

検印

係印

# 自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	55,691		63,815	
うち、資本金及び資本剰余金の額	54,799		54,799	
うち、利益剰余金の額	892		9,218	
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)			201	
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,396		4,000	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,396		4,000	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199		430	
コア資本に係る基礎項目の額 … (イ)	60,287		68,246	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	462		288	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	462		288	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			277	
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278		1,421	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額	2,983		2,794	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				



# 自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 …（ロ）	4,723		4,782	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（（イ）－（ロ））…（ハ）	55,564		63,464	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	694,077		721,143	
資産（オン・バランス）項目	689,624		714,987	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,433		4,780	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外の該当するものの額	4,433		4,780	
オフ・バランス取引等項目	4,306		5,997	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	146		158	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	30,939		32,533	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の合計額 …（ニ）	725,016		753,677	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.66383		8.42064	

コア業務粗利益×15%	2,475
-------------	-------

# 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	55,269		63,382	
うち、資本金及び資本剰余金の額	53,598		53,598	
うち、利益剰余金の額	1,671		9,985	
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)			201	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 983		△ 581	
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	△ 983		△ 581	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,465		4,076	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,465		4,076	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199		430	
少数株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22		45	
コア資本に係る基礎項目の額 … (イ)	58,974		67,353	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	522		298	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	522		298	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			388	
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278		1,421	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額	2,167		2,213	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				

# 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2023年3月期末		2022年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに 関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに 関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 … (ロ)	3,969		4,321	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) … (ハ)	55,005		63,031	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	702,604		729,720	
資産(オン・バランス)項目	698,151		723,564	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の 合計額	4,433		4,780	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示 附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・ アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定 資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの を除く。)に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示 附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・ アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金 資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示 附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・ アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付 に係る資産に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則 第12条第1項又は第2項)を用いて算出したリスク・ア セットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・ア セットの額を 控除した額				
うち、上記以外の該当するものの額	4,433		4,780	
オフ・バランス取引等項目	4,306		5,997	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	146		158	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た 額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	31,291		32,879	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の合計額 … (ニ)	733,896		762,600	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.49501		8.26539	

コア業務粗利益×15%	2,503
-------------	-------

第11期

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

第175期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金		評価・換算差 額等合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,218	9,218	64,017	△ 10,739	3,274	△ 7,465	56,552
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△ 201	△ 201	△ 201				△ 201
当 期 純 損 失 ( △ )					△ 8,334	△ 8,334	△ 8,334				△ 8,334
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					209	209	209				209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 7,062
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 8,325	△ 8,325	△ 8,325	△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 15,388
当 期 末 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	892	892	55,691	△ 17,592	3,064	△ 14,528	41,163

第175期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	24,200	29,398	9,985	63,584	△ 10,733	3,274	△ 581	△ 8,040	225	55,769
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△ 201	△ 201						△ 201
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 8,322	△ 8,322						△ 8,322
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			209	209						209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 7,464
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 8,314	△ 8,314	△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 15,779
当 期 末 残 高	24,200	29,398	1,671	55,269	△ 17,587	3,064	△ 983	△ 15,506	227	39,990

店番号	店名
999	全店計

## 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

ページ 1

勘定区分名： 資産

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
現金預け金	202818186909	213434062601	115832700987	総合口座当座貸越	434823840	389885209	1610040943
現金	64728427948	65595739683	18117174726	貸越専用カードローン	997772793	1181451801	8950404419
現金	2550533716789	2551401028524	18117174726	普通預金貸越	53158246	56317130	87560797
(通貨)	28433676541	29048836506	12436326725	融資当座貸越	27098747557	28009926647	77268805464
(手形・小切手)	1905457716	2096602062	880245410	外国為替	783613109	1084219734	0
(機械式通貨)	27140366914	27238031245	4698914268	外国他店預け	783613109	1084219734	0
(現送金)	7248926777	7212269870	101688323	外国他店預け	783613109	1084219734	0
預け金	138089758961	147838322918	97715526261	リース投資資産	22225545	89605287	4525281238
日本銀行当座預け金	136414166788	146096151097	96563429841	リース投資資産	22225545	89605287	4525281238
当座預け金	806859874	668423040	280896072	リース投資資産	22225545	89605287	4525281238
普通預け金	637540299	858133781	564395740	その他資産	417112470540	417207662232	16610542320
定期預け金	0	0	1350000	未決済為替貸	131121099054	131121099054	0
郵貯預け金	231192000	215615000	305454608	未決済為替貸	131121099054	131121099054	0
有価証券	90362768	490175800	237250040690	前払費用	0	0	0
地方債	0	30128200	7250523253	未経過雑費・雑損	0	0	0
地方債	0	30128200	7250523253	未収収益	0	0	0
社債	90000000	428294200	40669549826	未収手形貸付利息	0	0	0
公社公団債	0	116335000	22624890802	未収一般証書貸付利息	0	0	0
政府保証債	0	0	199816325	未収一般当座貸越利息	0	0	0
事業債	90000000	3118959200	17844842699	未収貸越専用カードローン利息	0	0	0
株式	0	0	6226527526	未収融資当座貸越利息	0	0	0
上場株式	0	0	633108824	未収商業手形割引料	0	0	0
非上場株式	0	0	5593418702	未収地方債利息	0	0	0
円貨外国証券	0	0	4000000000	未収公社公団債利息	0	0	0
ユーロ円建外債	0	0	4000000000	未収事業債利息	0	0	0
その他の証券	362768	31753400	179103440085	未収政府保証債利息	0	0	0
受益証券	0	0	177952935005	未収円貨外国証券利息	0	0	0
出資証券	0	0	593748132	未収預け金利息	0	0	0
その他の証券	362768	31753400	556756948	未収その他雑益	0	0	0
貸出金	51980877530	55413067116	964595591262	未収外国為替受入利息	0	0	0
割引手形	1654566683	1875589474	5059114257	未収受託業務受入手数料	0	0	0
商業手形	1157483816	1397582896	3862329156	未収株式会社債受入手数料	0	0	0
商業手形(電子債権)	497082867	478006578	1196785101	未収手形用紙受入手数料	0	0	0
手形貸付	7580246400	7283974360	29624659114	未収振込送金受入手数料	0	0	0
手形貸付	7580246400	7283974360	29624659114	未収代金取立受入手数料	0	0	0
証書貸付	6968101455	8691138407	834062059375	未収保護預り受入手数料	0	0	0
一般証書貸付	6968101455	8691138407	834062059375	未収代理貸付受入手数料	0	0	0
当座貸越	3577962992	37562364875	95849758516	未収その他受入手数料	0	0	0
一般当座貸越	7193460556	7924784088	7932946893	未収出向料	0	0	0

(帳票ID N311)

店番号	店名
999	全店計

# 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

ページ 2

勘定区分名： 資産

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
有価証券関連その他資	80090362768	80090362768	0	その他無形固定資産	0	0	165904714
証券資産仲介勘定	80000000000	80000000000	0	繰延税金資産	0	0	0
証券等振替	90362768	90362768	0	繰延税金資産(一般)	0	0	0
仮払金	205884494370	205893994422	861843096	繰延税金資産(一般口)	0	0	0
仮払金	205870553537	205893994322	792872715	代理貸付	0	14411643	3205005651
仮払金(決算補正用)	0	0	0	代理貸付	0	14411643	3205005651
仮払消費税(1:共通)	11718278	100	59505826	代理貸付	0	14411643	3205005651
仮払消費税(2:課税)	2222555	0	9464555	支払承諾見返	260382810	160890200	5751606001
仮払消費税(3:非課税)	0	0	0	一般債務保証見返	260382810	157898650	4940754780
仮払消費税(1:共通)(軽減税率8%)	0	0	0	一般債務保証見返	260382810	157898650	4940754780
仮払消費税(1:共通)(旧税率8%)	0	0	0	代理貸付債務保証見返	0	2882325	641001108
繰延資産	0	0	6854802	代理貸付債務保証見返	0	2882325	641001108
繰延資産	0	0	6854802	その他の債務保証見返	0	109225	169850113
出資金	0	0	10511000	その他の債務保証見返	0	109225	169850113
出資金	0	0	10511000	貸倒引当金	0	0	-14099827426
その他の資産	16514348	102205988	1573133422	一般貸倒引当金	0	0	-4396934252
ゴルフクラブ会員権	0	0	2361712	一般貸倒引当金	0	0	-4396934252
リサイクル預託金	0	0	37440	個別貸倒引当金	0	0	-9702893174
保証金・敷金	314700	684500	418317632	個別貸倒引当金	0	0	-9702893174
その他の資産	16199648	101521488	15310616638	本店勘定	704305706940	704305706940	0
有形固定資産	103444780	647128839	12880126008	本店勘定	704241307863	704241307863	0
事業用建物	5500000	1017583	4280386208	本店勘定	704241307863	704241307863	0
事業用建物	5500000	1017583	4280386208	本店勘定(外為口)	64399077	64399077	0
事業用土地	48994200	645870289	7763459470	本店勘定(外為口)	64399077	64399077	0
事業用土地	48994200	645870289	7763459470	外為総括科目(資産)	719214032	719214032	0
建設仮勘定	39846290	0	97668040	外為総括科目(資産)	719214032	719214032	0
建設仮勘定	39846290	0	97668040	外為総括科目(資産)	719214032	719214032	0
その他の有形固定資産	9104290	240967	738612290	資産合計	1378205076843	1393566144424	1347648587282
所有建物	0	0	0				
所有土地	0	0	121101611				
事業用動産	9104290	240967	617510679				
無形固定資産	8591880	0	1097520551				
ソフトウェア	8096000	0	395802205				
ソフトウェア	8096000	0	395802205				
システム開発費	0	0	387696792				
システム開発費	0	0	387696792				
ソフトウェア仮勘定	495880	0	148116840				
ソフトウェア仮勘定	495880	0	148116840				
その他の無形固定資産	0	0	165904714				

(帳票ID N311)



店番号	店名
999	全店計

## 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

勘定区分名： 負債

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
預金	450053370136	432330477019	1220602523390	未払貯蓄預金利息	0	0	0
当座預金	68276414467	65793563484	45742122492	未払通知預金利息	0	0	0
当座預金	68276414467	65793563484	45742122492	未払規制定期預金利息	0	0	0
普通預金	244643353822	232275872145	720151688128	未払大口定期預金利息	0	0	0
普通預金	244643353822	232275872145	720151688128	未払スーパー定期預金利息	0	0	0
貯蓄預金	76058682	52258451	1548955034	未払自由期日指定預金利息	0	0	0
貯蓄預金	76058682	52258451	1548955034	未払変動金利預金利息	0	0	0
通知預金	1079171684	1091452684	5942748489	未払確定拠出年金預金利息	0	0	0
通知預金	1079171684	1091452684	5942748489	未払納税準備預金利息	0	0	0
定期預金	38645722630	35010425086	431836547908	未払外貨預金利息	0	0	0
規制定期預金	0	0	593153	未払譲渡性預金利息	0	0	0
自由金利期日指定定期	953329190	873997408	23366819900	未払定期積金期限後利息	0	0	0
大口定期預金	10519767939	9714753894	108365639732	未払従業員預り金利息	0	0	0
スーパー定期預金	27172625501	24421673784	300086432975	未払住宅ローン等保険料	0	0	0
変動金利定期預金	0	0	17062148	未払内国為替支払手数料	0	0	0
定期積金	1127416000	981093580	10856197320	未払その他の支払手数料	0	0	0
定期積金	1127416000	981093580	10856197320	未払支払保証料	0	0	0
別段預金	96125412425	97069525520	4294191772	未払賞与	0	0	0
別段預金	96125412425	97069525520	4294191772	未払その他の手当	0	0	0
納税準備預金	79820426	56286069	230072247	未払社会保険料	0	0	0
納税準備預金	79820426	56286069	230072247	未払退職給付費用 早期退職割増	0	0	0
外貨預金	0	0	0	未払雑損	0	0	0
外貨普通預金	0	0	0	未払臨時雇用費	0	0	0
外貨定期預金	0	0	0	未払事業所税	0	0	0
外貨別段預金	0	0	0	未払雑費	0	0	0
譲渡性預金	500000000	500000000	4839644561	前受収益	0	0	0
譲渡性預金	500000000	500000000	4839644561	未経過手形貸付利息	0	0	0
譲渡性預金	500000000	500000000	4839644561	未経過一般証書貸付利息	0	0	0
借入金	80000000000	80000000000	40800000000	未経過専用当座貸越利息	0	0	0
借入金	80000000000	80000000000	40800000000	未経過商業手形割引料	0	0	0
日銀借入金	80000000000	80000000000	40800000000	未経過受入保証料	0	0	0
その他負債	703101418277	705068562730	10378519395	従業員預り金	3729117	2528108	308596330
未決済為替借	128083332074	128083332074	0	従業員預り金 (普通口)	3729117	2528108	308596330
未決済為替借	128083332074	128083332074	0	給付補填備金	23623	28958	569586
未払法人税等	0	0	0	給付補填備金	23623	28958	569586
未払法人税	0	0	0	有価証券関連その他負	80497072059	80497072059	0
未払事業税	0	0	0	有価証券購入未払金	0	0	0
未払費用	0	0	0	証券負債仲介勘定	80185833259	80185833259	0
未払普通預金利息	0	0	0	証券等振替	311238800	311238800	0

店番号	店名
999	全店計

### 総勘定元帳残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役席	担当者

ページ 4

勘定区分名： 負債

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
資産除去債務	1924657	0	112495469	外為総括科目(負債)	1019819657	1019819657	0
資産除去債務	1924657	0	112495469	外為総括科目(負債)	1019819657	1019819657	0
代理店借	16173967	16173967	0	負債合計	1235026348388	1219184019042	1287404964293
代理店借	16173967	16173967	0				
未払送金為替	0	0	30500				
未払送金為替	0	0	30500				
預金利子税等預り金	39940479	12086593	12245151				
預金利子税等預り金	39940478	12086593	12245151				
預金利子諸税その他(外為)	1	0	0				
仮受金	494459222301	496457340971	9909584359				
仮受金	494459222301	496457270002	9908246002				
仮受金(決算補正用)	0	0	0				
仮受消費税	0	70969	1338357				
仮受消費税(旧税率8%)	0	0	0				
その他の負債	0	0	34998000				
その他の負債	0	0	34998000				
睡眠預金払戻損失引当	0	0	109998624				
睡眠預金払戻損失引当	0	0	109998624				
睡眠預金払戻損失引当金	0	0	109998624				
偶発損失引当金	0	0	260296596				
偶発損失引当金	0	0	260296596				
偶発損失引当金	0	0	260296596				
繰延税金負債	0	0	260075809				
繰延税金負債(一般)	0	0	260075809				
繰延税金負債(一般口)	0	0	260075809				
再評価繰延税金負債	176438475	4776826	1197294266				
再評価繰延税金負債	176438475	4776826	1197294266				
再評価に係る繰延税金負債	176438475	4776826	1197294266				
代理貸付見返	14411643	0	3205005651				
代理貸付見返	14411643	0	3205005651				
代理貸付見返	14411643	0	3205005651				
支払承諾	160890200	260382810	5751606001				
一般債務保証	157898650	260382810	4940754780				
一般債務保証	157898650	260382810	4940754780				
代理貸付債務保証	2882325	0	641001108				
代理貸付債務保証	2882325	0	641001108				
その他の債務保証	109225	0	169850113				
その他の債務保証	109225	0	169850113				
外為総括科目(負債)	1019819657	1019819657	0				

(帳票ID N311)

店番号	店名
999	全店計

## 総勘定元帳残高表 (月次)

店長	役席	担当者

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

勘定区分名： 純資産

(単位 円)

勘定科目名	取引金額		残高	勘定科目名	取引金額		残高
	払	入			払	入	
資本金	0	0	24200022030				
資本金	0	0	24200022030				
資本金	0	0	24200022030				
資本剰余金	0	0	30599087770				
資本準備金	0	0	24200022030				
資本準備金	0	0	24200022030				
その他資本剰余金	0	0	6399065740				
資本準備金減少差金	0	0	6399065740				
利益剰余金	2495223239	3368387538	2771886113				
繰越利益剰余金	2495223239	3368387538	2771886113				
前期繰越利益金	0	0	892383156				
再評価差額金取崩額	10905468	402808002	391902534				
当期利益	2484317771	2965579536	1487600423				
前期損益(当期利益金)	0	0	0				
前期損益(前期損益金)	0	0	0				
評価・換算差額等	402808002	10905468	2672627076				
有価証券評価差額金	0	0	0				
有価証券評価差額金	0	0	0				
土地再評価差額金	402808002	10905468	2672627076				
土地再評価差額金	402808002	10905468	2672627076				
純資産合計	2898031241	3379293006	60243622989				
負債・純資産合計	1237924379629	1222563312048	1347648587282				

### 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店番号	店名
999	全店計

店長	役 席	担当者

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
8010101	商業手形割引料	0	2,809,094	17,596,152	2,809,094	
8010107	手形割引料 (電子債権)	0	1,406,387	8,533,800	1,406,387	
	小 計 割引料	0	4,215,481	26,129,952		
8010301	手形貸付利息	63,172	45,952,497	357,828,485	45,889,325	
	小 計 手形貸付利息	63,172	45,952,497	357,828,485		
8010501	一般証書貸付利息	3,645,272	763,346,281	2,673,306,854	759,701,009	
	小 計 証書貸付利息	3,645,272	763,346,281	2,673,306,854		
8010901	一般当座貸越利息	33,600	1,715,426	-1,563,730	1,681,826	
8010903	総合口座当座貸越利息	0	26,365	92,589	26,365	
8010905	貸越専用カードローン利息	0	29,010,455	95,981,620	29,010,455	
8010907	普通預金貸越利息	0	371,493	1,383,943	371,493	
8010909	融資当座貸越利息	0	78,652,721	381,609,286	78,652,721	
	小 計 当座貸越利息	33,600	109,776,460	477,503,708		
	中 計 貸出金利息	3,742,044	923,290,719	3,534,768,999		
8030301	国債利息	0	0	0	0	
	小 計 国債利息	0	0	0		
8030303	地方債利息	0	1,564,211	2,669,475	1,564,211	
	小 計 地方債利息	0	1,564,211	2,669,475		
8030305	公社公団債利息	0	6,020,616	20,440,261	6,020,616	
8030307	政府保証債利息	0	0	-906	0	
8030311	事業債利息	0	5,538,800	5,146,083	5,538,800	
	小 計 社債利息	0	11,559,416	25,585,438		
8031101	ユーロ円建外債利息	0	0	-44,444	0	
	小 計 円貨外国証券利息	0	0	-44,444		
8030313	受益証券利息	0	0	4,570,330	0	
8030323	その他の証券利息	0	0	0	0	
	小 計 その他の証券利息	0	0	4,570,330		
8030317	株式配当金	0	40,000	54,577,000	40,000	
	小 計 株式配当金	0	40,000	54,577,000		
	中 計 有価証券利息配当金	0	13,163,627	87,357,799		
8110501	日銀当座預け金利息	0	12,035,958	28,114,791	12,035,958	
	小 計 日銀当座預け金利息	0	12,035,958	28,114,791		
8110701	普通預け金利息	0	45	-509	45	
	小 計 普通預け金利息	0	45	-509		
8110107	定期預け金利息	0	0	0	0	
	小 計 定期預け金利息	0	0	0		
	中 計 預け金利息	0	12,036,003	28,114,282		
8150107	外国他店預け金利息	0	2,750	1,822	2,750	
	小 計 外国為替受入利息	0	2,750	1,822		
8150903	受入雑利息 (定積延滞利息)	0	3	3	3	
8150905	受入雑利息 (当座過振利息)	0	0	0	0	

# 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
8150909	その他	0	206	1,937	206	
	小 計 受入雑利息	0	209	1,940		
	中 計 その他の受入利息	0	2,959	3,762		
8590101	給付補填備金戻入	0	887	16,292	887	
	小 計 給付補填備金戻入	0	887	16,292		
	中 計 給付補填備金戻入	0	887	16,292		
8171101	振込送金手数料	2,200	61,774,878	243,932,888	61,772,678	
	小 計 振込送金手数料	2,200	61,774,878	243,932,888		
8170709	代金取立手数料	0	1,450,460	5,379,430	1,450,460	
	小 計 代金取立手数料	0	1,450,460	5,379,430		
8170705	商業手形受入手数料	0	210,540	831,600	210,540	
	小 計 商業手形受入手数料	0	210,540	831,600		
8191544	全銀銀行間手数料	0	7,653,060	31,663,384	7,653,060	
	小 計 全銀銀行間手数料	0	7,653,060	31,663,384		
8170905	輸出関係受入手数料	0	0	0	0	
8170907	貿易外受入手数料	0	0	0	0	
	小 計 外国為替受入手数料	0	0	0		
8190169	代理貸付手数料	0	6,498,243	7,708,910	6,498,243	
	小 計 代理貸付手数料	0	6,498,243	7,708,910		
8192201	受託業務手数料	91,950	91,042,137	266,069,638	90,950,187	
	小 計 受託業務手数料	91,950	91,042,137	266,069,638		
8196401	株式社債手数料	0	32,607,776	97,103,534	32,607,776	
	小 計 株式社債手数料	0	32,607,776	97,103,534		
8195307	保護預り手数料	20,384	9,900	10,660,659	-10,484	
	小 計 保護預り手数料	20,384	9,900	10,660,659		
8195301	手形小切手用紙手数料	0	735,350	2,457,490	735,350	
	小 計 手形小切手用紙手数料	0	735,350	2,457,490		
8190701	商品有価証券手数料	0	8,250	194,783	8,250	
	小 計 商品有価証券手数料	0	8,250	194,783		
8193025	その他受入手数料 (輸出免税)	0	0	0	0	
8193027	その他受入手数料 (対象外)	0	1,824,430	10,953,452	1,824,430	
8193029	その他受入手数料 (課税)	491,274	108,290,412	487,847,211	107,799,138	
	小 計 その他受入手数料	491,274	110,114,842	498,800,663		
	中 計 受入手数料	605,808	312,105,436	1,164,802,979		
8191901	一般債務受入保証料	1,997	2,989,223	21,442,678	2,987,226	
	小 計 一般債務受入保証料	1,997	2,989,223	21,442,678		
8194901	代理貸付受入保証料	0	7	7	7	
	小 計 代理貸付受入保証料	0	7	7		
	中 計 受入保証料	1,997	2,989,230	21,442,685		
8230103	外国為替売買益	0	0	0	0	
	小 計 外国為替売買益	0	0	0		

# 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
	中 計 外国為替売買益	0	0	0		
8271101	事業債売却益	0	0	0	0	
	小 計 社債売却益	0	0	0		
	中 計 国債等債券売却益	0	0	0		
8330301	株式売却益	0	0	499,999	0	
	小 計 株式売却益	0	0	499,999		
	中 計 株式等売却益	0	0	499,999		
8332901	リース収入 (1. 非課税)	0	360,600	1,157,755	360,600	
8332905	リース収入 (5. 課税)	0	70,181,320	217,893,196	70,181,320	
8333101	リース収入 (5. 課税) (旧税率8%)	0	48,514,537	156,364,477	48,514,537	
	小 計 リース収入	0	119,056,457	375,415,428		
	中 計 リース収入	0	119,056,457	375,415,428		
8310101	金売買益	0	0	0	0	
	小 計 金売買益	0	0	0		
	中 計 金売買益	0	0	0		
8511301	一般貸倒引当金戻入	0	0	0	0	
	小 計 一般貸倒引当金戻入	0	0	0		
8513501	個別貸倒引当金戻入	0	0	0	0	
	小 計 個別貸倒引当金戻入	0	0	0		
	中 計 貸倒引当金戻入	0	0	0		
8510103	償却債権取立益 (元金)	0	3,165,204	32,828,370	3,165,204	
	小 計 償却債権取立益 (元金)	0	3,165,204	32,828,370		
8510107	償却債権取立益 (利息)	0	10,000	19,829,881	10,000	
	小 計 償却債権取立益 (利息)	0	10,000	19,829,881		
	中 計 償却債権取立益	0	3,175,204	52,658,251		
8950107	社宅使用料	710	2,291,009	9,174,901	2,290,299	
	小 計 社宅使用料	710	2,291,009	9,174,901		
8950301	土地建物賃貸料	0	860,033	3,440,132	860,033	
	小 計 土地建物賃貸料	0	860,033	3,440,132		
8950103	駐車場賃貸料	0	560,000	2,243,560	560,000	
	小 計 駐車場賃貸料	0	560,000	2,243,560		
8950105	その他賃貸料 (課税)	0	24,518	112,929	24,518	
	小 計 その他賃貸料 (課税)	0	24,518	112,929		
8960101	その他賃貸料 (非課税)	0	1,422,000	22,752,000	1,422,000	
	小 計 その他賃貸料 (非課税)	0	1,422,000	22,752,000		
	中 計 土地建物賃貸料	710	5,157,560	37,723,522		
8370301	時効完成預金繰入	0	0	90	0	
	小 計 時効完成預金繰入	0	0	90		
8370357	前期以前支払物件費の戻入	0	0	398,851	0	
	小 計 前期支払物件費の戻入	0	0	398,851		
8370365	電柱敷地料	0	0	0	0	

### 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名：利益金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
	小 計 電柱敷地料	0	0	0		
8370377	生保事務取扱料	0	295,647	1,209,566	295,647	
	小 計 生保事務取扱料	0	295,647	1,209,566		
8370379	損保事務取扱料	0	109,332	538,464	109,332	
	小 計 損保事務取扱料	0	109,332	538,464		
8371001	その他雑益 (非課税)	0	130,297	884,372	130,297	
8371501	その他雑益 (対象外)	0	4,822,633	5,616,838	4,822,633	
8371701	その他雑益 (課税)	0	2,367,644	9,069,524	2,367,644	
	小 計 その他雑益	0	7,320,574	15,570,734		
	中 計 雑益	0	7,725,553	17,717,705		
8370701	外国為替雑損益	0	2,709,389	2,709,389	2,709,389	
	小 計 外国為替雑損益	0	2,709,389	2,709,389		
	中 計 外国為替雑損益	0	2,709,389	2,709,389		
8510101	固定資産処分益	679,861,431	679,861,431	3,480,491	0	
	小 計 固定資産処分益	679,861,431	679,861,431	3,480,491		
8510104	その他の特別利益	0	664,179,137	664,179,137	664,179,137	
	小 計 その他の特別利益	0	664,179,137	664,179,137		
	中 計 特別利益	679,861,431	1,344,040,568	667,659,628		
	大 計	684,211,990	2,745,453,592	5,990,890,720		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

勘定区分名：損失金

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9010101	普通預金利息	55,017	0	-2,652,051	55,017	
	小 計 普通預金利息	55,017	0	-2,652,051		
9010201	貯蓄預金利息	65	0	-1,652	65	
	小 計 貯蓄預金利息	65	0	-1,652		
9010301	通知預金利息	5,665	0	-61,748	5,665	
	小 計 通知預金利息	5,665	0	-61,748		
9010501	規定期預金利息	0	0	-54,022	0	
9010517	自由金利期日指定定期利息	26,266	0	-553,022	26,266	
9010503	大口定期預金利息	1,135,366	11,344	-2,532,666	1,124,022	
9010505	スーパー定期預金利息	5,376,796	1,361	-49,079,871	5,375,435	
9010513	変動金利定期預金利息	0	0	-5,200	0	
9010533	確定拠出年金定期預金利息	31	0	-177	31	
	小 計 定期預金利息	6,538,459	12,705	-52,224,958		
9010901	定期積金期限後等利息	2,258	0	5,523	2,258	
	小 計 定期積金期限後等利息	2,258	0	5,523		
9012101	給付補填備金繰入	28,958	0	96,593	28,958	
	小 計 給付補填備金繰入	28,958	0	96,593		
9011301	納税準備預金利息	0	0	-232	0	
	小 計 納税準備預金利息	0	0	-232		
9011901	外貨要求払預金利息	0	0	35	0	
9011903	外貨定期預金利息	0	0	4	0	
	小 計 外貨預金利息	0	0	39		
	中 計 預金利息等	6,630,422	12,705	-54,838,486		
9030101	譲渡性預金利息	191	0	5,958	191	
	小 計 譲渡性預金利息	191	0	5,958		
	中 計 譲渡性預金利息	191	0	5,958		
9050101	コールマネー利息	0	0	0	0	
	小 計 コールマネー利息	0	0	0		
	中 計 コールマネー利息	0	0	0		
9150301	従業員預り金利息 (普通口)	3,899	0	-198,660	3,899	
	小 計 従業員預り金利息	3,899	0	-198,660		
	中 計 その他の支払利息	3,899	0	-198,660		
9670801	戻手形割引料	0	0	0	0	
	小 計 戻手形割引料	0	0	0		
9670101	戻手形貸付利息	11,117,596	0	26,106,403	11,117,596	
	小 計 戻手形貸付利息	11,117,596	0	26,106,403		
9670501	戻証書貸付利息	1,537,361	135	8,298,714	1,537,226	
	小 計 戻証書貸付利息	1,537,361	135	8,298,714		
9670901	戻当座貸越利息	4,992,364	0	11,612,704	4,992,364	
	小 計 戻当座貸越利息	4,992,364	0	11,612,704		
	中 計 戻貸出金利息	17,647,321	135	46,017,821		

(帳票ID N314)



# 損益勘定残高表

(月次)

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

店長	役 席	担当者

店番号	店 名
999	全店計

勘定区分名 : 損失金

単位 (円)

勘定科目コード	勘 定 科 目 名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9170101	内国為替支払手数料	51,798	0	229,246	51,798	
9170301	銀行間手数料 (1. 共通)	15,553,778	0	57,289,214	15,553,778	
9170501	銀行間手数料 (2. 課税)	5,807,426	0	23,061,791	5,807,426	
	小 計 内国為替支払手数料	21,413,002	0	80,580,251		
9170907	貿易外関連支払手数料	1,000	0	82,600	1,000	
	小 計 外国為替支払手数料	1,000	0	82,600		
9195001	住宅ローン等保険料	84,135,791	10,874,168	208,575,468	73,261,623	
	小 計 住宅ローン等保険料	84,135,791	10,874,168	208,575,468		
9194301	残高証明書交付料	0	0	127,160	0	
9194311	代理事務手数料	3,166,380	0	10,464,362	3,166,380	
9196717	その他の支払手数料 (共通)	730,784	0	5,044,014	730,784	
9196719	その他の支払手数料 (課税)	15,620	0	88,110	15,620	
9196723	その他の支払手数料 (その他)	71,442	0	291,814	71,442	
	小 計 その他の支払手数料	3,984,226	0	16,015,460		
	中 計 支払手数料	109,534,019	10,874,168	305,253,779		
9193301	支払保証料	28,050,187	0	92,770,886	28,050,187	
	小 計 支払保証料	28,050,187	0	92,770,886		
	中 計 支払保証料	28,050,187	0	92,770,886		
9710101	戻受入保証料	292,479	0	1,958,563	292,479	
	小 計 戻受入保証料	292,479	0	1,958,563		
	中 計 戻受入保証料	292,479	0	1,958,563		
9193701	住宅融資保険料	1,153,220	0	4,660,506	1,153,220	
	小 計 住宅融資保険料	1,153,220	0	4,660,506		
	中 計 住宅融資保険料	1,153,220	0	4,660,506		
9210301	外国為替売買損	0	0	0	0	
	小 計 外国為替売買損	0	0	0		
	中 計 外国為替売買損	0	0	0		
9271701	その他証券償還損	0	0	0	0	
	小 計 その他の証券償還損	0	0	0		
	中 計 国債等債券償還損	0	0	0		
9296301	事業債償却	6,259,200	0	6,259,200	6,259,200	
	小 計 社債償却	6,259,200	0	6,259,200		
	中 計 国債等債券償却	6,259,200	0	6,259,200		
9280103	リース原価 (2. 課税)	113,880	0	161,870	113,880	
9280107	リース原価 (5. その他)	99,789,923	28,800	308,564,275	99,761,123	
	小 計 リース原価	99,903,803	28,800	308,726,145		
	中 計 リース原価	99,903,803	28,800	308,726,145		
9330101	本給	257,759,189	73,333	994,665,849	257,685,856	
	小 計 本給	257,759,189	73,333	994,665,849		
9330107	手当	31,403,735	667	96,311,192	31,403,068	
	小 計 手当	31,403,735	667	96,311,192		

店番号	店名
999	全店計

## 損益勘定残高表

(月次)

店長	役 席	担当者

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

勘定区分名：損失金

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9330103	社会保険料	56,640,134	113,126	169,662,520	56,527,008	
	小計 社会保険料	56,640,134	113,126	169,662,520		
9330105	臨時雇用費	46,967,869	0	154,114,368	46,967,869	
	小計 臨時雇用費	46,967,869	0	154,114,368		
9330113	その他の人件費	5,081,632	0	30,669,393	5,081,632	
	小計 その他の人件費	5,081,632	0	30,669,393		
9330505	退職給付費用	5,580,800	0	18,090,600	5,580,800	
	小計 退職給付費用	5,580,800	0	18,090,600		
9330117	出向者負担金	1,169,721	0	5,572,687	1,169,721	
	小計 出向者負担金	1,169,721	0	5,572,687		
	中計 人件費	404,603,080	187,126	1,469,086,609		
9331901	事務費	323,790,267	242,659	1,164,461,363	323,547,608	
	小計 事務費	323,790,267	242,659	1,164,461,363		
9332301	福利厚生費	4,682,133	59,346	11,443,906	4,622,787	
	小計 福利厚生費	4,682,133	59,346	11,443,906		
9333125	預金保険料	0	0	93,766,000	0	
	小計 預金保険料	0	0	93,766,000		
9331101	土地建物賃借料	39,264,550	87,308	163,052,480	39,177,242	
	小計 土地建物賃借料	39,264,550	87,308	163,052,480		
9331301	機械賃借料	5,241,590	0	19,376,200	5,241,590	
	小計 機械賃借料	5,241,590	0	19,376,200		
9331501	営繕費	3,292,530	0	13,101,064	3,292,530	
	小計 営繕費	3,292,530	0	13,101,064		
9332907	保守管理費	20,119,687	30,097	136,726,851	20,089,590	
	小計 保守管理費	20,119,687	30,097	136,726,851		
9333127	損害保険料	1,721,052	0	7,694,302	1,721,052	
	小計 損害保険料	1,721,052	0	7,694,302		
9330901	有形・無形固定資産償却	0	0	0	0	
	小計 有形無形固定資産償却	0	0	0		
9332901	資産除去費用の償却	0	0	0	0	
	小計 資産除去費用の償却	0	0	0		
9332903	資産除去債務の調整費用	0	0	0	0	
	小計 資産除去債務調整費用	0	0	0		
	中計 物件費	398,111,809	419,410	1,609,622,166		
9333501	税金	33,541,456	22,810	181,539,963	33,518,646	
	小計 税金	33,541,456	22,810	181,539,963		
	中計 税金	33,541,456	22,810	181,539,963		
9350101	一般貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	
	小計 一般貸倒引当金繰入額	0	0	0		
9350701	個別貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	
	小計 個別貸倒引当金繰入額	0	0	0		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

勘定区分名：損失金

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
	中 計 貸倒引当金繰入額	0	0	0		
9420101	貸付金償却	0	0	0	0	
	小 計 貸付金償却	0	0	0		
9420301	その他の償却	0	0	0	0	
	小 計 その他の償却	0	0	0		
	中 計 貸出金償却	0	0	0		
9400301	株式償却	0	0	2,162,025	0	
	小 計 株式償却	0	0	2,162,025		
	中 計 株式等償却	0	0	2,162,025		
9490301	時効完成預金支払	6,888,017	12,554	33,128,674	6,875,463	
	小 計 時効完成預金支払	6,888,017	12,554	33,128,674		
9491101	出納尻不足補填金	0	0	0	0	
	小 計 出納尻不足補填金	0	0	0		
9490315	下水道負担金	0	0	37,200	0	
	小 計 下水道負担金	0	0	37,200		
9491109	その他の雑損 (1:共通)	435,582	0	2,638,161	435,582	
9500101	その他の雑損 (1:共通) (旧税率8%)	0	0	0	0	
9491301	その他の雑損 (1:共通) (軽減税率8%)	0	0	2,893	0	
	小 計 その他の雑損 (共通)	435,582	0	2,641,054		
9490313	その他の雑損 (2:課税)	2,353,078	0	2,746,595	2,353,078	
	小 計 その他の雑損 (課税)	2,353,078	0	2,746,595		
9491113	その他の雑損 (5:その他)	2,553,113	0	6,614,118	2,553,113	
	小 計 その他の雑損 (その他)	2,553,113	0	6,614,118		
	中 計 雑損	12,229,790	12,554	45,167,641		
9470905	退職給付費用 (臨時)	4,248,261	0	4,248,261	4,248,261	
	小 計 退職給付費用 (臨時)	4,248,261	0	4,248,261		
	中 計 退職給付費用 (臨時)	4,248,261	0	4,248,261		
9850101	債権売却損	0	0	0	0	
	小 計 債権売却損	0	0	0		
	中 計 債権売却損	0	0	0		
9511701	固定資産処分損	93,100,000	0	93,100,000	93,100,000	
	小 計 固定資産処分損	93,100,000	0	93,100,000		
9511501	減損損失	547,881,889	0	547,881,889	547,881,889	
	小 計 減損損失	547,881,889	0	547,881,889		
	中 計 特別損失	640,981,889	0	640,981,889		
9730101	法人税、住民税及び事業税	8,168	0	11,527,680	8,168	
	小 計 法人税、住民税及び事	8,168	0	11,527,680		
	中 計 法人税、住民税及び事	8,168	0	11,527,680		
9780101	法人税等調整額	4,776,826	176,438,475	-171,661,649	-171,661,649	
	小 計 法人税等調整額	4,776,826	176,438,475	-171,661,649		
	中 計 法人税等調整額	4,776,826	176,438,475	-171,661,649		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

勘定区分名：損失金

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
9890101	その他 (流動化)	32,129,761	32,129,761	0	0	
	小 計 その他 (流動化)	32,129,761	32,129,761	0		
	中 計 その他 (流動化)	32,129,761	32,129,761	0		
	大 計	1,800,105,781	220,125,944	4,503,290,297		

店番号	店名
999	全店計

### 損益勘定残高表 (月次)

店長	役 席	担当者

勘定区分名：純資産

作成日 令和 5 年 7 月 31 日  
 勘定日 令和 5 年 7 月 31 日

単位 (円)

勘定科目コード	勘定科目名	借方金額	貸方金額	残 高	前月比増減	備 考
5900101	当期利益	2,484,317,771	2,965,579,536	1,487,600,423	481,261,765	

(帳票ID N314)

# 四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社じもとホールディングス

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	9
第3 提出会社の状況 .....	10
1 株式等の状況 .....	10
(1) 株式の総数等 .....	10
(2) 新株予約権等の状況 .....	29
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	29
(5) 大株主の状況 .....	30
(6) 議決権の状況 .....	30
2 役員の状況 .....	30
第4 経理の状況 .....	31
1 四半期連結財務諸表 .....	32
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	32
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	33
四半期連結損益計算書 .....	33
四半期連結包括利益計算書 .....	34
2 その他 .....	46
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	47

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		2022年度 第1四半期 連結累計期間	2023年度 第1四半期 連結累計期間	2022年度
		(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	百万円	9,674	9,253	37,435
経常利益（△は経常損失）	百万円	1,435	809	△4,297
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	980	622	—
親会社株主に帰属する当期純 利益（△は親会社株主に帰属 する当期純損失）	百万円	—	—	△7,082
四半期包括利益	百万円	△10,841	1,200	—
包括利益	百万円	—	—	△22,520
純資産額	百万円	89,708	78,690	77,730
総資産額	百万円	2,730,587	2,690,932	2,659,272
1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05	—
1株当たり当期純利益（△は 1株当たり当期純損失）	円	—	—	△342.52
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益	円	8.71	4.81	—
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	円	—	—	—
自己資本比率	%	3.27	2.91	2.91

- (注) 1. 「1株当たり四半期純利益」、「1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
2. 2022年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末非支配株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、個人消費等は持ち直しており、緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社グループの営業エリアである宮城県経済及び山形県経済につきましても、一部に弱さがみられるものの、個人消費等に緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画の主要テーマである「本業支援の深化」、「業務変革(DX)」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。本計画を通じて、中小企業の業況改善と地域発展に貢献し、そのことが当社グループの収益改善にもつながる「共通価値の創造」の実現を目指しております。

当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は以下のとおりです。

当第1四半期連結会計期間末の連結財政状態につきましては、資産は、前連結会計年度末比316億59百万円増加の2兆6,909億32百万円、負債は、前連結会計年度末比306億99百万円増加の2兆6,122億41百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末比9億59百万円増加の786億90百万円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業等貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末比90億1百万円減少の1兆8,740億26百万円となりました。預金残高(譲渡性預金含む)は、個人預金および法人預金が減少したことから、前連結会計年度末比98億42百万円減少の2兆4,762億69百万円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向を勘案した運用を行ったことなどから、前連結会計年度末比45億66百万円増加の4,989億79百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金の減少等により資金運用収益が減少したことなどから、前第1四半期連結累計期間比4億20百万円減少の92億53百万円となりました。経常費用は、きらやか銀行における引当金の追加計上などにより、前第1四半期連結累計期間比2億6百万円増加の84億44百万円となりました。その結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比6億26百万円減少の8億9百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間比3億57百万円減少の6億22百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比6億8百万円減少の74億66百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比7億25百万円減少の7億32百万円となりました。

リース業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比84百万円増加の16億87百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比13百万円減少の66百万円となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比12百万円減少の2億73百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比2百万円増加の29百万円となりました。

#### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

##### ①会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

##### ②経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

### ③優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### <コロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた対応>

当社及びきらやか銀行は、2022年5月にコロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた検討を開始し、これまで金融庁と公的資金申請への相談を進めるとともに、きらやか銀行の体制整備を進めてまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多く地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、2023年4月28日の当社及びきらやか銀行の取締役会において、2023年9月を目途として公的資金の申請をすることを決定しております。

本公的資金の活用は、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

2023年6月開催の定時株主総会では、株主様に今般の決算内容を報告し、公的資金申請に向けた対応について説明を行っております。また、金融庁とは、公的資金の申請金額を含めて、今後の対応を相談しております。

#### <SBIグループと当社グループの経営全般の改善に関する追加支援の協議>

2023年4月28日の取締役会において、上記の公的資金申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社グループの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定しております。

これまで、SBIグループにおいては、資本業務提携を機に、当社に社外取締役1名を派遣しているほか、当社及びきらやか銀行と仙台銀行の取締役会や経営会議にオブザーバー2名が出席し、経営全般に係るアドバイスをいただいております。また今般、ガバナンス強化のため、上記の当社社外取締役1名がきらやか銀行非常勤取締役を兼務することで、同行の経営改善に直接関与いたします。

SBIグループと当社グループの間で、追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等を協議し、正式に決定次第開示してまいります。

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいります。

#### <きらやか銀行の業績回復への追加改善策>

きらやか銀行では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先を含む地元企業の抜本的な再生支援を見据え引当金を追加計上したことから、同行の2023年3月期の赤字額が大幅に拡大いたしました。

きらやか銀行は、業績回復への改善策（営業体制の刷新、店舗政策、経費削減等）を着実に実施しておりますが、更なる赤字拡大を踏まえて、改めて、同行の現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめ、役員数の削減、企業支援体制の強化、貸出審査体制の強化などの追加改善策を実施しています。

当社は、きらやか銀行の業績回復に向けて、同行が実施する改善策への関与を強化し、信用リスクを重点的に管理、監査します。また、仙台銀行は、同行常務取締役1名がきらやか銀行本店に常駐し、経営全般に関与するなど、今後も、じもとグループのパートナーとして、全面的な協力を行ってまいります。

#### <その他有価証券評価損益への対応>

きらやか銀行と仙台銀行は、SBIグループとの連携により、北米地域や欧州地域の国債・地方債など、信用力の高い外債ファンドを保有しておりますが、前連結会計年度において、海外金利の上昇により、両行のその他有価証券の評価損が拡大しました。

このため、両行では、さらなる評価損拡大を防止するため、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行っております。

今後も、当社グループは、SBIグループと協議し、再度、ファンド内にて信用力の高い海外債券（北米、欧州地域の国債等）に投資を行い、その収益の一部を評価損の解消に順次充当し、中長期的な解消に取り組んでまいります。

### ④研究開発活動

該当事項はありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億4百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比90百万円減少の8百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比と同等の0百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の△0百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比26百万円減少の8百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億5百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比1億17百万円減少の17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	6,287	0	—	6,288
	当第1四半期連結累計期間	5,704	0	—	5,705
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	6,348	1	0	6,349
	当第1四半期連結累計期間	5,758	1	0	5,758
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	60	0	0	60
	当第1四半期連結累計期間	53	0	0	53
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	621	0	—	622
	当第1四半期連結累計期間	603	△0	—	603
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	99	35	—	134
	当第1四半期連結累計期間	8	8	—	17
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	417	36	—	453
	当第1四半期連結累計期間	328	8	—	337
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	318	0	—	319
	当第1四半期連結累計期間	320	—	—	320

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間0百万円、当第1四半期連結累計期間0百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前第1四半期連結累計期間比24百万円増加の16億17百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第1四半期連結累計期間比43百万円増加の10億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	665	—	—	665
	当第1四半期連結累計期間	703	—	—	703
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	359	0	—	360
	当第1四半期連結累計期間	352	—	—	352
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
	当第1四半期連結累計期間	56	—	—	56
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	33	—	—	33
	当第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	19	—	—	19
	当第1四半期連結累計期間	17	—	—	17
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
	当第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
うち投信窓販業務	前第1四半期連結累計期間	77	—	—	77
	当第1四半期連結累計期間	83	—	—	83
うち保険窓販業務	前第1四半期連結累計期間	283	—	—	283
	当第1四半期連結累計期間	257	—	—	257
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	82	0	—	82
	当第1四半期連結累計期間	84	0	—	84

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,354,106	168	—	2,354,274
	当第1四半期連結会計期間	2,296,223	5	—	2,296,229
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,540,630	—	—	1,540,630
	当第1四半期連結会計期間	1,556,003	—	—	1,556,003
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	807,439	—	—	807,439
	当第1四半期連結会計期間	734,300	—	—	734,300
うちその他	前第1四半期連結会計期間	6,035	168	—	6,204
	当第1四半期連結会計期間	5,919	5	—	5,925
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	179,785	—	—	179,785
	当第1四半期連結会計期間	180,039	—	—	180,039
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,533,891	168	—	2,534,060
	当第1四半期連結会計期間	2,476,263	5	—	2,476,269

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内業務部門（除く特別国際金融取引勘定分）	1,862,770	100.00	1,874,026	100.00
製造業	139,861	7.51	133,176	7.11
農業、林業	8,640	0.46	8,874	0.47
漁業	183	0.01	234	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	833	0.04	823	0.05
建設業	139,492	7.49	142,871	7.62
電気・ガス・熱供給・水道業	12,064	0.65	13,137	0.70
情報通信業	12,738	0.68	12,565	0.67
運輸業、郵便業	46,482	2.50	43,667	2.33
卸売業、小売業	129,927	6.98	128,472	6.86
金融業、保険業	101,730	5.46	91,816	4.90
不動産業、物品賃貸業	419,570	22.52	423,163	22.58
各種サービス業	203,680	10.93	203,210	10.84
地方公共団体	99,255	5.33	90,007	4.80
その他	548,298	29.44	581,994	31.06
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,862,770	—	1,874,026	—

（注）「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	198,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
E種優先株式	20,000,000
計	198,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、198,000,000株であり、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、上記のとおり定款に規定しております。

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,540,263	21,540,263	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 2, 3, 10
B種優先株式 (注) 1	13,000,000	13,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 6, 9, 10
C種優先株式 (注) 1	10,000,000	10,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 7, 9, 10
D種優先株式 (注) 1	5,000,000	5,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 8, 9, 10
計	49,540,263	49,540,263	—	—

(注) 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

###### ① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。

ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、B種優先株式においては(注)6.(5)⑧、C種優先株式においては(注)7.(5)⑧、D種優先株式においては(注)8.(5)⑧、に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

###### ② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

- (3) 行使価額等の上限  
B種優先株式 取得価額には上限を設けない。  
C種優先株式 取得価額には上限を設けない。  
D種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- (4) 行使価額等の下限  
B種優先株式 302円を6.5で除した金額（ただし、（注）6.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。  
C種優先株式 55円（ただし、（注）7.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。  
D種優先株式 148円（ただし、（注）8.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。
- (5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「B種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「B種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{初年度B種優先配当金} \div \text{B種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、 $182/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト}$$
（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（同日が銀行休業日の場

合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第I種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。
- ⑨ 合理的な措置  
上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑩ 取得請求受付場所  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ⑪ 取得請求の効力発生  
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
- (6) 金銭を対価とする取得条項  
当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。  
なお、本項においては、上記(3) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。
- (7) 普通株式を対価とする一斉取得条項
- ① 普通株式を対価とする一斉取得条項  
当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- ② 一斉取得価額  
「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て
- ① 分割または併合  
当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て  
当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (9) 優先順位  
B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。
- (10) 法令変更等  
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (11) その他  
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- (12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め  
該当事項なし
- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め  
当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) C種優先配当金

① C種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「C種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② C種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。



上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

C種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

C種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

- (1) D種優先配当金

- ① D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「D種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② D種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$



- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）  
（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）  
調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (B) 株式の分割をする場合  
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）  
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。  
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合  
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。  
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

D種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

10. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

なお、上記株式併合の効力が発生することに伴い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、下記のとおり取得価額および下限取得価額が調整されております。

(1) 取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	1,159円	116円
② じもとホールディングスC種優先株式	1,159円	116円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(2) 下限取得価額の調整

(銘柄)	(調整後下限取得価額)	(調整前下限取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	464円	302円を6.5で 除した金額 (注)
② じもとホールディングスC種優先株式	549円	55円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(注) B種優先株式の調整前下限取得価額は、発行要項に「302円を6.5で除した額」と規定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	49,540	—	18,750	—	17,250

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 13,000,000 C種優先株式 10,000,000 D種優先株式 5,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 50,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式（単元株式数100）
完全議決権株式（その他）	普通株式 (注) 2 21,104,600	211,046	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式（単元株式数100）
単元未満株式	普通株式 (注) 3 384,963	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	49,540,263	—	—
総株主の議決権	—	211,046	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「株式給付信託（BBT）」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する51,500株（議決権の数515個）が含まれております。

なお、当該議決権の数515個は、議決権不行使となっております。

3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式99株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	50,700	—	50,700	0.10
計	—	50,700	—	50,700	0.10

(注) 「株式給付信託（BBT）」の導入に伴う、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）名義の当社株式51,500株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	222,274	257,365
買入金銭債権	765	780
金銭の信託	2,920	2,911
有価証券	※1, ※2 494,413	※1, ※2 498,979
貸出金	※1 1,883,027	※1 1,874,026
外国為替	※1 310	※1 317
リース債権及びリース投資資産	※1 12,483	※1 12,550
その他資産	※1 31,859	※1 32,789
有形固定資産	21,838	21,044
無形固定資産	1,299	1,673
退職給付に係る資産	3,587	3,713
繰延税金資産	165	155
支払承諾見返	※1 5,778	※1 6,209
貸倒引当金	△21,453	△21,585
資産の部合計	2,659,272	2,690,932
<b>負債の部</b>		
預金	2,306,818	2,296,229
譲渡性預金	179,293	180,039
借入金	68,922	108,889
その他負債	17,953	18,204
賞与引当金	374	187
退職給付に係る負債	105	107
睡眠預金払戻損失引当金	199	142
偶発損失引当金	480	467
繰延税金負債	248	566
再評価に係る繰延税金負債	1,368	1,197
支払承諾	5,778	6,209
負債の部合計	2,581,541	2,612,241
<b>純資産の部</b>		
資本金	18,750	18,750
資本剰余金	68,879	68,879
利益剰余金	19,042	19,816
自己株式	△92	△92
株主資本合計	106,579	107,354
その他有価証券評価差額金	△31,095	△30,542
土地再評価差額金	3,064	2,672
退職給付に係る調整累計額	△1,045	△1,026
その他の包括利益累計額合計	△29,076	△28,895
非支配株主持分	227	232
純資産の部合計	77,730	78,690
負債及び純資産の部合計	2,659,272	2,690,932

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
資金運用収益	6,349	5,758
(うち貸出金利息)	5,427	5,505
(うち有価証券利息配当金)	831	175
役務取引等収益	1,593	1,617
その他業務収益	453	337
その他経常収益	※1 1,277	※1 1,540
経常費用	8,238	8,444
資金調達費用	60	53
(うち預金利息)	39	35
役務取引等費用	970	1,014
その他業務費用	319	320
営業経費	5,612	5,599
その他経常費用	※2 1,274	※2 1,457
経常利益	1,435	809
特別利益	0	667
固定資産処分益	0	3
収用補償金	—	664
特別損失	39	679
固定資産処分損	39	128
減損損失	—	550
税金等調整前四半期純利益	1,396	797
法人税、住民税及び事業税	76	17
法人税等調整額	345	153
法人税等合計	421	170
四半期純利益	974	626
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	980	622



【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	974	626
その他の包括利益	△11,816	573
その他有価証券評価差額金	△11,838	554
退職給付に係る調整額	22	19
四半期包括利益	△10,841	1,200
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△10,835	1,195
非支配株主に係る四半期包括利益	△5	5

## 【注記事項】

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末44百万円、51千株、当第1四半期連結会計期間末44百万円、51千株であります。

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定)

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりました新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」という。）につきましては、2023年9月を目途とした申請に向けた対応を行っております。

(SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始)

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりましたSBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議につきましては、上記公的資金の申請にあわせて、SBIグループとの協議を進めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188百万円	8,268百万円
危険債権額	59,995百万円	60,254百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	5,202百万円	5,951百万円
合計額	73,386百万円	74,474百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
	26,810百万円	26,936百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
償却債権取立益	5百万円	49百万円
株式等売却益	5百万円	101百万円

- ※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
貸出金償却	3百万円	0百万円
貸倒引当金繰入	24百万円	132百万円
株式等償却	3百万円	2百万円
株式等売却損	9百万円	－百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	299百万円	313百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214	10.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	B種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	C種優先株式	130	13.06	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	D種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金

(注) 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	107	5.00	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	B種優先株式	1	0.11	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	C種優先株式	131	13.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	D種優先株式	0	0.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,928	1,589	9,518	170	9,688	△14	9,674
セグメント間の 内部経常収益	146	13	159	116	275	△275	—
計	8,074	1,603	9,677	286	9,964	△290	9,674
セグメント利益	1,457	79	1,536	26	1,563	△127	1,435

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。  
3. セグメント利益の調整額△127百万円は、セグメント間取引消去等です。  
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,434	1,673	9,107	159	9,267	△13	9,253
セグメント間の 内部経常収益	32	13	46	113	160	△160	—
計	7,466	1,687	9,154	273	9,427	△173	9,253
セグメント利益	732	66	798	29	827	△18	809

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。  
 3. セグメント利益の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去等です。  
 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産にかかる重要な減損損失）

「銀行業」セグメントにおいて、遊休資産（土地、建物等）について減損損失を計上しております。  
 なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては、550百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
貸出金	1,883,027		
貸倒引当金 (※2)	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
預金	2,306,818	2,306,903	85
借入金	68,922	68,932	10

(※1) 当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,530	6,460	△69
その他有価証券	488,837	488,837	—
貸出金	1,874,026		
貸倒引当金 (※2)	△20,240		
	1,853,785	1,861,494	7,709
預金	2,296,229	2,296,322	92
借入金	108,889	108,902	12

(※1) 当第1四半期連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 四半期連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
非上場株式 (※1) (※2)	1,917	1,901
組合出資金 (※3)	1,888	1,710

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 前連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。  
当第1四半期連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,259	—	—	5,259
地方債	—	42,890	—	42,890
社債	—	51,204	20,413	71,618
株式	2,335	—	—	2,335
その他	990	364,739	—	365,730

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の四半期連結貸借対照表計上額は1,003百万円であります。

(有価証券関係)

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

#### 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,118	6,041	△77
合計	6,118	6,041	△77

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,530	6,460	△69
合計	6,530	6,460	△69

#### 2. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2,391	2,787	395
債券	115,917	114,917	△1,000
国債	3,287	3,235	△51
地方債	43,312	42,996	△316
社債	69,316	68,684	△632
その他	397,303	366,784	△30,518
合計	515,612	484,489	△31,123

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	1,770	2,335	564
債券	120,619	119,768	△851
国債	5,291	5,259	△32
地方債	43,139	42,890	△248
社債	72,188	71,618	△570
その他	397,012	366,733	△30,278
合計	519,402	488,837	△30,565

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額) とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間 (連結会計年度) の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、6百万円 (うち、債券6百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券

の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 : 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先 : 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先 : 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
うち役務取引等収益	1,593	1,617
預金・貸出業務	665	703
為替業務	360	352
証券関連業務	37	56
代理業務	33	37
保護預り・貸金庫業務	19	17
保証業務	13	13
投信窓販業務	77	83
保険窓販業務	283	257
その他	102	96

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株式の期中平均株式数	千株	21,459	21,437
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	8.71	4.81
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	91,023	107,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前第1四半期連結累計期間 31千株

当第1四半期連結累計期間 51千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木隆は、当社の第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

第1四半期財務諸表  
 (1) 第1四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	125,690	126,448
有価証券	220,864	220,189
貸出金	981,875	968,027
外国為替	299	305
リース投資資産	4,710	4,538
その他資産	12,860	13,613
その他の資産	12,860	13,613
有形固定資産	13,444	12,726
無形固定資産	664	1,046
前払年金費用	4,289	4,384
支払承諾見返	5,137	5,652
貸倒引当金	△ 14,099	△ 14,386
資産の部合計	<u>1,355,736</u>	<u>1,342,545</u>
<b>負債の部</b>		
預金	1,273,029	1,238,325
譲渡性預金	4,093	4,839
借入金	20,700	40,800
その他負債	9,613	9,389
未払法人税等	195	92
資産除去債務	114	114
その他の負債	9,303	9,182
睡眠預金払戻損失引当金	109	83
偶発損失引当金	260	269
繰延税金負債	260	471
再評価に係る繰延税金負債	1,368	1,197
支払承諾	5,137	5,652
負債の部合計	<u>1,314,573</u>	<u>1,301,027</u>
<b>純資産の部</b>		
資本金	24,200	24,200
資本剰余金	30,599	30,599
資本準備金	24,200	24,200
その他資本剰余金	6,399	6,399
利益剰余金	892	1,495
その他利益剰余金	892	1,495
繰越利益剰余金	892	1,495
株主資本合計	<u>55,691</u>	<u>56,294</u>
<del>その他有価証券評価差額金</del>	<del>△ 17,592</del>	<del>△ 17,449</del>
<del>土地再評価差額金</del>	<del>3,064</del>	<del>2,672</del>
<del>評価・換算差額等合計</del>	<del>△ 14,528</del>	<del>△ 14,776</del>
純資産の部合計	<u>41,163</u>	<u>41,517</u>
負債及び純資産の部合計	<u>1,355,736</u>	<u>1,342,545</u>

## (2) 第1四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第1四半期会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	4,542	4,197
資金運用収益	3,329	2,975
(うち貸出金利息)	2,822	2,826
(うち有価証券利息配当金)	471	114
役務取引等収益	802	814
その他業務収益	379	335
その他経常収益	31	72
経常費用	3,753	3,967
資金調達費用	25	24
(うち預金利息)	24	24
役務取引等費用	379	379
その他業務費用	306	295
営業経費	2,950	2,940
その他経常費用	91	326
経常利益	789	230
特別利益	-	667
固定資産処分益	-	3
収用補償金	-	664
特別損失	-	640
固定資産処分損	-	93
減損損失	-	547
税引前四半期純利益	789	256
法人税、住民税及び事業税	7	6
法人税等調整額	194	39
法人税等合計	202	45
四半期純利益	586	211

### 内閣府令第48条第2項第2号

- ・ 法第16条第1項第2号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第32条第1号から第3号までに掲げる書類
- ・ 内閣府令第32条第2号に掲げる書類

項 目	添 付 書 類 名
代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面	・ 代表者による記載事項について適正であることの確認書

- ・ 内閣府令第32条第3号に掲げる書類

項 目	添 付 書 類 名
第1号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書面	・ (単体) (連結) 独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

記載事項について適正であることの確認書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社じもとホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 隆  
山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社きらやか銀行  
代表取締役頭取 川越 浩司

株式会社じもとホールディングスおよび株式会社きらやか銀行が、金融機能強化法第19条第1項の規程により、経営強化計画を提出するにあたり添付すべき金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令第48条第2項第2号に規定する以下の書類につきまして、記載された事項が適正であることを確認しております。

記

1. 株式会社じもとホールディングス

- ・ 第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表及び第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書
- ・ 連結自己資本比率の状況
- ・ 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
- ・ 四半期報告書（第12期第1四半期）

2. 株式会社きらやか銀行

- ・ 第175期末（2023年3月31日現在）貸借対照表及び第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）損益計算書（単体）
- ・ 第175期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表及び第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書
- ・ 自己資本比率の状況（単体）
- ・ 連結自己資本比率の状況
- ・ 第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単体）
- ・ 第175期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
- ・ 総勘定元帳（2023年7月31日現在）
- ・ 第176期第1四半期末（2023年6月30日現在）貸借対照表  
第176期第1四半期末（2023年4月1日から2023年6月30日まで）損益計算書

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第11期

〔 2022年4月1日  
2023年3月31日 〕

## 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社じもとホールディングス

第11期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	933	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	2	未払法人税等	6
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	42	未払配当金	32
その他の	5	預り金	1
流動資産合計	984	その他の	8
固 定 資 産		流動負債合計	56
有形固定資産		固 定 負 債	
工具、器具及び備品	2	そ の 他	5
有形固定資産合計	2	固定負債合計	5
無形固定資産		負債の部合計	61
ソフトウェア	0	(純資産の部)	
無形固定資産合計	0	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	18,750
関係会社株式	97,066	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資本準備金	17,250
繰延税金資産	3	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	97,077	資本剰余金合計	78,118
固定資産合計	97,079	利 益 剰 余 金	
繰 延 資 産		その他利益剰余金	1,230
株式交付費	3	繰越利益剰余金	1,230
繰延資産合計	3	利益剰余金合計	1,230
		自 己 株 式	△ 92
		株 主 資 本 合 計	98,007
		純資産の部合計	98,007
資産の部合計	98,068	負債及び純資産の部合計	98,068

第11期 ( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
手数料収入	378	
受取配当金	237	
営業収益合計		615
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	361	
営業費用合計		361
営業利益		253
営 業 外 収 益		
受取利息	0	
受取家賃	8	
雑収入	8	
営業外収益合計		16
営 業 外 費 用		
株式交付費償却	4	
雑損	3	
営業外費用合計		7
経常利益		263
税引前当期純利益		263
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	0	
法人税等合計		9
当期純利益		254

第11期

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,615	1,615	△ 86	98,398	98,398
当期変動額									
剰余金の配当					△ 639	△ 639		△ 639	△ 639
当期純利益					254	254		254	254
自己株式の取得							△ 10	△ 10	△ 10
自己株式の処分			△ 0	△ 0			4	4	4
当期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	△ 385	△ 385	△ 5	△ 390	△ 390
当期末残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,230	1,230	△ 92	98,007	98,007

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年 ～ 15年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

#### 4. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 追加情報

### (株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

#### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44 百万円、51 千株であります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権  
現金及び預金 933 百万円  
未収収益 0 百万円
3. 関係会社に対する金銭債務  
その他 8 百万円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
  - (1) 営業取引による取引高  
営業収益  
手数料収入 378 百万円  
受取配当金 237 百万円  
販売費及び一般管理費 133 百万円
  - (2) 営業取引以外の取引による取引高  
営業外収益  
受取利息 0 百万円  
受取家賃 8 百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	注
合計	80	25	3	102	

- (注) 1. 自己株式(普通株式)の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する株式がそれぞれ、31千株、51千株が含まれております。
2. 自己株式(普通株式)の増加25千株は、株式給付信託(BBT)に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式(普通株式)の減少3千株は、株式給付信託(BBT)に基づく対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求0千株であります。



## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払金	0
未払費用	2
未払事業税	<u>1</u>
繰延税金資産合計	<u>3</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>3</u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	株式会社きらやか銀行	山形県山形市	24,200	銀行業	所有直接100%	経営管理 役員兼任	経営管理料の受取 (注1)	191	—	—
子会社	株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	22,735	銀行業	所有直接100%	経営管理 役員兼任	経営管理料の受取 (注1)	186	—	—

(注) 1. 当社の業務予算に基づき、経営活動に必要な諸経費を鑑みて算定しております。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 1,766円68銭

2. 1株当たりの当期純損失金額 0円54銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

当社と連結子会社である株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」といいます。)について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてきたことによります。

(1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

(2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

2. SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社との間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

(1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

(2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 第11期 附属明細書

〔 2022年4月1日から 〕  
〔 2023年3月31日まで 〕

株式会社じもとホールディングス

第11期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 附属明細書

2023年●月●日作成

2023年●月●日備付

住	所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
会	社	名 株式会社じもとホールディングス
代	表	取 締 役 鈴木 隆

# 目 次

- 1 計算書類に関する事項
- 2 事業報告に関する事項

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

種 類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	償 却 累 計 額	償 却 累 率
有形固定資産	3	-	0	0	2	23	91.10%
無形固定資産	0	-	0	0	0	73	99.84%
計	3	-	0	0	2	97	97.57%

(2) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	6	
給 料 ・ 手 当	187	
法 定 福 利 費	23	
通 信 費	5	
水 道 光 熱 費	1	
保 険 料	5	
地 代 家 賃	20	
支 払 手 数 料	0	
会 議 費	4	
租 税 公 課	9	
外 部 報 酬	64	
保 守 料	22	
減 価 償 却 費	0	
雑 費	7	
そ の 他	1	
計	361	

(3) その他の重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の様況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	川越浩司	株式会社きらやか銀行	代表取締役頭取	当社及び株式会社きらやか銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取締役	鈴木隆	株式会社仙台銀行	代表取締役頭取	当社及び株式会社仙台銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取締役	川村淳	株式会社きらやか銀行	取締役	
取締役	尾形毅	株式会社仙台銀行	取締役	
取締役	斎藤義明	株式会社仙台銀行	代表取締役専務	
取締役	鈴木誠	株式会社きらやか銀行	代表取締役専務	
取締役	太田順一	株式会社仙台銀行	代表取締役常務	
取締役	内田巧一	株式会社きらやか銀行	常務取締役	
取締役	半田稔		半田稔法律事務所所長	
取締役	長谷川靖	地方創生パートナーズ株式会社	執行役員事務局長	
		SBI地銀ホールディングス株式会社	取締役	
		株式会社福島銀行	取締役	
取締役	佐竹勤	株式会社コアテック	代表取締役会長	
取締役 (監査等委員)	遠藤宏			
取締役 (監査等委員)	伊藤吉明		伊藤公認会計士事務所所長	
取締役 (監査等委員)	高橋節			
取締役 (監査等委員)	今野純一			

### (2) その他の重要な事項

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第11期

〔 2022年4月1日  
2023年3月31日 〕

## 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株式会社じもとホールディングス

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 銭 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 銭 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 価 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	2,581,541
その他の有形固定資産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ ェ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
その他の無形固定資産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	77,730
資産の部合計	2,659,272	負債及び純資産の部合計	2,659,272

第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,435
資 金 運 用 収 益	23,556	
貸 出 金 利 息	22,030	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2	
預 け 金 利 息	295	
そ の 他 の 受 入 利 息	24	
役 務 取 引 等 収 益	6,693	
そ の 他 業 務 収 益	1,560	
そ の 他 経 常 収 益	5,623	
償 却 債 権 取 立 益	39	
株 式 等 売 却 益	402	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181	
経 常 費 用		41,733
資 金 調 達 費 用	233	
預 金 利 息	145	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	29	
役 務 取 引 等 費 用	3,532	
そ の 他 業 務 費 用	1,418	
営 業 経 費	22,348	
そ の 他 経 常 費 用	14,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424	
経 常 損 失		4,297
特 別 利 益		36
固 定 資 産 処 分 益	9	
そ の 他 の 特 別 利 益	26	
特 別 損 失		546
固 定 資 産 処 分 損 失	99	
減 損 損 失	447	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418	
法 人 税 等 調 整 額	1,850	
法 人 税 等 合 計		2,269
当 期 純 損 失		7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		7,082

第11期

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社  
会社名
- ・株式会社きらやか銀行
  - ・株式会社仙台銀行
  - ・きらやかカード株式会社
  - ・きらやかりース株式会社
  - ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
  - ・山形ビジネスサービス株式会社
  - ・株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1社  
会社名
- ・株式会社富士通山形インフォテクノ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。



## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年 ～ 50年

その他 2年 ～ 20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,319百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結される子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

## 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額(繰延税金負債相殺前)1,547百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当連結会計年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 2. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 21,453百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況であると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. (株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44百万円、51千株であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 141 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等でありませ

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188	百万円
危険債権額	59,995	百万円
三月以上延滞債権額	—	百万円
貸出条件緩和債権額	5,202	百万円
合計額	73,386	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,676百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	77,096	百万円
貸出金	24,713	百万円
その他資産	1	百万円

### 担保資産に対応する債務

預金	1,390	百万円
借入金	60,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券294百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金553百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、350,029百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が349,074百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,114百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,499百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,810百万円であります。
10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額43百万円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 270 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 3 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	2
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	宮城県	2
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	38
遊休	その他	宮城県	0
合計			447

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	—	—	21,540	
B種優先株式	13,000	—	—	13,000	
C種優先株式	10,000	—	—	10,000	
D種優先株式	5,000	—	—	5,000	
合 計	49,540	—	—	49,540	
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	(注) 1、2、3
合 計	80	25	3	102	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、31千株、51千株含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の増加25千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式（普通株式）の減少3千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214百万円	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	B種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	C種優先株式	130百万円	13.06円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	D種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	161百万円	7.50円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	B種優先株式	1百万円	0.11円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	C種優先株式	131百万円	13.10円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	D種優先株式	0百万円	0.10円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
合計		639百万円			

(注) 1. 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月22日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	107百万円	利益剰余金	5.00円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
B種優先株式	1百万円	利益剰余金	0.11円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
C種優先株式	131百万円	利益剰余金	13.10円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
D種優先株式	0百万円	利益剰余金	0.10円	2023年 3月31日	2023年 6月23日

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

##### ② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

#### (4) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値

として管理しており、2023年3月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△6,972百万円（前連結会計年度末は21,157百万円）になります。

なお、当連結会計年度より、市場リスク量算定の方法を一部変更しており、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### （5）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
(2) 貸出金	1,883,027		
貸倒引当金 (※2)	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
資産計	2,353,526	2,359,057	5,530
(1) 預金	2,306,818	2,306,903	85
(2) 譲渡性預金	179,293	179,293	0
(3) 借入金	68,922	68,932	10
負債計	2,555,033	2,555,129	95
デリバティブ取引 (※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	46	46	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	46	46	—

(※1) 当連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(※4) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	1,917
組合出資金 (※3)	1,888

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783
デリバティブ取引				
金利関連	—	46	—	46
資産計	6,682	456,123	20,728	483,534

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

#### ① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(※1)
	損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
989	—	11	—	—	—	1,000	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	6,041	6,041
貸出金	—	—	1,868,526	1,868,526
資産計	—	—	1,874,567	1,874,567
預金	—	2,306,903	—	2,306,903
譲渡性預金	—	179,293	—	179,293
借入金	—	60,793	8,138	68,932
負債計	—	2,546,991	8,138	2,555,129

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

## 有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

レベル2に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレーン・バナラ型）であるため、レベル2に分類しています。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.17%-0.65%	0.35%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,912	0	191	△375	-	-	20,728	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。



時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

## 有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,118	6,041	△77
	その他	—	—	—
	小計	6,118	6,041	△77
合計		6,118	6,041	△77

### 3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,697	1,127	570
	債券	18,516	18,401	114
	国債	—	—	—
	地方債	387	386	0
	社債	18,128	18,015	113
	その他	11,759	11,647	111
	小計	31,973	31,176	797
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,089	1,264	△175
	債券	96,400	97,515	△1,114
	国債	3,235	3,287	△51
	地方債	42,609	42,926	△317
	社債	50,555	51,301	△746
	その他	355,025	385,655	△30,630
	小計	452,515	484,436	△31,920
合計		484,489	515,612	△31,123

### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	30	29	△0
合計	30	29	△0

(売却の理由) 買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,378	374	21
債券	6,341	6	—
国債	6,191	6	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	927	27	—
合計	8,647	409	21

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 金銭の信託に関する注記

### 1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,920	△0

### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	37,435
うち役務取引等収益	6,693
預金・貸出業務	2,859
為替業務	1,440
証券関連業務	248
代理業務	168
保護預り・貸金庫業務	22
保証業務	88
投信窓販業務	281
保険窓販業務	1,184
その他	400

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 810円27銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額 342円52銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

当社と連結子会社である株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律

(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」といいます。)について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてきたことによります。

#### (1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多く地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

#### (2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

### 2. SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社との間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

#### (1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

#### (2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きらやか銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 第175期

〔 2022年4月1日 から  
2023年3月31日 まで 〕

## 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表



株式会社きらやか銀行

第175期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	125,690	預 金	1,273,029
現 金	30,302	当 座 預 金	59,228
預 け 金	95,387	普 通 預 金	741,495
有 価 証 券	220,864	貯 蓄 預 金	1,626
地 方 債	7,237	通 知 預 金	7,874
社 債	41,014	定 期 預 金	448,592
株 式	6,449	定 期 積 金	11,672
そ の 他 の 証 券	166,163	そ の 他 の 預 金	2,540
貸 出 金	981,875	譲 渡 性 預 金	4,093
割 引 手 形	5,361	借 用 金	20,700
手 形 貸 付	31,979	借 入 金	20,700
証 書 貸 付	841,136	そ の 他 負 債	9,613
当 座 貸 越	103,397	未 決 済 為 替 借	337
外 国 為 替	299	未 払 法 人 税 等	195
外 国 他 店 預 け	299	未 払 費 用	951
そ の 他 資 産	17,570	前 受 収 益	476
未 決 済 為 替 貸	173	従 業 員 預 り 金	311
前 払 費 用	0	給 付 補 填 備 金	0
未 収 収 益	800	資 産 除 去 債 務	114
リ ー ス 投 資 資 産	4,710	そ の 他 の 負 債	7,225
そ の 他 の 資 産	11,886	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,444	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,272	繰 延 税 金 負 債	260
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	722		
無 形 固 定 資 産	664	負 債 の 部 合 計	1,314,573
ソ フ ト ウ ェ ア	498	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	165	資 本 金	24,200
前 払 年 金 費 用	4,289	資 本 剰 余 金	30,599
支 払 承 諾 見 返	5,137	資 本 準 備 金	24,200
貸 倒 引 当 金	△ 14,099	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,399
		利 益 剰 余 金	892
		そ の 他 利 益 剰 余 金	892
		繰 越 利 益 剰 余 金	892
		株 主 資 本 合 計	55,691
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,592
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 14,528
		純 資 産 の 部 合 計	41,163
資 産 の 部 合 計	1,355,736	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,355,736

第175期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		17,400
資 金 運 用 収 益	12,252	
貸 出 金 利 息	11,395	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	721	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,414	
受 入 為 替 手 数 料	798	
そ の 他 の 役 務 収 益	2,616	
そ の 他 業 務 収 益	1,450	
外 国 為 替 売 買 益	80	
国 債 等 債 券 売 却 益	0	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,370	
そ の 他 経 常 収 益	283	
償 却 債 権 取 立 益	35	
株 式 等 売 却 益	126	
そ の 他 の 経 常 収 益	120	
経 常 費 用		23,322
資 金 調 達 費 用	96	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 0	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,400	
支 払 為 替 手 数 料	236	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,164	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
国 債 等 債 券 償 還 損	20	
そ の 他 の 業 務 費 用	1,192	
営 業 経 費	11,784	
そ の 他 経 常 費 用	8,828	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,228	
貸 出 金 償 却	261	
株 式 等 償 却	3	
そ の 他 の 経 常 費 用	335	
経 常 損 失		5,921

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 引 前 当 期 純 損 失		<u>6,380</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25	
法 人 税 等 調 整 額	1,928	
法 人 税 等 合 計		<u>1,954</u>
当 期 純 損 失		<u>8,334</u>

第175期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金		評価・換算差 額等合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,218	9,218	64,017	△ 10,739	3,274	△ 7,465	56,552
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△ 201	△ 201	△ 201				△ 201
当 期 純 損 失 ( △ )					△ 8,334	△ 8,334	△ 8,334				△ 8,334
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					209	209	209				209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 7,062
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 8,325	△ 8,325	△ 8,325	△ 6,852	△ 209	△ 7,062	△ 15,388
当 期 末 残 高	24,200	24,200	6,399	30,599	892	892	55,691	△ 17,592	3,064	△ 14,528	41,163

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～6年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。

なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,474百万円であります。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

## (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (4) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

## 8. 収益の計上方法

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の金額（繰延税金負債相殺前）805百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

#### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当事業年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

#### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。



## 2. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 14,099百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」 「7. 引当金の計上基準」 「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当事業年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当事業年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況にあると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 4,088百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,924百万円
危険債権額	34,783百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,818百万円
合計額	42,526百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,361百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	8百万円
有価証券	25,468百万円
担保資産に対応する債務	
預金	284百万円
借用金	20,700百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金419百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、159,503百万円で

あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が159,503百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 16,873百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,233百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は18,021百万円であります。
10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 88百万円
11. 関係会社に対する金銭債権総額 3,741百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 1,114百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	158百万円
役員取引等に係る収益総額	23百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	100百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,050百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

### 2. 減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	21
合計			425

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
第IV種 優先株式	—	100,000	100,000	—	注1
第V種 優先株式	—	50,000	50,000	—	注1
合 計	—	150,000	150,000	—	

注1. 2023年3月24日付で優先種類株主による取得請求権の行使により第IV種優先株式の全て及び第V種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、取得した第IV種優先株式及び第V種優先株式については、2023年3月24日の取締役会決議により、同日付ですべて消却しております。

## 有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,088
関連法人等株式	0

### 4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	581	257	323
	債券	13,790	13,684	105
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	13,790	13,684	105
	その他	11,034	10,952	81
	小計	25,405	24,895	510
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	272	375	△103
	債券	34,461	35,325	△863
	国債	—	—	—
	地方債	7,237	7,416	△179
	社債	27,224	27,909	△684
	その他	153,847	171,000	△17,152
	小計	188,580	206,700	△18,119
合計		213,986	231,595	△17,609

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,507
組合出資金	1,281

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)  
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	129	126	—
債券	150	0	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	—	—	—
合計	279	126	—

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注2）	2,575	百万円
貸倒引当金	3,772	
退職給付引当金	358	
減価償却	139	
その他有価証券評価差額金	5,387	
その他	945	
繰延税金資産小計	13,178	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△2,482	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,889	
評価性引当額小計（注1）	△12,372	
繰延税金資産合計	805	
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	11	
前払年金費用	1,054	
繰延税金負債合計	1,066	
繰延税金資産（負債）の純額	△260	百万円

（注1）評価性引当額が6,625百万円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を見直ししたことに伴い、スケジュールリング不能な将来減算一時差異等に係る評価性引当額を追加的に認識したことによるものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 6年以内 (百万円)
税務上の繰 越欠損金 (※1)	296	937	—	392	—	—
評価性 引当額	△203	△937	—	△392	—	—
繰延税金 資産	92	—	—	—	—	—

	6年超 7年以内 (百万円)	7年超 8年以内 (百万円)	8年超 9年以内 (百万円)	9年超 10年以内 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰 越欠損金 (※1)	—	938	—	11	2,575
評価性 引当額	—	△938	—	△11	△2,482
繰延税金 資産	—	—	—	—	(※2) 92

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額 69 円 50 銭

1 株当たりの当期純損失金額 48 円 89 銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード株式会社	100% (-)	債権被保証	被保証	△3,622	-	-
				支払保証料(注)	100	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、每期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は28,010百万円であります。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所(注2)	山形県米沢市	3	会計事務所	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	4 0	貸出金	36

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 有限会社五十嵐会計事務所は、社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（2004年法律第128号）の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます。）について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、当行の体制整備を進めてきたことによります。

(1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、当行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

(2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

2. SBIグループとじもとホールディングスとの間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催のじもとホールディングス及び当行の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、じもとホールディングスの主要株主であるSBIグループとじもとホールディングスとの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

(1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当行としては、追加支援を通じて、SBIグループにじもとホールディングス及び当行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

(2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 第 175 期 附 属 明 細 書

〔 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで 〕

第175期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 附属明細書

住 所 山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社 きらやか銀行

代表取締役 川 越 浩 司

## 目 次

- 1 計算書類に関する事項
  - (1) 有形固定資産及び無形固定資産
  - (2) 引当金
  - (3) 営業経費
  - (4) その他の重要な事項
- 2 事業報告に関する事項
  - (1) 会社役員の内務の状況
  - (2) その他の重要な事項

# 1 計算書類に関する事項

## (1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産							%
建物	4,616	61	( 118 107 )	288	4,272	14,576	77.33
土地	9,047	-	( 642 318 )	-	8,404	2,835	25.22
建設仮勘定	-	113	68	-	44	-	-
その他の有形固定資産	738	151	( 1 - )	165	722	2,731	79.07
有形固定資産計	14,402	326	( 831 425 )	453	13,444	20,143	59.97
無形固定資産							
ソフトウェア	248	349	8	91	498	3,355	87.06
その他の無形固定資産	165	-	-	-	165	-	-
無形固定資産計	414	349	8	91	664	3,355	83.47

(注1) 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注2) 償却累計率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当期減少額		当期末 残 高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸 倒 引 当 金	6,138	14,099	267	5,871	14,099	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(1)の通りであります。
睡 眠 預 金 払 戻 金 損 失 引 当 金	142	18	50	-	109	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(3)の通りであります。
偶 損 失 引 当 金	176	260	-	176	260	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(4)の通りであります。
計	6,457	14,378	317	6,048	14,470	

(注) 当期減少額「その他」欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

貸倒引当金 …………… 洗替による取崩額

## (3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,120
退 職 給 付 費 用	268
福 利 厚 生 費	893
減 価 償 却 費	542
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	488
営 繕 費	49
消 耗 品 費	91
給 水 光 熱 費	188
旅 費	24
通 信 費	211
広 告 宣 伝 費	58
諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費	96
租 税 公 課	935
そ の 他	3,814
計	11,784

## (4) その他の重要な事項

該当事項はありません。



## 2 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員・監査等委員の兼務の状況

区 分	氏 名	兼職法人等名	役 職	摘要
取 締 役	佐藤 明夫	佐藤総合法律事務所	代表	
取 締 役	森 俊彦	一般社団法人日本金融人材 育成協会	会長	
監 査 等 委 員	結城 章夫	学校法人富澤学園	理事長	
監 査 等 委 員	五十嵐 正明	公立大学法人山形県立 米沢女子短期大学	監事	

### (2) その他の重要な事項

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きらやか銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第175期

〔 2022年4月1日 から  
2023年3月31日 まで 〕

## 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表



株式会社きらやか銀行

第175期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	125,831	預 金	1,272,127
有 価 証 券	217,071	譲 渡 性 預 金	4,093
貸 出 金	979,679	借 用 金	28,809
外 国 為 替	299	そ の 他 負 債	11,778
リース債権及びリース投資資産	12,483	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
そ の 他 資 産	20,635	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	109
有 形 固 定 資 産	13,472	偶 発 損 失 引 当 金	260
建 物	4,256	繰 延 税 金 負 債	74
土 地	8,404	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
建 設 仮 勘 定	44	支 払 承 諾	5,137
その他の有形固定資産	765	負債の部合計	1,323,865
無 形 固 定 資 産	751	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	579	資 本 金	24,200
その他の無形固定資産	171	資 本 剰 余 金	29,398
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,116	利 益 剰 余 金	1,671
繰 延 税 金 資 産	162	株 主 資 本 合 計	55,269
支 払 承 諾 見 返	5,137	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,587
貸 倒 引 当 金	△ 14,785	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 983
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 15,506
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	39,990
資産の部合計	1,363,855	負債及び純資産の部合計	1,363,855

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,700
資 金 運 用 収 益	12,189	
貸 出 金 利 息	11,451	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	602	
預 け 金 利 息	135	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,811	
そ の 他 業 務 収 益	1,458	
そ の 他 経 常 収 益	5,241	
償 却 債 権 取 立 益	35	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,205	
経 常 費 用		28,589
資 金 調 達 費 用	154	
預 金 利 息	94	
譲 渡 性 預 金 利 息	0	
コールドマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	7	
役 務 取 引 等 費 用	1,483	
そ の 他 業 務 費 用	1,212	
営 業 経 費	12,381	
そ の 他 経 常 費 用	13,356	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,210	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,146	
経 常 損 失		5,888
特 別 利 益		26
収 用 補 償 金	26	
特 別 損 失		458
固 定 資 産 処 分 損	33	
減 損 損 失	425	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		6,320
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31	
法 人 税 等 調 整 額	1,966	
法 人 税 等 合 計		1,998
当 期 純 損 失		8,318
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純損失		8,322

第175期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	24,200	29,398	9,985	63,584	△ 10,733	3,274	△ 581	△ 8,040	225	55,769
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△ 201	△ 201						△ 201
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 8,322	△ 8,322						△ 8,322
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			209	209						209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 7,464
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 8,314	△ 8,314	△ 6,854	△ 209	△ 401	△ 7,465	1	△ 15,779
当 期 末 残 高	24,200	29,398	1,671	55,269	△ 17,587	3,064	△ 983	△ 15,506	227	39,990



## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかリース株式会社
- ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

- ・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～6年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,474百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

#### (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しており

ます。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの

有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額(繰延税金負債相殺前) 973百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

#### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当連結会計年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

#### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### 2. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 14,785百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に

記載しております。

## ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況にあると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

## ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 141 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）等でありませ

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,323百万円
危険債権額	34,940百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,818百万円
合計額	43,082百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,361百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	8百万円
有価証券	25,468百万円

担保資産に対応する債務

預金	284百万円
借入金	20,700百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円及び保証金 434 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が166,765百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 17,470百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,233百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,021百万円であります。
10. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 89百万円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 270 百万円、株式等償却 3 百万円を含んでおります。
2. 減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失			(単位：百万円)
用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	21
合計			425

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	161,013	431,203	—	592,216	注1
第IV種優先株式	100,000	—	100,000	—	注1
第V種優先株式	50,000	—	50,000	—	注1
合 計	311,013	431,203	150,000	592,216	
自己株式					
第IV種優先株式	—	100,000	100,000	—	注1, 2, 3
第V種優先株式	—	50,000	50,000	—	注1, 2, 3
合 計	—	150,000	150,000	—	

注1．優先株式の取得請求権の行使により、当行が第IV種優先株式 100,000 千株を取得すると引換えに普通株式 363,636 千株を交付し、第V種優先株式 50,000 千株を取得すると引換えに普通株式 67,567 千株を交付しております。2023年3月24日に行われた当行取締役会決議により当行が取得し保有する種類株式のすべてを消却しております。

注2．自己株式の増加は種類株式の取得事由の発生に伴うものであります。

注3．自己株式の減少は消却に伴うものであります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	70百万円	0.44円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	第IV種優先株式	130百万円	1.30円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	第V種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
合 計		201百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」という。）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、将来の為替変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結される子会社及び子法人等では、リース業務、クレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権・債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

##### ② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部門は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部門は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」であります。

当行では、これらの金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券、預金、貸出金、政策投資株式は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として把握・管理しております。

当行の市場リスク量(VaR)は、2023年3月31日現在、全体で576百万円となっております。

なお、当連結会計年度より、市場リスク量算定の方法を一部変更しており、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券（※1） その他有価証券	214,076	214,076	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（※2）	979,679 △13,499		
	966,179	967,673	1,493
資産計	1,180,256	1,181,750	1,493
(1) 預金	1,272,127	1,272,198	70
(2) 譲渡性預金	4,093	4,093	0
(3) 借入金	28,809	28,827	18
負債計	1,305,030	1,305,119	88

（※1）当連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	1,713
組合出資金（※3）	1,281

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	7,237	—	7,237
社債	—	22,946	18,068	41,014
株式	885	—	—	885
その他	—	163,938	—	163,938
資産計	885	194,121	18,068	213,075

（\*）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

#### ①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却 償還、及び純 額	投資信託の 基準価額と 時価との差額	投資信託の 基準価額と 時価との差額	期末 残高	当期の損益に計上した うち、連結貸借対照表 の日において評価 損益（※1）
	損益に計上 （※1）	その他の包括利益 に計上 （※2）					
989	—	11	—	—	—	1,000	—

（※1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	967,673	967,673
資産計	—	—	967,673	967,673
預金	—	1,272,198	—	1,272,198
譲渡性預金	—	4,093	—	4,093
借入金	—	20,689	8,138	28,827
負債計	—	1,296,980	8,138	1,305,119

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割引いて時価を算出しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.17%-0.39%	0.32%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (※1)
		損益に計上 (※1)	その他の包括利益に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	17,710	0	164	192	-	-	18,068	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、

利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。



## 有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	613	281	332
	債券	13,790	13,684	105
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	13,790	13,684	105
	その他	11,077	10,992	85
	小計	25,481	24,957	523
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	272	375	△103
	債券	34,461	35,325	△863
	国債	—	—	—
	地方債	7,237	7,416	△179
	社債	27,224	27,909	△684
	その他	153,861	171,015	△17,154
	小計	188,595	206,716	△18,120
合計		214,076	231,673	△17,597

### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

### 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	129	126	—
債券	150	0	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	—	—	—
合計	279	126	—

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	22,700
うち役務取引等収益	3,811
預金・貸出業務	1,915
為替業務	795
証券関連業務	109
代理業務	41
保護預り・貸金庫業務	10
保証業務	72
投信窓販業務	137
保険窓販業務	558
その他	169

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	67円14銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額	48円82銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2023 年 4 月 28 日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（2004 年法律第 128 号）の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます。）について、2023 年 9 月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022 年 5 月 13 日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、当行の体制整備を進めてきたことによります。

#### (1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が 3 年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、当行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

#### (2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

### 2. SBI グループとじもとホールディングスとの間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023 年 4 月 28 日開催のじもとホールディングス及び当行の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、じもとホールディングスの主要株主である SBI グループとじもとホールディングスとの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

#### (1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当行としては、追加支援を通じて、SBI グループにじもとホールディングス及び当行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

#### (2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

「金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令」

第 15 条第 2 項に定められる提出書類

内閣府令第 15 条第 2 項 第 1 号

項 目	添 付 書 類 名
・ 経営強化計画の変更の理由書	・ 同左

## 経営強化計画の変更の理由書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社じもとホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 隆

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社仙台銀行  
代表取締役頭取 鈴木 隆

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第2項に基づき、2021年9月28日承認を受けました2021年4月（計画の始期）より2024年3月（計画の終期）までとする経営強化計画について、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項に基づき、変更後の経営強化計画を提出する理由は以下のとおりであります。

### 記

#### 1. 損益状況

株式会社仙台銀行（以下、「当行」という。）では、計画2年目にあたる2023年3月期において、貸出金利息が前年同期比で2億93百万円増加した一方、有価証券利息配当金が前年同期比で19億58百万円減少したことなどにより資金利益が前年同期比で16億47百万円減少し、当期純利益は11億57百万円と、計画比△8億63百万円の未達となりました。

（単位：百万円）

	2021/3期 始期・実績	2022/3期 実績	2023/3期			
			計画	実績	計画比	前年同期比
業務粗利益	13,146	13,519	13,471	12,048	△ 1,423	△ 1,471
資金利益	12,584	12,938	13,016	11,291	△ 1,725	△ 1,647
役務取引等利益	842	667	455	859	404	192
その他業務利益	△ 280	△ 85	-	△ 102	-	△ 16
経費	10,329	10,224	10,152	10,080	△ 71	△ 144
【コア業務純益】	3,172	3,458	-	2,162	-	△ 1,295
（除く、投信解約損益）	3,083	3,382	3,319	2,073	△ 1,246	△ 1,308
与信関係費用	758	1,029	502	693	191	△ 336
経常利益	1,985	2,434	2,760	1,491	△ 1,269	△ 943
当期純利益	1,717	1,506	2,020	1,157	△ 863	△ 349

## 2. 有価証券の状況

当行の有価証券運用につきましては、SBIグループと連携して対応してまいりましたが、海外金利の上昇により、有価証券の評価損が拡大しました。

当行では、有価証券評価損益の拡大を受け、評価損拡大を防止するための取組みを実施したことにより、足下評価損の拡大は抑制されておりますが、評価損の拡大抑制を最優先課題として対応したため、当初想定しておりました有価証券利息配当金の受取ができなくなっております。

当行では引き続き、有価証券評価損の縮小を最優先課題とし、足下SBIポートからの配当金は受け取らず、評価損の縮小に充当していく方針としており、2024年度の有価証券利息配当金は、当初経営強化計画策定時よりも減少する見通しです。

## 3. 利益剰余金計画

当行は、2023年3月期の当期純利益が計画比△8億円の未達となったことから、2023年3月期末のその他利益剰余金は171億円と計画比△8億円となりました。

現計画の終期であります2024年3月期末のその他利益剰余金は201億円までの積み上げを計画しておりましたが、現行では計画達成は困難な状況となっております。

## 4. 経営強化計画の変更理由

当行は、前述の通り収益計画が未達となり、その他利益剰余金についても当初計画通りの達成が困難な状況となっております。

また、引き続き有価証券評価損の縮小を優先し、有価証券利息配当金が低位で推移する見込みであるため、収益の見通し、ひいては利益剰余金計画について変更するものです。

それにより、2021年9月28日承認を受けました現行の経営強化計画に記載された事項について変更が生じることから、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項に基づき、変更後の経営強化計画を提出するものであります。

以 上

## 内閣府令第15条第2項第2号

- ・ 法第4条第1項第2号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、内閣府令第3条第2号から第4号までに掲げる書類
- ・ 内閣府令第3条第1項第2号に掲げる書類

項 目	添 付 書 類 名
1. 貸借対照表等 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対象表等</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 連結                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第11期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第11期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> <li>2. 株式会社仙台銀行                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 単体   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第102期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第102期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> <li>(2) 連結   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第102期末(2023年3月31日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第102期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2. 自己資本比率を記載した書面 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本比率を記載した書面</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス (連結)自己資本比率の状況(2023年3月末)</li> <li>2. 株式会社仙台銀行 (単体)自己資本比率の状況(2023年3月末) (連結)連結自己資本比率の状況(2023年3月末)</li> </ul>
3. 最終の株主資本等変動計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主資本等変動計算書</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス (連結)第11期末 連結株主資本等変動計算書</li> <li>2. 株式会社仙台銀行 (単体)第102期末 株主資本等変動計算書 (連結)第102期末 連結株主資本等変動計算書</li> </ul>
4. 最近の日計表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の日計表 総勘定元帳(2023年7月31日現在)</li> </ul>
5. その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類</li> <li>1. 株式会社じもとホールディングス 四半期報告書(第12期第1四半期)</li> <li>2. 株式会社仙台銀行                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第103期第1四半期末(2023年6月30日現在) 貸借対照表</li> <li>② 第103期第1四半期末(2023年4月1日から2023年6月30日まで) 損益計算書</li> </ul> </li> </ul>

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 銭 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 銭 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 価 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	2,581,541
その他の有形固定資産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ ェ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
その他の無形固定資産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	77,730
資産の部合計	2,659,272	負債及び純資産の部合計	2,659,272



第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,435
資 金 運 用 収 益	23,556	
貸 出 金 利 息	22,030	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2	
預 け 金 利 息	295	
そ の 他 の 受 入 利 息	24	
役 務 取 引 等 収 益	6,693	
そ の 他 業 務 収 益	1,560	
そ の 他 経 常 収 益	5,623	
償 却 債 権 取 立 益	39	
株 式 等 売 却 益	402	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181	
経 常 費 用		41,733
資 金 調 達 費 用	233	
預 金 利 息	145	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	29	
役 務 取 引 等 費 用	3,532	
そ の 他 業 務 費 用	1,418	
営 業 経 費	22,348	
そ の 他 経 常 費 用	14,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424	
経 常 損 失		4,297
特 別 利 益		36
固 定 資 産 処 分 益	9	
そ の 他 の 特 別 利 益	26	
特 別 損 失		546
固 定 資 産 処 分 損 失	99	
減 損 損 失	447	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418	
法 人 税 等 調 整 額	1,850	
法 人 税 等 合 計		2,269
当 期 純 損 失		7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		7,082

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	96,452	預金	1,035,715
現金	14,522	当座預金	17,242
預け金	81,929	普通預金	727,813
買入金銭債権	765	貯蓄預金	6,604
金銭の信託	2,920	通知預金	873
有価証券	277,401	定期預金	275,385
国債	3,235	定期積金	4,987
地方債	35,759	その他の預金	2,809
社債	33,798	譲渡性預金	175,200
株式	2,155	借入金	40,113
その他の証券	202,452	借入金	40,113
貸出金	903,348	その他の負債	6,113
割引手形	1,315	未決済為替借	62
手形貸付	21,139	未払法人税等	379
証書貸付	822,113	未払費用	391
当座貸越	58,779	前受収益	348
外国為替	10	従業員預り金	126
外国他店預け	10	給付補填備金	0
その他の資産	11,169	資産除去債務	3
未決済為替貸	82	その他の負債	4,802
前払費用	60	賞与引当金	371
未収収益	554	睡眠預金払戻損失引当金	89
金融派生商品	46	偶発損失引当金	219
その他の資産	10,425	再評価に係る繰延税金負債	915
有形固定資産	11,515	支払承諾	641
建物	3,692	負債の部合計	1,259,379
土地	7,209	(純資産の部)	
建設仮勘定	39	資本金	22,735
その他の有形固定資産	573	資本剰余金	11,039
無形固定資産	547	資本準備金	11,039
ソフトウェア	484	利益剰余金	17,637
その他の無形固定資産	63	利益準備金	519
前払年金費用	560	その他利益剰余金	17,118
繰延税金資産	384	繰越利益剰余金	17,118
支払承諾見返	641	株主資本合計	51,411
貸倒引当金	△ 6,667	その他の有価証券評価差額金	△ 13,486
		土地再評価差額金	1,746
		評価・換算差額等合計	△ 11,739
		純資産の部合計	39,671
資産の部合計	1,299,051	負債及び純資産の部合計	1,299,051

(単位：百万円)

科 目				金 額	
経	常	収	益		14,700
資	金	運	用	収	益
					11,370
	貸	出	金	利	息
					10,578
	有	価	証	券	利
					息
	コ	ー	ル	ロ	ー
					ン
	預	け	金	利	息
					息
	そ	の	他	の	受
					入
					利
					息
					益
					2,908
役	務	取	引	等	収
					益
	受	入	為	替	手
					数
					料
					費
					647
	そ	の	他	の	役
					務
					収
					益
					2,261
そ	の	他	業	務	収
					益
					102
	商	品	有	価	証
					券
					売
					買
					益
					0
	国	債	等	債	券
					売
					却
					益
					6
	国	債	等	債	券
					償
					還
					益
					3
	金	融	派	生	商
					品
					収
					益
					92
そ	の	他	経	常	収
					益
					318
	償	却	債	権	取
					立
					益
					3
	株	式	等	売	却
					益
					222
	そ	の	他	の	経
					常
					収
					益
					92
経	常	費	用		
					13,209
資	金	調	達	費	用
					費
					79
	預	讓	渡	性	預
					金
					利
					息
					息
					5
	コ	ー	ル	マ	ネ
					ー
					利
					息
					息
					0
	借	用	金	利	息
					息
					0
	金	利	ス	ワ	ッ
					プ
					支
					払
					利
					息
					息
					19
	そ	の	他	の	支
					払
					利
					息
					息
					3
役	務	取	引	等	費
					用
					2,049
	支	払	為	替	手
					数
					料
					費
					102
	そ	の	他	の	役
					務
					費
					用
					費
					用
					1,946
そ	の	他	業	務	費
					用
					費
					用
					205
	外	国	為	替	売
					買
					損
					損
					0
	国	債	等	債	券
					売
					却
					損
					損
					0
	国	債	等	債	券
					償
					還
					損
					損
					204
営	業	経	常	費	用
					費
					用
					費
					用
					10,035
そ	の	他	経	常	費
					用
					費
					用
					費
					839
	貸	倒	引	当	金
					繰
					入
					額
					損
					21
	株	式	等	売	却
					損
					21
	金	銭	の	信	託
					運
					用
					損
					用
					26
	そ	の	他	の	経
					常
					費
					用
					費
					224
経	常	利	益		
					1,491
特	別	利	益		
					9
	固	定	資	産	処
					分
					益
					9
特	別	損	失		
					88
	固	定	資	産	処
					分
					損
					失
					損
					66
	減	損	等	損	失
					益
					22
税	引	前	当	期	純
					利
					益
					1,411
法	人	税	、	住	民
					税
					及
					び
					事
					業
					税
					額
					372
法	人	税	等	調	整
					額
					計
					益
					254
法	人	税	等	合	
					計
					益
					1,157
当	期	純	利		

2 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	96,452	預 金	1,035,634
買入金銭債権	765	譲渡性預金	175,200
金銭の信託	2,920	借 用 金	40,113
有価証券	277,352	その他の負債	6,122
貸出金	903,348	賞与引当金	374
外国為替	10	睡眠預金払戻損失引当金	89
その他の資産	11,170	偶発損失引当金	219
有形固定資産	11,515	再評価に係る繰延税金負債	915
建 物	3,692	支 払 承 諾	641
土 地	7,209	負債の部合計	1,259,309
建設仮勘定	39	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	573	資 本 金	22,735
無形固定資産	547	資本剰余金	11,039
ソフトウェア	484	利益剰余金	17,659
その他の無形固定資産	63	株主資本合計	51,433
退職給付に係る資産	470	その他有価証券評価差額金	△ 13,486
繰延税金資産	413	土地再評価差額金	1,746
支払承諾見返	641	退職給付に係る調整累計額	△ 62
貸倒引当金	△ 6,667	その他の包括利益累計額合計	△ 11,802
		純資産の部合計	39,631
資産の部合計	1,298,941	負債及び純資産の部合計	1,298,941

3 ( 2022年4月 1日 から 2023年3月31日 まで ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		14,761
資金運用収益	11,367	
貸出金利息	10,578	
有価証券利息配当金	601	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	160	
その他の受入利息	24	
役員取引等収益	2,966	
その他業務収益	102	
その他経常収益	325	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	321	
経常費用		13,258
資金調達費用	79	
預金利息	50	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	0	
その他の支払利息	22	
役員取引等費用	2,050	
その他業務費用	205	
営業経費	10,083	
その他経常費用	839	
貸倒引当金繰入額	566	
その他の経常費用	273	
経常利益		1,503
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		88
固定資産処分損失	66	
減損損失	22	
税金等調整前当期純利益		1,424
法人税、住民税及び事業税	377	
法人税等調整額	△ 118	
法人税等合計		259
当期純利益		1,164
親会社株主に帰属する当期純利益		1,164

じもとホールディングス

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

連結自己資本比率  
総括表（国内基準）

（単位：円、％）

項目	当期末		【参考】前期末（2022年3月末）	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	106,339,537,280		113,752,081,303	
うち、資本金及び資本剰余金の額	87,629,779,467		87,629,805,714	
うち、利益剰余金の額	19,042,200,648		26,554,353,495	
うち、自己株式の額（△）	92,000,515		86,565,726	
うち、社外流出予定額（△）	240,442,320		345,512,180	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△1,045,297,198		△541,821,158	
うち、為替換算調整勘定	0		0	
うち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	△1,045,297,198		△541,821,158	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	0		0	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,218,864,791		6,358,495,232	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,218,864,791		6,358,495,232	
うち、適格引当金コア資本算入額	0		0	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199,506,849		430,264,469	
非支配株主持分のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第3項及び第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22,708,203		45,180,398	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	111,735,319,925		120,044,200,244	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	902,274,305	0	644,756,908	0
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	0	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	902,274,305	0	644,756,908	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	53,947,546	495,270,801	459,417,937
適格引当金不足額	0	0	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278,763,420	0	1,421,718,412	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
退職給付に係る資産の額	2,579,214,312	0	2,623,806,143	0
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	316	0	4,592	0

## じもとホールディングス

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	0	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,760,252,353		5,185,556,856	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	106,975,067,572		114,858,643,388	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,334,638,845,716		1,351,883,208,229	
資産（オン・バランス）項目	1,328,918,262,752		1,344,198,702,692	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,433,485,525		4,780,716,320	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第4項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	0		0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第4項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	4,433,485,525		4,780,716,320	
オフ・バランス取引等項目	5,533,263,000		7,495,291,983	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	176,828,700		176,194,874	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	10,491,264		13,018,680	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	58,378,282,650		57,013,291,412	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0		0	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,393,017,128,366		1,408,896,499,641	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	7.67%		8.15%	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行持株会社が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」に規定する別紙様式第12号（注）に従うものとする。

## じもとホールディングス

3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第8条第6項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行を子会社とする銀行持株会社にあつては以下の左表の数値について、特定取引勘定設置行を子会社とする銀行持株会社にあつては以下の右表の数値について記載すること。  
ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

区分	当期末残高	区分	当期末残高
商品有価証券		特定取引資産	
売付商品債券		特定取引負債	
計(A)		計(A)	
総資産(B)		総資産(B)	
比率(A/B)	%	比率(A/B)	%

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：円)
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3)
7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。
10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
11. 採用する企業会計の基準に関する記載に関する記載：(日本基準を採用=1、指定国際会計基準を採用=2、修正国際基準を採用=3、米国会計基準を採用=4)
12. 特定企業会計基準等適用法人等についても、採用する企業会計の基準によらず、本様式を使用すること。  
ただし、本様式中に記載すべき事項について、採用する企業会計の基準で使用する項目等を読み替えて記載している事項等があれば、その内容について欄外に注記すること。
13. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

106,975,067,572

1

0

0

1

1

### 【当期末に係る補記】

※総所要自己資本額 (リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) ×4%)  
= 55,720,685,134 ← 決算説明資料、ディスクロ等で使用

検印

係印



カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	地域・店舗	時期	カード枚数
1	2 4	5	6	7	10 11 14	年 月 区分 15 19 20 22	20 22
0	380	1	0	0	5 1 2	0 5 0 3 6	002

13 自己資本比率の状況

[国内基準に係る単体自己資本比率]

項目	コード	信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	
		当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
(単位：百万円)					
<b>コア資本に係る基礎項目</b>					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		51,140		50,254	
うち、資本金及び資本剰余金の額		33,774		33,774	
うち、利益剰余金の額		17,637		16,515	
うち、自己株式の額(△)		-		-	
うち、社外流出予定額(△)		271		35	
うち、上記以外に該当するものの額		-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,753		2,281	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,753		2,281	
うち、適格引当金コア資本算入額		-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		119		239	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		53,013		52,775	
<b>コア資本に係る調整項目</b>					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		380		346	
うち、のれんに係るものの額		-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		380		346	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		-		-	
適格引当金不足額		-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-		-	

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-		-	
前払年金費用の額		388		330	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-		-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		-		-	
特定項目に係る10%基準超過額		-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-	
特定項目に係る15%基準超過額		-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		769		677	
<b>自己資本</b>					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	010	52,244		52,098	
<b>リスク・アセット等</b>					
信用リスク・アセットの額の合計額		635,392		625,365	
資産（オン・バランス）項目		634,125		623,836	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		2,661		2,661	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		-		-	
うち、上記以外に該当するものの額		2,661		2,661	
オフ・バランス項目		1,226		1,497	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		30		17	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		10		13	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		24,642		24,355	
信用リスク・アセット調整額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	020	660,035		649,721	
<b>自己資本比率</b>					
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.91%		8.01%	

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	(地域・店舗)	時 期			カード枚数	
						年	月	区分		
1	2 4	5	6	7	10	11	14	15	19	20 22
0	652	1	0	0512	0000	05	03	6	002	

3 連結自己資本比率の状況  
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法
----------------	-------

(単位：百万円)

項 目	コード	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
<b>コア資本に係る基礎項目</b>					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		51,162		50,269	
うち、資本金及び資本剰余金の額		33,774		33,774	
うち、利益剰余金の額		17,659		16,530	
うち、自己株式の額(△)		-		-	
うち、社外流出予定額(△)		271		35	
うち、上記以外に該当するものの額		-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		△ 62		33	
うち、為替換算調整勘定		-		-	
うち、退職給付に係るものの額		△ 62		33	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,753		2,281	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,753		2,281	
うち、適格引当金コア資本算入額		-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		119		239	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		52,973		52,824	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		380		346	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		380		346	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		-		-	
適格引当金不足額		-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-		-	
退職給付に係る資産の額		326		364	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-		-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		-		-	
特定項目に係る10%基準超過額		-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-	
特定項目に係る15%基準超過額		-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		707		711	
<b>自己資本</b>					
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	010	52,266		52,113	
<b>リスク・アセット等</b>					
信用リスク・アセットの額の合計額		635,344		625,317	
資産（オン・バランス）項目		634,076		623,788	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		2,661		2,661	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		-		-	
うち、上記以外に該当するものの額		2,661		2,661	
オフ・バランス取引等項目		1,226		1,497	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		30		17	

中央清算機関関連エクスポージャーに係る 信用リスク・アセットの額		10		13	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除 して得た額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		24,712		24,392	
信用リスク・アセット調整額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	020	660,056		649,710	
<b>連結自己資本比率</b>					
連結自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )		7.91%		8.02%	

第11期

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

第4 第102期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで ) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金		評価・換算差 額等合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	22,735	11,039	—	11,039	511	16,003	16,515	50,289	△ 5,429	1,746	△ 3,683	46,606
当 期 変 動 額												
利 益 準 備 金 の 積 立					7	△ 7	—	—				—
剰 余 金 の 配 当						△ 35	△ 35	△ 35				△ 35
当 期 純 利 益						1,157	1,157	1,157				1,157
優先株式の取得請求権の行使に伴う金銭の交付			△ 0	△ 0				△ 0				△ 0
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0		△ 0	△ 0	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△ 8,056		△ 8,056	△ 8,056
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	7	1,114	1,121	1,121	△ 8,056	—	△ 8,056	△ 6,934
当 期 末 残 高	22,735	11,039	—	11,039	519	17,118	17,637	51,411	△ 13,486	1,746	△ 11,739	39,671

4 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで )

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	22,735	11,039	16,530	50,304	△ 5,429	1,746	33	△ 3,649	46,655
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			△ 35	△ 35					△ 35
親会社株主に帰属する当 期純利益			1,164	1,164					1,164
優先株式の取得請求権の 行使に伴う金銭の交付		△ 0		△ 0					△ 0
利益剰余金から資本剰余 金への振替		0	△ 0	—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△ 8,057		△ 96	△ 8,153	△ 8,153
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,128	1,128	△ 8,057	—	△ 96	△ 8,153	△ 7,024
当 期 末 残 高	22,735	11,039	17,659	51,433	△ 13,486	1,746	△ 62	△ 11,802	39,631



総勘定元帳（貸借対照表）

令和05年07月31日（月）

店名 998 全店計

勘定科目	科目コード	令和5年7月31日	備考	勘定科目	科目コード	令和5年7月31日	備考
現金・預け金	S100120	102,048,281,219		預金	G300020	1,051,935,423,416	
現金	1010101	13,517,735,116		当座預金	3010101	16,749,353,144	
（通貨）	1000101	8,460,656,438		普通預金	3010501	737,735,466,985	
（手形・小切手）	1000105	57,753,705		貯蓄預金	3010701	6,522,132,291	
（機械口通貨）	1000110	4,653,883,498		通知預金	3011001	907,395,831	
（現送金）	1000115	345,441,475		定期預金 #	G300070	281,915,433,413	
外国通貨	1010110	0		定期積金	3012501	4,889,767,000	
預け金 #	G100050	88,530,546,103		別段預金	3012001	2,986,741,806	
コールローン #	G100060	0		納税準備預金	3013001	223,410,236	
買現先勘定	1070101	0		非居住者円預金 #	G300110	0	
買入手形 #	G100100	0		外貨預金 #	G300120	5,722,710	
買入金銭債権 #	G100130	580,901,902					
商品有価証券 #	G100160	0		譲渡性預金	3050101	175,200,000,000	
金銭の信託 #	G100210	2,920,859,135		コールマネー #	G300150	0	
有価証券 #	G100240	297,044,841,566		売現先勘定	3120101	0	
貸出金	G100290	908,985,077,112		売渡手形	3150101	0	
割引手形 #	G100300	1,298,639,358		借入金 #	G300220	40,106,480,000	
貸付金	S100100	907,686,437,754		外国為替 #	G300250	0	
手形貸付 #	G100310	21,147,811,655		転換社債	3300101	0	
証書貸付 #	G100320	833,149,814,966		その他負債	G300320	7,288,229,009	
当座貸越 #	G100330	53,388,811,133		未決済為替借	3400101	0	
外国為替 #	G100340	11,483,622		未払法人税等 #	G300340	214,600	
その他資産	G100390	11,772,324,231		未払費用 #	G300350	0	
未決済為替貸	1500101	0		前受収益 #	G300360	0	
前払費用 #	G100410	0		従業員預り金 #	G300370	134,789,589	
未収収益 #	G100420	0		給付補填備金	3402501	118,351	
先物取引差入証拠金 #	G100430	0		先物取引受入証拠金 #	G300390	0	
先物取引差金勘定 #	G100440	0		先物取引差金勘定 #	G300400	0	
有価証券関連その他資産 #	G100450	46,058,436		有価証券関連その他負債 #	G300410	0	
仮払金 #	G100460	927,683,760		リース債務	3407701	0	
代理店貸	1509901	0		資産除去債務	3408901	3,641,401	
繰延資産	1503597	0		代理店借 #	3408101	0	
外国為替換算差金	1503631	0		未払担当金	3405501	0	
出資金	1503591	20,108,225		未払送金為替	3406001	8,700	
その他の資産	G100510	10,778,473,810		預金利子税等預り金 #	G300470	27,415,394	
有形固定資産	G100520	11,686,738,090		仮受金 #	G300480	6,863,894,468	
事業用建物	1550101	3,715,198,268		外国為替換算差金	3407584	0	
事業用土地	1550105	7,209,845,357		未払事業所税	3407566	0	
有形リース資産	1551015	0		その他の負債	S300070	258,146,506	
建設仮勘定	1551010	164,892,600		商法上の引当金 #	S300080	89,037,621	
その他の有形固定資産 #	G100570	596,801,865		その他の引当金	3540101	0	
無形固定資産	G100580	588,255,363		特別法上の引当金 #	G300620	0	
ソフトウェア	1551701	493,469,531		繰延税金負債 #	G300640	184,968,951	
のれん	1551901	0		再評価に係る繰延税金負債	3570101	915,401,507	
無形リース資産	1551510	0		代理貸付見返	3350101	753,377,520	
その他の無形固定資産	1551505	94,785,832		支払承諾 #	G300710	611,428,631	
繰延税金資産 #	G100630	569,475,237		負ののれん	3630101	0	
再評価に係る繰延税金資産	1580101	0		外為総括科目（負債）	3690101	0	
代理貸付	1450101	753,377,520		負債勘定合計	G300010	1,277,084,346,655	
支払承諾見返 #	G100700	611,428,631		株主資本 #	S500020	51,140,283,052	
貸倒引当金 #	G300800	▲ 6,667,826,283		評価・換算差額等 #	S500030	1,746,413,439	
投資損失引当金	1900101	0		新株予約権	5310101	0	
本支店勘定	G100800	0					
				純資産勘定合計	S500040	52,886,696,491	
外為総括科目（資産）	1980101	0		負債勘定・純資産勘定合計	S300110	1,329,971,043,146	
資産勘定合計	G100000	1,330,905,217,345		収益勘定合計	S800060	6,058,901,699	
損失勘定合計	S900080	5,124,727,500		当期利益	5900101	934,174,199	
合計	S100110	1,336,029,944,845		合計	S300120	1,336,029,944,845	

N005 #印は、内訳科目有りを示す。\*は、細目有りを示す。

総勘定元帳 (損益計算書)

店名 998 全店計

令和05年07月31日

(月)

勘定科目	科目コード	令和5年7月31日	備考	勘定科目	科目コード	令和5年7月31日	備考
経常費用	S900010	5,084,671,387		経常収益	S800010	6,058,901,699	
資金調達費用	S900020	45,148,082		資金運用収益	S800020	4,037,899,862	
預金利息	# G900010	12,075,035		貸出金利息	# G800010	3,868,642,358	
譲渡性預金利息	9030101	1,757,288		有価証券利息配当金	# G800060	112,551,581	
コールマネー利息	# G900140	326		コールローン利息	# G800100	136	
売現先利息	9060101	0		買現先利息	8080101	0	
売渡手形利息	9070101	0		買入手形利息	8090101	0	
借入金利息	# G900210	49,321		預け金利息	# G800170	48,904,757	
転換社債利息	9110101	0		金利スワップ受入利息	8130101	0	
金利スワップ支払利息	9130101	0		その他の受入利息	# G800210	7,799,680	
その他の支払利息	# G900280	990,565		給付補填備金戻入	8590101	1,350	
戻貸出金利息	# G900330	30,275,547					
役務取引等費用	S900030	818,367,571		役務取引等収益	S800070	1,114,202,345	
支払為替手数料	# G900380	37,347,529		受入為替手数料	# G800280	232,048,113	
その他の役務費用	# G900410	781,020,042		その他の役務収益	# G800310	882,154,232	
その他業務費用	S900040	14,422,363		その他業務収益	S800030	482,390	
外国為替売買損	# G900460	0		外国為替売買益	# G800340	0	
商品有価証券売買損	G900490	0		商品有価証券売買益	G800370	0	
商品有価証券償還損	G900510	0		商品有価証券償還益	G800390	0	
商品有価証券償却	G900530	0		国債等債券売却益	# G800410	0	
国債等債券売却損	# G900550	152,565		国債等債券償還益	# G800430	0	
国債等債券償還損	# G900570	4,856,000		金融派生商品収益	8160101	482,390	
国債等債券償却	# G900590	0		その他の業務収益	S800090	0	
金融派生商品費用	9234101	9,413,798					
その他の業務費用	S900090	0					
営業経費	G900670	3,597,237,439					
人件費	# G900680	1,901,716,028					
物件費	G900690	1,525,318,952					
事務費	# 9331901	1,044,940,692					
福利厚生費	* 9332301	12,730,971					
預金保険料	9333125	77,601,000					
土地建物賃借料	* 9331101	90,828,947					
機械賃借料	* 9331301	28,070,486					
営繕費	* 9331501	16,605,805					
保守管理費	* 9332907	229,217,282					
損害保険料	9333127	25,323,769					
有形・無形固定資産償却	9330901	0		その他経常収益	S800040	143,364,493	
税金	9333501	170,202,459		貸倒引当金戻入額	# G800510	0	
その他経常費用	# S900060	55,007,284		償却債権取立益	G800540	539,961	
貸倒引当金繰入額	# G900710	0		株式等売却益	# G800560	118,719,615	
貸出金償却	# G900740	0		金銭の信託運用益	# G800580	▲ 745	
株式等売却損	# G900760	0		その他の経常収益	G800610	24,105,662	
株式等償却	# G900900	267,674		土地建物賃借料	8420101	13,998,656	
金銭の信託運用損	# G900780	0		雑収入	* G800630	1,156,952	
その他の経常費用	# G900810	54,739,610		雑益	* G800640	8,950,054	
本支店勘定利息	9680101	0		本支店勘定利息	8710101	0	
未収収益戻入	9650301	554,488,648		未払費用戻入	# G800670	762,952,609	
前受収益戻入	9520101	0		前払費用戻入	# G800690	0	
(経常利益金)	S900070	974,230,312					
特別損失	# S900100	40,056,113		特別利益	# S800050	0	
法人税・住民税及び事業税	# G901020	0					
法人税等調整額	9780101	0					
経常費用以外の損失計	S900110	40,056,113		経常収益以外の利益計	S800050	0	
損失勘定合計	S900080	5,124,727,500		収益勘定合計	S800060	6,058,901,699	
当期利益	S900101	934,174,199					
合計	S900120	6,058,901,699		合計	S800060	6,058,901,699	

N008 #印は、内訳科目有りを示す。 \*は、細目有りを示す。

# 四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社じもとホールディングス

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	9
第3 提出会社の状況 .....	10
1 株式等の状況 .....	10
(1) 株式の総数等 .....	10
(2) 新株予約権等の状況 .....	29
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	29
(5) 大株主の状況 .....	30
(6) 議決権の状況 .....	30
2 役員の状況 .....	30
第4 経理の状況 .....	31
1 四半期連結財務諸表 .....	32
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	32
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	33
四半期連結損益計算書 .....	33
四半期連結包括利益計算書 .....	34
2 その他 .....	46
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	47

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		2022年度 第1四半期 連結累計期間	2023年度 第1四半期 連結累計期間	2022年度
		(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	百万円	9,674	9,253	37,435
経常利益（△は経常損失）	百万円	1,435	809	△4,297
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	980	622	—
親会社株主に帰属する当期純 利益（△は親会社株主に帰属 する当期純損失）	百万円	—	—	△7,082
四半期包括利益	百万円	△10,841	1,200	—
包括利益	百万円	—	—	△22,520
純資産額	百万円	89,708	78,690	77,730
総資産額	百万円	2,730,587	2,690,932	2,659,272
1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05	—
1株当たり当期純利益（△は 1株当たり当期純損失）	円	—	—	△342.52
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益	円	8.71	4.81	—
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	円	—	—	—
自己資本比率	%	3.27	2.91	2.91

- (注) 1. 「1株当たり四半期純利益」、「1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
2. 2022年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末非支配株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、個人消費等は持ち直しており、緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社グループの営業エリアである宮城県経済及び山形県経済につきましても、一部に弱さがみられるものの、個人消費等に緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画の主要テーマである「本業支援の深化」、「業務変革(DX)」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。本計画を通じて、中小企業の業況改善と地域発展に貢献し、そのことが当社グループの収益改善にもつながる「共通価値の創造」の実現を目指しております。

当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は以下のとおりです。

当第1四半期連結会計期間末の連結財政状態につきましては、資産は、前連結会計年度末比316億59百万円増加の2兆6,909億32百万円、負債は、前連結会計年度末比306億99百万円増加の2兆6,122億41百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末比9億59百万円増加の786億90百万円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業等貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末比90億1百万円減少の1兆8,740億26百万円となりました。預金残高(譲渡性預金含む)は、個人預金および法人預金が減少したことから、前連結会計年度末比98億42百万円減少の2兆4,762億69百万円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向を勘案した運用を行ったことなどから、前連結会計年度末比45億66百万円増加の4,989億79百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金の減少等により資金運用収益が減少したことなどから、前第1四半期連結累計期間比4億20百万円減少の92億53百万円となりました。経常費用は、きらやか銀行における引当金の追加計上などにより、前第1四半期連結累計期間比2億6百万円増加の84億44百万円となりました。その結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比6億26百万円減少の8億9百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間比3億57百万円減少の6億22百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比6億8百万円減少の74億66百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比7億25百万円減少の7億32百万円となりました。

リース業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比84百万円増加の16億87百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比13百万円減少の66百万円となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比12百万円減少の2億73百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比2百万円増加の29百万円となりました。

#### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

##### ①会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

##### ②経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

### ③優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### <コロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた対応>

当社及びきらやか銀行は、2022年5月にコロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた検討を開始し、これまで金融庁と公的資金申請への相談を進めるとともに、きらやか銀行の体制整備を進めてまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多く地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、2023年4月28日の当社及びきらやか銀行の取締役会において、2023年9月を目途として公的資金の申請をすることを決定しております。

本公的資金の活用は、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

2023年6月開催の定時株主総会では、株主様に今般の決算内容を報告し、公的資金申請に向けた対応について説明を行っております。また、金融庁とは、公的資金の申請金額を含めて、今後の対応を相談しております。

#### <SBIグループと当社グループの経営全般の改善に関する追加支援の協議>

2023年4月28日の取締役会において、上記の公的資金申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社グループの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定しております。

これまで、SBIグループにおいては、資本業務提携を機に、当社に社外取締役1名を派遣しているほか、当社及びきらやか銀行と仙台銀行の取締役会や経営会議にオブザーバー2名が出席し、経営全般に係るアドバイスをいただいております。また今般、ガバナンス強化のため、上記の当社社外取締役1名がきらやか銀行非常勤取締役を兼務することで、同行の経営改善に直接関与いたします。

SBIグループと当社グループの間で、追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等を協議し、正式に決定次第開示してまいります。

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいります。

#### <きらやか銀行の業績回復への追加改善策>

きらやか銀行では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先を含む地元企業の抜本的な再生支援を見据え引当金を追加計上したことから、同行の2023年3月期の赤字額が大幅に拡大いたしました。

きらやか銀行は、業績回復への改善策（営業体制の刷新、店舗政策、経費削減等）を着実に実施しておりますが、更なる赤字拡大を踏まえて、改めて、同行の現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめ、役員数の削減、企業支援体制の強化、貸出審査体制の強化などの追加改善策を実施しています。

当社は、きらやか銀行の業績回復に向けて、同行が実施する改善策への関与を強化し、信用リスクを重点的に管理、監査します。また、仙台銀行は、同行常務取締役1名がきらやか銀行本店に常駐し、経営全般に関与するなど、今後も、じもとグループのパートナーとして、全面的な協力を行ってまいります。

#### <その他有価証券評価損益への対応>

きらやか銀行と仙台銀行は、SBIグループとの連携により、北米地域や欧州地域の国債・地方債など、信用力の高い外債ファンドを保有しておりますが、前連結会計年度において、海外金利の上昇により、両行のその他有価証券の評価損が拡大しました。

このため、両行では、さらなる評価損拡大を防止するため、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行っております。

今後も、当社グループは、SBIグループと協議し、再度、ファンド内にて信用力の高い海外債券（北米、欧州地域の国債等）に投資を行い、その収益の一部を評価損の解消に順次充当し、中長期的な解消に取り組んでまいります。

### ④研究開発活動

該当事項はありません。



国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億4百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比90百万円減少の8百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比と同等の0百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の△0百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比26百万円減少の8百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億5百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比1億17百万円減少の17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	6,287	0	—	6,288
	当第1四半期連結累計期間	5,704	0	—	5,705
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	6,348	1	0	6,349
	当第1四半期連結累計期間	5,758	1	0	5,758
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	60	0	0	60
	当第1四半期連結累計期間	53	0	0	53
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	621	0	—	622
	当第1四半期連結累計期間	603	△0	—	603
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	99	35	—	134
	当第1四半期連結累計期間	8	8	—	17
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	417	36	—	453
	当第1四半期連結累計期間	328	8	—	337
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	318	0	—	319
	当第1四半期連結累計期間	320	—	—	320

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間0百万円、当第1四半期連結累計期間0百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前第1四半期連結累計期間比24百万円増加の16億17百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第1四半期連結累計期間比43百万円増加の10億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	665	—	—	665
	当第1四半期連結累計期間	703	—	—	703
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	359	0	—	360
	当第1四半期連結累計期間	352	—	—	352
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
	当第1四半期連結累計期間	56	—	—	56
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	33	—	—	33
	当第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	19	—	—	19
	当第1四半期連結累計期間	17	—	—	17
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
	当第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
うち投信窓販業務	前第1四半期連結累計期間	77	—	—	77
	当第1四半期連結累計期間	83	—	—	83
うち保険窓販業務	前第1四半期連結累計期間	283	—	—	283
	当第1四半期連結累計期間	257	—	—	257
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	82	0	—	82
	当第1四半期連結累計期間	84	0	—	84

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,354,106	168	—	2,354,274
	当第1四半期連結会計期間	2,296,223	5	—	2,296,229
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,540,630	—	—	1,540,630
	当第1四半期連結会計期間	1,556,003	—	—	1,556,003
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	807,439	—	—	807,439
	当第1四半期連結会計期間	734,300	—	—	734,300
うちその他	前第1四半期連結会計期間	6,035	168	—	6,204
	当第1四半期連結会計期間	5,919	5	—	5,925
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	179,785	—	—	179,785
	当第1四半期連結会計期間	180,039	—	—	180,039
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,533,891	168	—	2,534,060
	当第1四半期連結会計期間	2,476,263	5	—	2,476,269

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内業務部門（除く特別国際金融取引勘定分）	1,862,770	100.00	1,874,026	100.00
製造業	139,861	7.51	133,176	7.11
農業、林業	8,640	0.46	8,874	0.47
漁業	183	0.01	234	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	833	0.04	823	0.05
建設業	139,492	7.49	142,871	7.62
電気・ガス・熱供給・水道業	12,064	0.65	13,137	0.70
情報通信業	12,738	0.68	12,565	0.67
運輸業、郵便業	46,482	2.50	43,667	2.33
卸売業、小売業	129,927	6.98	128,472	6.86
金融業、保険業	101,730	5.46	91,816	4.90
不動産業、物品賃貸業	419,570	22.52	423,163	22.58
各種サービス業	203,680	10.93	203,210	10.84
地方公共団体	99,255	5.33	90,007	4.80
その他	548,298	29.44	581,994	31.06
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,862,770	—	1,874,026	—

（注）「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	198,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
E種優先株式	20,000,000
計	198,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、198,000,000株であり、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、上記のとおり定款に規定しております。

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,540,263	21,540,263	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 2, 3, 10
B種優先株式 (注) 1	13,000,000	13,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 6, 9, 10
C種優先株式 (注) 1	10,000,000	10,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 7, 9, 10
D種優先株式 (注) 1	5,000,000	5,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 8, 9, 10
計	49,540,263	49,540,263	—	—

(注) 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

##### ① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。

ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、B種優先株式においては(注)6.(5)⑧、C種優先株式においては(注)7.(5)⑧、D種優先株式においては(注)8.(5)⑧、に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

##### ② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

- (3) 行使価額等の上限  
B種優先株式 取得価額には上限を設けない。  
C種優先株式 取得価額には上限を設けない。  
D種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- (4) 行使価額等の下限  
B種優先株式 302円を6.5で除した金額（ただし、（注）6.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。  
C種優先株式 55円（ただし、（注）7.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。  
D種優先株式 148円（ただし、（注）8.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。
- (5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「B種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「B種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{初年度B種優先配当金} \div \text{B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）}$$

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、 $182/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）}$$

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（同日が銀行休業日の場

合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。



(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第I種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、上記(3) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て
- ① 分割または併合  
当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て  
当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (9) 優先順位  
B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。
- (10) 法令変更等  
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (11) その他  
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- (12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め  
該当事項なし
- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め  
当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) C種優先配当金

① C種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「C種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② C種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

C種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

- イ. C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。



(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

C種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

- (1) D種優先配当金

- ① D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「D種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② D種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）  
（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）  
調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (B) 株式の分割をする場合  
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）  
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。  
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合  
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。  
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

- (F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。



(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

D種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

10. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

なお、上記株式併合の効力が発生することに伴い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、下記のとおり取得価額および下限取得価額が調整されております。

(1) 取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	1,159円	116円
② じもとホールディングスC種優先株式	1,159円	116円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(2) 下限取得価額の調整

(銘柄)	(調整後下限取得価額)	(調整前下限取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	464円	302円を6.5で 除した金額 (注)
② じもとホールディングスC種優先株式	549円	55円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(注) B種優先株式の調整前下限取得価額は、発行要項に「302円を6.5で除した額」と規定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	49,540	—	18,750	—	17,250

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 13,000,000 C種優先株式 10,000,000 D種優先株式 5,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 50,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式（単元株式数100）
完全議決権株式（その他）	普通株式 (注) 2 21,104,600	211,046	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式（単元株式数100）
単元未満株式	普通株式 (注) 3 384,963	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	49,540,263	—	—
総株主の議決権	—	211,046	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「株式給付信託（BBT）」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する51,500株（議決権の数515個）が含まれております。

なお、当該議決権の数515個は、議決権不行使となっております。

3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式99株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	50,700	—	50,700	0.10
計	—	50,700	—	50,700	0.10

(注) 「株式給付信託（BBT）」の導入に伴う、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）名義の当社株式51,500株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	222,274	257,365
買入金銭債権	765	780
金銭の信託	2,920	2,911
有価証券	※1, ※2 494,413	※1, ※2 498,979
貸出金	※1 1,883,027	※1 1,874,026
外国為替	※1 310	※1 317
リース債権及びリース投資資産	※1 12,483	※1 12,550
その他資産	※1 31,859	※1 32,789
有形固定資産	21,838	21,044
無形固定資産	1,299	1,673
退職給付に係る資産	3,587	3,713
繰延税金資産	165	155
支払承諾見返	※1 5,778	※1 6,209
貸倒引当金	△21,453	△21,585
資産の部合計	2,659,272	2,690,932
<b>負債の部</b>		
預金	2,306,818	2,296,229
譲渡性預金	179,293	180,039
借入金	68,922	108,889
その他負債	17,953	18,204
賞与引当金	374	187
退職給付に係る負債	105	107
睡眠預金払戻損失引当金	199	142
偶発損失引当金	480	467
繰延税金負債	248	566
再評価に係る繰延税金負債	1,368	1,197
支払承諾	5,778	6,209
負債の部合計	2,581,541	2,612,241
<b>純資産の部</b>		
資本金	18,750	18,750
資本剰余金	68,879	68,879
利益剰余金	19,042	19,816
自己株式	△92	△92
株主資本合計	106,579	107,354
その他有価証券評価差額金	△31,095	△30,542
土地再評価差額金	3,064	2,672
退職給付に係る調整累計額	△1,045	△1,026
その他の包括利益累計額合計	△29,076	△28,895
非支配株主持分	227	232
純資産の部合計	77,730	78,690
負債及び純資産の部合計	2,659,272	2,690,932

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
資金運用収益	6,349	5,758
(うち貸出金利息)	5,427	5,505
(うち有価証券利息配当金)	831	175
役務取引等収益	1,593	1,617
その他業務収益	453	337
その他経常収益	※1 1,277	※1 1,540
経常費用	8,238	8,444
資金調達費用	60	53
(うち預金利息)	39	35
役務取引等費用	970	1,014
その他業務費用	319	320
営業経費	5,612	5,599
その他経常費用	※2 1,274	※2 1,457
経常利益	1,435	809
特別利益	0	667
固定資産処分益	0	3
収用補償金	—	664
特別損失	39	679
固定資産処分損	39	128
減損損失	—	550
税金等調整前四半期純利益	1,396	797
法人税、住民税及び事業税	76	17
法人税等調整額	345	153
法人税等合計	421	170
四半期純利益	974	626
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	980	622

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	974	626
その他の包括利益	△11,816	573
その他有価証券評価差額金	△11,838	554
退職給付に係る調整額	22	19
四半期包括利益	△10,841	1,200
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△10,835	1,195
非支配株主に係る四半期包括利益	△5	5

## 【注記事項】

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末44百万円、51千株、当第1四半期連結会計期間末44百万円、51千株であります。

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定)

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりました新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」という。）につきましては、2023年9月を目途とした申請に向けた対応を行っております。

(SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始)

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりましたSBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議につきましては、上記公的資金の申請にあわせて、SBIグループとの協議を進めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188百万円	8,268百万円
危険債権額	59,995百万円	60,254百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	5,202百万円	5,951百万円
合計額	73,386百万円	74,474百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
	26,810百万円	26,936百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
償却債権取立益	5百万円	49百万円
株式等売却益	5百万円	101百万円

- ※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
貸出金償却	3百万円	0百万円
貸倒引当金繰入	24百万円	132百万円
株式等償却	3百万円	2百万円
株式等売却損	9百万円	－百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	299百万円	313百万円



(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214	10.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	B種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	C種優先株式	130	13.06	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	D種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金

(注) 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	107	5.00	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	B種優先株式	1	0.11	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	C種優先株式	131	13.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	D種優先株式	0	0.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,928	1,589	9,518	170	9,688	△14	9,674
セグメント間の 内部経常収益	146	13	159	116	275	△275	—
計	8,074	1,603	9,677	286	9,964	△290	9,674
セグメント利益	1,457	79	1,536	26	1,563	△127	1,435

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。  
3. セグメント利益の調整額△127百万円は、セグメント間取引消去等です。  
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,434	1,673	9,107	159	9,267	△13	9,253
セグメント間の 内部経常収益	32	13	46	113	160	△160	—
計	7,466	1,687	9,154	273	9,427	△173	9,253
セグメント利益	732	66	798	29	827	△18	809

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。  
 3. セグメント利益の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去等です。  
 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産にかかる重要な減損損失）

「銀行業」セグメントにおいて、遊休資産（土地、建物等）について減損損失を計上しております。  
 なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては、550百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
貸出金	1,883,027		
貸倒引当金 (※2)	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
預金	2,306,818	2,306,903	85
借入金	68,922	68,932	10

(※1) 当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,530	6,460	△69
その他有価証券	488,837	488,837	—
貸出金	1,874,026		
貸倒引当金 (※2)	△20,240		
	1,853,785	1,861,494	7,709
預金	2,296,229	2,296,322	92
借入金	108,889	108,902	12

(※1) 当第1四半期連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 四半期連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
非上場株式 (※1) (※2)	1,917	1,901
組合出資金 (※3)	1,888	1,710

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 前連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。  
当第1四半期連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,259	—	—	5,259
地方債	—	42,890	—	42,890
社債	—	51,204	20,413	71,618
株式	2,335	—	—	2,335
その他	990	364,739	—	365,730

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の四半期連結貸借対照表計上額は1,003百万円であります。

(有価証券関係)

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,118	6,041	△77
合計	6,118	6,041	△77

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,530	6,460	△69
合計	6,530	6,460	△69

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2,391	2,787	395
債券	115,917	114,917	△1,000
国債	3,287	3,235	△51
地方債	43,312	42,996	△316
社債	69,316	68,684	△632
その他	397,303	366,784	△30,518
合計	515,612	484,489	△31,123

当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	1,770	2,335	564
債券	120,619	119,768	△851
国債	5,291	5,259	△32
地方債	43,139	42,890	△248
社債	72,188	71,618	△570
その他	397,012	366,733	△30,278
合計	519,402	488,837	△30,565

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額) とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間 (連結会計年度) の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、6百万円 (うち、債券6百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券

の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 : 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先 : 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先 : 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社



(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
うち役務取引等収益	1,593	1,617
預金・貸出業務	665	703
為替業務	360	352
証券関連業務	37	56
代理業務	33	37
保護預り・貸金庫業務	19	17
保証業務	13	13
投信窓販業務	77	83
保険窓販業務	283	257
その他	102	96

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株式の期中平均株式数	千株	21,459	21,437
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	8.71	4.81
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	91,023	107,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前第1四半期連結累計期間 31千株

当第1四半期連結累計期間 51千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木隆は、当社の第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

単体財務諸表

第1四半期財務諸表  
 (1) 第1四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
現金預け金	96,452	130,885
買入金銭債権	765	780
金銭の信託	2,920	2,911
有価証券	277,401	282,653
貸出金	903,348	908,198
外国為替	10	11
その他資産	11,169	11,511
有形固定資産	11,515	11,439
無形固定資産	547	544
前払年金費用	560	572
繰延税金資産	384	278
支払承諾見返	641	557
貸倒引当金	△ 6,667	△ 6,521
資産の部合計	1,299,051	1,343,822
負債の部		
預金	1,035,715	1,059,745
譲渡性預金	175,200	175,200
借入金	40,113	60,106
その他負債	6,113	6,656
賞与引当金	371	186
睡眠預金払戻損失引当金	89	58
偶発損失引当金	219	198
再評価に係る繰延税金負債	915	915
支払承諾	641	557
負債の部合計	1,259,379	1,303,625
純資産の部		
資本金	22,735	22,735
資本剰余金	11,039	11,039
利益剰余金	17,637	17,760
株主資本合計	51,411	51,534
その他有価証券評価差額金	△ 13,486	△ 13,083
土地再評価差額金	1,746	1,746
評価・換算差額等合計	△ 11,739	△ 11,337
純資産の部合計	39,671	40,197
負債及び純資産の部合計	1,299,051	1,343,822



単体財務諸表

(2) 第1四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	3,928	3,795
資金運用収益	3,134	2,785
(うち貸出金利息)	2,590	2,665
(うち有価証券利息配当金)	489	77
役務取引等収益	700	723
その他業務収益	72	0
その他経常収益	20	286
経常費用	3,219	3,253
資金調達費用	21	13
(うち預金利息)	14	11
役務取引等費用	572	608
その他業務費用	12	24
営業経費	2,533	2,544
その他経常費用	79	61
経常利益	709	542
特別利益	0	-
固定資産処分益	0	-
特別損失	39	38
固定資産処分損	39	35
減損損失	-	2
税引前四半期純利益	670	504
法人税、住民税及び事業税	66	4
法人税等調整額	126	106
法人税等合計	192	110
四半期純利益	477	393

### 内閣府令第15条第2項第2号

- ・ 法第4条第1項第2号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、内閣府令第3条第2号から第4号までに掲げる書類
- ・ 内閣府令第3条第1項第3号に掲げる書類

項 目	添 付 書 類 名
代表者が第2号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面	・ 代表者による記載事項について適正であることの確認書

- ・ 内閣府令第3条第1項第4号に掲げる書類

項 目	添 付 書 類 名
第2号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書面	・ (単体) (連結) 独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

記載事項について適正であることの確認書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社じもとホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 隆

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社仙台銀行  
代表取締役頭取 鈴木 隆

株式会社じもとホールディングスおよび株式会社仙台銀行が、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第3条第1項第2号に規定する以下の書類につきまして、記載された事項が適正であることを確認しております。

記

1. 株式会社じもとホールディングス

- ・ 第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表及び第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書
- ・ 連結自己資本比率の状況
- ・ 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
- ・ 四半期報告書（第12期第1四半期）

2. 株式会社仙台銀行

- ・ 第102期末（2023年3月31日現在）貸借対照表及び第102期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）損益計算書（単体）
- ・ 第102期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表及び第102期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書
- ・ 自己資本比率の状況（単体）
- ・ 連結自己資本比率の状況
- ・ 第102期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単体）
- ・ 第102期（2023年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
- ・ 総勘定元帳（2023年7月31日現在）
- ・ 第103期第1四半期末（2023年6月30日現在）貸借対照表及び第103期第1四半期末（2023年4月1日から2023年6月30日まで）損益計算書

以上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第11期

〔 2022年4月1日  
2023年3月31日 〕

## 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社じもとホールディングス

第11期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	933	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	2	未払法人税等	6
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	42	未払配当金	32
その他	5	預り金	1
流動資産合計	984	その他の	8
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	56
有形固定資産		固 定 負 債	
工具、器具及び備品	2	そ の 他	5
有形固定資産合計	2	固 定 負 債 合 計	5
無形固定資産		負債の部合計	61
ソフトウェア	0	(純資産の部)	
無形固定資産合計	0	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	18,750
関係会社株式	97,066	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資本準備金	17,250
繰延税金資産	3	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	97,077	資 本 剰 余 金 合 計	78,118
固定資産合計	97,079	利 益 剰 余 金	
繰 延 資 産		その他利益剰余金	1,230
株式交付費	3	繰越利益剰余金	1,230
繰延資産合計	3	利 益 剰 余 金 合 計	1,230
		自 己 株 式	△ 92
		株 主 資 本 合 計	98,007
		純資産の部合計	98,007
資産の部合計	98,068	負債及び純資産の部合計	98,068



第11期 ( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
手数料収入	378	
受取配当金	237	
営業収益合計		615
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	361	
営業費用合計		361
営業利益		253
営 業 外 収 益		
受取利息	0	
受取家賃	8	
雑収入	8	
営業外収益合計		16
営 業 外 費 用		
株式交付費償却	4	
雑損失	3	
営業外費用合計		7
経常利益		263
税引前当期純利益		263
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	0	
法人税等合計		9
当期純利益		254

第11期

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

## 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,615	1,615	△ 86	98,398	98,398
当期変動額									
剰余金の配当					△ 639	△ 639		△ 639	△ 639
当期純利益					254	254		254	254
自己株式の取得							△ 10	△ 10	△ 10
自己株式の処分			△ 0	△ 0			4	4	4
当期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	△ 385	△ 385	△ 5	△ 390	△ 390
当期末残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,230	1,230	△ 92	98,007	98,007

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年 ～ 15年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

#### 4. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 追加情報

### (株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

#### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44 百万円、51 千株であります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権  
現金及び預金 933 百万円  
未収収益 0 百万円
3. 関係会社に対する金銭債務  
その他 8 百万円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
  - (1) 営業取引による取引高  
営業収益  
手数料収入 378 百万円  
受取配当金 237 百万円  
販売費及び一般管理費 133 百万円
  - (2) 営業取引以外の取引による取引高  
営業外収益  
受取利息 0 百万円  
受取家賃 8 百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	注
合 計	80	25	3	102	

- (注) 1. 自己株式（普通株式）の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式がそれぞれ、31千株、51千株が含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の増加25千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式（普通株式）の減少3千株は、株式給付信託（BBT）に基づく対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求0千株であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払金	0
未払費用	2
未払事業税	1
繰延税金資産合計	<u>3</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>3</u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社きらやか銀行	山形県山形市	24,200	銀行業	所有直接100%	経営管理 役員兼任	経営管理料の受取(注1)	191	—	—
子会社	株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	22,735	銀行業	所有直接100%	経営管理 役員兼任	経営管理料の受取(注1)	186	—	—

(注) 1. 当社の業務予算に基づき、経営活動に必要な諸経費を鑑みて算定しております。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 1,766円68銭

2. 1株当たりの当期純損失金額 0円54銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

当社と連結子会社である株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」といいます。)について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてきたことによります。

(1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

(2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

2. SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社との間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

(1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

(2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。



# 第11期 附属明細書

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

株式会社じもとホールディングス

第11期〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 附属明細書

2023年●月●日作成

2023年●月●日備付

住	所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
会	社	名 株式会社じもとホールディングス
代	表	取 締 役 鈴木 隆

# 目 次

- 1 計算書類に関する事項
- 2 事業報告に関する事項

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

種 類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	償 却 累 計 額	償 却 累 率
有形固定資産	3	-	0	0	2	23	91.10%
無形固定資産	0	-	0	0	0	73	99.84%
計	3	-	0	0	2	97	97.57%

(2) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	6	
給 料 ・ 手 当	187	
法 定 福 利 費	23	
通 信 費	5	
水 道 光 熱 費	1	
保 険 料	5	
地 代 家 賃	20	
支 払 手 数 料	0	
会 議 費	4	
租 税 公 課	9	
外 部 報 酬	64	
保 守 料	22	
減 価 償 却 費	0	
雑 費	7	
そ の 他	1	
計	361	

(3) その他の重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の様況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	川越 浩司	株式会社きらやか銀行	代表取締役頭取	当社及び株式会社きらやか銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取締役	鈴木 隆	株式会社仙台銀行	代表取締役頭取	当社及び株式会社仙台銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取締役	川村 淳	株式会社きらやか銀行	取締役	
取締役	尾形 毅	株式会社仙台銀行	取締役	
取締役	斎藤 義明	株式会社仙台銀行	代表取締役専務	
取締役	鈴木 誠	株式会社きらやか銀行	代表取締役専務	
取締役	太田 順一	株式会社仙台銀行	代表取締役常務	
取締役	内田 巧一	株式会社きらやか銀行	常務取締役	
取締役	半田 稔		半田稔法律事務所所長	
取締役	長谷川 靖	地方創生パートナーズ株式会社	執行役員事務局長	
		SBI地銀ホールディングス株式会社	取締役	
		株式会社福島銀行	取締役	
取締役	佐竹 勤	株式会社コアテック	代表取締役会長	
取締役 (監査等委員)	遠藤 宏			
取締役 (監査等委員)	伊藤 吉明		伊藤公認会計士事務所所長	
取締役 (監査等委員)	高橋 節			
取締役 (監査等委員)	今野 純一			

### (2) その他の重要な事項

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社じもとホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月28日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加について、2023年9月を目途として申請することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 第11期

〔 2022年4月1日  
2023年3月31日 〕

## 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株式会社じもとホールディングス

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 銭 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 銭 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 価 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	2,581,541
その他の有形固定資産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ ェ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
その他の無形固定資産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
		純資産の部合計	77,730
資産の部合計	2,659,272	負債及び純資産の部合計	2,659,272

第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,435
資 金 運 用 収 益	23,556	
貸 出 金 利 息	22,030	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2	
預 け 金 利 息	295	
そ の 他 の 受 入 利 息	24	
役 務 取 引 等 収 益	6,693	
そ の 他 業 務 収 益	1,560	
そ の 他 経 常 収 益	5,623	
債 却 債 権 取 立 益	39	
株 式 等 売 却 益	402	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181	
経 常 費 用		41,733
資 金 調 達 費 用	233	
預 金 利 息	145	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	52	
そ の 他 の 支 払 利 息	29	
役 務 取 引 等 費 用	3,532	
そ の 他 業 務 費 用	1,418	
営 業 経 費	22,348	
そ の 他 経 常 費 用	14,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424	
経 常 損 失		4,297
特 別 利 益		36
固 定 資 産 処 分 益	9	
そ の 他 の 特 別 利 益	26	
特 別 損 失		546
固 定 資 産 処 分 損 失	99	
減 損 損 失	447	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418	
法 人 税 等 調 整 額	1,850	
法 人 税 等 合 計		2,269
当 期 純 損 失		7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		7,082

第11期

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期 純損失 (△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社  
会社名
- ・株式会社きらやか銀行
  - ・株式会社仙台銀行
  - ・きらやかカード株式会社
  - ・きらやかリース株式会社
  - ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
  - ・山形ビジネスサービス株式会社
  - ・株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1社  
会社名
- ・株式会社富士通山形インフォテクノ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物      2年 ～ 50年

その他      2年 ～ 20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,319百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結される子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。



## 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額(繰延税金負債相殺前)1,547百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当連結会計年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 2. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 21,453百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況であると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. (株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44百万円、51千株であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 141 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等でありませ

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188	百万円
危険債権額	59,995	百万円
三月以上延滞債権額	—	百万円
貸出条件緩和債権額	5,202	百万円
合計額	73,386	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,676百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	77,096	百万円
貸出金	24,713	百万円
その他資産	1	百万円

### 担保資産に対応する債務

預金	1,390	百万円
借入金	60,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券294百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金553百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、350,029百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が349,074百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,114百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,499百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,810百万円であります。
10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額43百万円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 270 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 3 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	2
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	宮城県	2
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	38
遊休	その他	宮城県	0
合計			447

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	—	—	21,540	
B種優先株式	13,000	—	—	13,000	
C種優先株式	10,000	—	—	10,000	
D種優先株式	5,000	—	—	5,000	
合 計	49,540	—	—	49,540	
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	(注) 1、2、3
合 計	80	25	3	102	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、31千株、51千株含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の増加25千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式（普通株式）の減少3千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214百万円	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	B種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	C種優先株式	130百万円	13.06円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	D種優先株式	一百万円	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	161百万円	7.50円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	B種優先株式	1百万円	0.11円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	C種優先株式	131百万円	13.10円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
	D種優先株式	0百万円	0.10円	2022年 9月30日	2022年 12月5日
合計		639百万円			

(注) 1. 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月22日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	107百万円	利益剰余金	5.00円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
B種優先株式	1百万円	利益剰余金	0.11円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
C種優先株式	131百万円	利益剰余金	13.10円	2023年 3月31日	2023年 6月23日
D種優先株式	0百万円	利益剰余金	0.10円	2023年 3月31日	2023年 6月23日

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

##### ② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

#### (4) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値



として管理しており、2023年3月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△6,972百万円（前連結会計年度末は21,157百万円）になります。

なお、当連結会計年度より、市場リスク量算定の方法を一部変更しており、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
(2) 貸出金	1,883,027		
貸倒引当金 (※2)	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
資産計	2,353,526	2,359,057	5,530
(1) 預金	2,306,818	2,306,903	85
(2) 譲渡性預金	179,293	179,293	0
(3) 借入金	68,922	68,932	10
負債計	2,555,033	2,555,129	95
デリバティブ取引 (※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	46	46	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	46	46	—

(※1) 当連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(※4) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	1,917
組合出資金 (※3)	1,888

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783
デリバティブ取引				
金利関連	—	46	—	46
資産計	6,682	456,123	20,728	483,534

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

#### ① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(※1)
	損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
989	—	11	—	—	—	1,000	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	6,041	6,041
貸出金	—	—	1,868,526	1,868,526
資産計	—	—	1,874,567	1,874,567
預金	—	2,306,903	—	2,306,903
譲渡性預金	—	179,293	—	179,293
借入金	—	60,793	8,138	68,932
負債計	—	2,546,991	8,138	2,555,129

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

## 有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

レベル2に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレーン・バナラ型）であるため、レベル2に分類しています。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.17%-0.65%	0.35%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※1）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,912	0	191	△375	-	-	20,728	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

## 有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,118	6,041	△77
	その他	—	—	—
	小計	6,118	6,041	△77
合計		6,118	6,041	△77

### 3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,697	1,127	570
	債券	18,516	18,401	114
	国債	—	—	—
	地方債	387	386	0
	社債	18,128	18,015	113
	その他	11,759	11,647	111
	小計	31,973	31,176	797
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,089	1,264	△175
	債券	96,400	97,515	△1,114
	国債	3,235	3,287	△51
	地方債	42,609	42,926	△317
	社債	50,555	51,301	△746
	その他	355,025	385,655	△30,630
	小計	452,515	484,436	△31,920
合計		484,489	515,612	△31,123

### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	30	29	△0
合計	30	29	△0

(売却の理由) 買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,378	374	21
債券	6,341	6	—
国債	6,191	6	—
地方債	—	—	—
社債	150	0	—
その他	927	27	—
合計	8,647	409	21

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社



## 金銭の信託に関する注記

### 1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,920	△0

### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	37,435
うち役務取引等収益	6,693
預金・貸出業務	2,859
為替業務	1,440
証券関連業務	248
代理業務	168
保護預り・貸金庫業務	22
保証業務	88
投信窓販業務	281
保険窓販業務	1,184
その他	400

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 810円27銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額 342円52銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

1. 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定

当社と連結子会社である株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2023年4月28日開催の両社の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律

(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」といいます。)について、2023年9月を目途として申請することを決定いたしました。

これは、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、公的資金の申請に向けた検討開始を決議したことを受け、これまで金融庁と公的資金の申請への相談を進め、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてきたことによります。

#### (1) 公的資金の申請をする目的

新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多く地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本公的資金を活用し、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

#### (2) 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込みの時期等については、今後検討してまいります。

### 2. SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始

2023年4月28日開催の取締役会において、上記公的資金の申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社との間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定いたしました。

#### (1) 経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始する目的

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

#### (2) 追加支援の内容

追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等については、今後協議してまいります。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 仙台銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社仙台銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第102期

〔 2022年4月1日 から  
2023年3月31日 まで 〕

## 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 仙台銀行

第102期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	96,452	預金	1,035,715
現金	14,522	当座預金	17,242
預け金	81,929	普通預金	727,813
買入金銭債権	765	貯蓄預金	6,604
金銭の信託	2,920	通知預金	873
有価証券	277,401	定期預金	275,385
国債	3,235	定期積金	4,987
地方債	35,759	その他の預金	2,809
社債	33,798	譲渡性預金	175,200
株式	2,155	借入金	40,113
その他の証券	202,452	借入金	40,113
貸出金	903,348	その他の負債	6,113
割引手形	1,315	未決済為替借	62
手形貸付	21,139	未払法人税等	379
証書貸付	822,113	未払費用	391
当座貸越	58,779	前受収益	348
外国為替	10	従業員預り金	126
外国他店預け	10	給付補填備金	0
その他の資産	11,169	資産除去債務	3
未決済為替貸	82	その他の負債	4,802
前払費用	60	賞与引当金	371
未収収益	554	睡眠預金払戻損失引当金	89
金融派生商品	46	偶発損失引当金	219
その他の資産	10,425	再評価に係る繰延税金負債	915
有形固定資産	11,515	支払承諾	641
建物	3,692	負債の部合計	1,259,379
土地	7,209	(純資産の部)	
建設仮勘定	39	資本金	22,735
その他の有形固定資産	573	資本剰余金	11,039
無形固定資産	547	資本準備金	11,039
ソフトウェア	484	利益剰余金	17,637
その他の無形固定資産	63	利益準備金	519
前払年金費用	560	その他利益剰余金	17,118
繰延税金資産	384	繰越利益剰余金	17,118
支払承諾見返	641	株主資本合計	51,411
貸倒引当金	△ 6,667	その他有価証券評価差額金	△ 13,486
		土地再評価差額金	1,746
		評価・換算差額等合計	△ 11,739
		純資産の部合計	39,671
資産の部合計	1,299,051	負債及び純資産の部合計	1,299,051

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常	収益		14,700
資金運用	収益	11,370	
貸出金	利息	10,578	
有価証券	利息配当	604	
コール	ローン	2	
預け	金	160	
その他	の受入	24	
役員	業務取引等	2,908	
受入	為替	647	
その他	の役員	2,261	
その	の他	102	
商品	有価証券	0	
国債	等債	6	
国債	等債	3	
金融	派生	92	
その	の他	318	
償却	債権	3	
株式	等	222	
その	の他	92	
経常	費用		13,209
資金調達	費用	79	
預渡	金	50	
譲渡	性	5	
コール	マ	0	
借入	金	0	
金利	スワップ	19	
その他	の	3	
役員	業務取引等	2,049	
支払	為替	102	
その他	の役員	1,946	
その	の他	205	
外国	為替	0	
国債	等債	0	
国債	等債	204	
営業	経常	10,035	
その	の他	839	
貸倒	引当	566	
株式	等	21	
金銭	の信託	26	
その	の他	224	
経常	特別		1,491
特	別		9
固定	資産	9	
特	別		88
固定	資産	66	
減損	損	22	
税引	前当期		1,411
法人	税、住民	372	
税法	人税等	△ 118	
法人	税等		254
当期	純		1,157

第102期〔 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで 〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金						利益剰余金合計
当 期 首 残 高	22,735	11,039	—	11,039	511	16,003	16,515	50,289	△ 5,429	1,746	△ 3,683	46,606
当 期 変 動 額												
利 益 準 備 金 の 積 立					7	△ 7	—	—				—
剰 余 金 の 配 当						△ 35	△ 35	△ 35				△ 35
当 期 純 利 益						1,157	1,157	1,157				1,157
優先株式の取得請求権の行使に伴う金銭の交付			△ 0	△ 0				△ 0				△ 0
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0		△ 0	△ 0	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△ 8,056		△ 8,056	△ 8,056
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	7	1,114	1,121	1,121	△ 8,056	—	△ 8,056	△ 6,934
当 期 末 残 高	22,735	11,039	—	11,039	519	17,118	17,637	51,411	△ 13,486	1,746	△ 11,739	39,671



## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は845百万円であります。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

#### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

### 7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 8. ヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

#### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### 9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

## 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の金額（繰延税金負債相殺前） 569百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

#### ② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当事業年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

#### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### 2. 貸倒引当金

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額 6,667百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「（1）貸倒引当金」に記載しております。

## ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当事業年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当事業年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況にあると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

## ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,865百万円
危険債権額	25,055百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,383百万円
合計額	30,304百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,315 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0 百万円
有価証券	51,628 百万円
貸出金	24,713 百万円
その他資産	1 百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,106 百万円
借入金	40,000 百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券 294 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円、敷金保証金 119 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、183,263 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 182,308 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（1991 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 383 百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 6,620 百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 266 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 8,789 百万円であります。

9. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 13 百万円

10. 関係会社に対する金銭債権総額 1,004 百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 1,014 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	6百万円
役員取引等に係る収益総額	0百万円
その他経常取引に係る収益総額	3百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
その他の取引に係る費用総額	124百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県大崎市	遊休	土地	2
		建物	11
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市青葉区	店舗外現金自動設備	建物	2
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市太白区	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県角田市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県柴田郡柴田町	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市若林区	遊休	建物	5
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
第I種優先株式	—	20,000	20,000	—	注1、2
合計	—	20,000	20,000	—	

(注) 1. 増加は種類株式の取得事由の発生に伴うものであります。

2. 減少は消却に伴うものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	492	493	0
	その他	—	—	—
	小計	492	493	0
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,296	8,208	△87
	その他	—	—	—
	小計	8,296	8,208	△87
合計		8,789	8,702	△86

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	50
関連法人等株式	—

4. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,084	834	249
	債券	4,232	4,224	8
	国債	—	—	—
	地方債	387	386	0
	短期社債	—	—	—
	社債	3,845	3,837	7
	その他	681	655	26
	小計	5,998	5,714	284
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	816	888	△71
	債券	59,772	60,012	△240
	国債	3,235	3,287	△51
	地方債	35,372	35,510	△137
	短期社債	—	—	—
	社債	21,164	21,214	△50
	その他	201,163	214,640	△13,476
	小計	261,752	275,541	△13,788
合計	267,751	281,255	△13,504	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	204
組合出資金	606

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	30	29	△0
合計	30	29	△0

(売却の理由) 買入消却実施のため。



6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,249	195	21
債券	6,191	6	—
国債	6,191	6	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	927	27	—
合計	8,367	229	21

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,920	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当ございません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,085 百万円
有価証券償却	92
減損損失及び減価償却超過額	137
その他	<u>523</u>
繰延税金資産小計	2,839
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,269
評価性引当額小計	<u>△2,269</u>
繰延税金資産合計	569
繰延税金負債	
前払年金費用	△171
その他	<u>△13</u>
繰延税金負債合計	△184
繰延税金資産の純額	<u>384 百万円</u>

(関連当事者情報)

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及びその 近親者	堀内 松子	—	—	不動産 賃貸業	—	金銭貸借 関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	96
役員及びその 近親者	堀内 登	—	—	不動産 賃貸業	—	金銭貸借 関係	貸付金の返済 利息の受取	0 0	貸出金	23
親会社の役員 及びその 近親者が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	株式会社 ハギワラ	宮城県 仙台市 青葉区	15	屋根工事業	—	金銭貸借 関係	貸付金の返済 利息の受取	- 0	貸出金	15

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,140 円 75 銭
1株当たりの当期純利益金額	133 円 48 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	50 円 50 銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 第 102 期 附属明細書

〔 2022年 4月 1日 から  
2023年 3月31日 まで 〕

株 式 会 社

仙 台 銀 行

第102期       $\left[ \begin{array}{l} 2022年 4月 1日 から \\ 2023年 3月 31日 まで \end{array} \right]$  附属明細書

住 所      仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社      仙 台 銀 行

取締役頭取      鈴 木   隆

2023年5月●日作成

2023年●月●日備付

# 目 次

- 1 計算書類に関する事項
  - (1) 有形固定資産及び無形固定資産
  - (2) 引当金
  - (3) 営業経費
  - (4) その他の重要な事項
- 2 事業報告に関する事項
  - (1) 会社役員<sup>の兼務</sup>の状況
  - (2) その他の重要な事項

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建物	3,528	457	19 (19)	274	3,692	3,996	51.98%
土地	7,233	14	38 (2)	—	7,209	291	3.88%
建設仮勘定	184	151	295	—	39	—	—
その他の有形 固定資産	592	172	0 (0)	190	573	2,841	83.20%
有形固定資産計	11,538	796	355 (22)	465	11,515	7,129	
無形固定資産							
ソフトウェア	439	197	5	147	484	1,808	78.87%
その他の無形 固定資産	60	136	133	0	63	1	1.69%
無形固定資産計	499	333	138	147	547	1,809	

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 償却累計率は小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当期減少額の( )内は減損損失の計上額であり、内書であります。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		当期末残高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	(4,518)	(4,914)	(698)	(3,819)	(4,914)	※1 洗替及び回収等 による取崩
	6,800	6,667	698	※1 6,101	6,667	
賞与引当金	363	371	363	—	371	
睡眠預金払戻 損失引当金	138	—	41	※2 8	89	※2 洗替による取崩
偶発損失引当金	186	219	—	※3 186	219	※3 洗替による取崩
計	7,488	7,259	1,102	6,296	7,348	

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 貸倒引当金の( )内は個別貸倒引当金であり、内書であります。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,140
退 職 給 付 費 用	143
福 利 厚 生 費	665
減 価 償 却 費	612
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	325
営 繕 費	21
消 耗 品 費	119
給 水 光 熱 費	94
旅 費	6
通 信 費	435
広 告 宣 伝 費	149
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	61
租 税 公 課	896
そ の 他	2,363
計	10,035

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) その他の重要な事項

該当ありません。

## 2 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の兼務の状況

区 分	氏 名	兼 務 会 社 名	役 職	摘 要
取 締 役	鈴 木 隆	(株)じもとホールディングス	代表取締役社長 (非常勤)	銀行法第7条第1項の規定に基づき認可を受けております。
		仙台空港鉄道(株)	監査役(非常勤)	
		(株)仙台放送	監査役(非常勤)	
		東北総合信用保証(株)	取締役(非常勤)	
	斎 藤 義 明	(株)じもとホールディングス	取締役(非常勤)	
		(株)河北ランド	取締役(非常勤)	
		(株)仙台港貿易促進センター	取締役(非常勤)	
		(株)東日本放送	監査役(非常勤)	
		宝来産業(株)	取締役(非常勤)	
	太 田 順 一	(株)じもとホールディングス	取締役(非常勤)	
		(株)東北電子計算センター	取締役(非常勤)	
		宝来産業(株)	監査役(非常勤)	
	坂 爪 敏 雄	(株)仙台銀キャピタル&コンサルティング	代表取締役 (非常勤)	銀行法第7条第1項の規定に基づき認可を受けております。
	尾 形 毅	(株)じもとホールディングス	常務取締役 総合企画部長	
	丹 野 俊 敬	宮城県開発(株)	監査役(非常勤)	
	堀 内 政 司	弁護士法人堀内法律事務所	弁護士	
取締役監査等委員	千 葉 裕 子	(株)仙台銀キャピタル&コンサルティング	監査役(非常勤)	
	柴 田 純 一	柴田公認会計士事務所	所長	

### (2) その他の重要な事項

該当ありません。



# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 仙台銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社仙台銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社仙台銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 第102期

〔2022年4月1日 から  
2023年3月31日 まで〕

## 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株式会社 仙台銀行

第102期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	96,452	預 金	1,035,634
買入金銭債権	765	譲渡性預金	175,200
金銭の信託	2,920	借 用 金	40,113
有価証券	277,352	その他負債	6,122
貸出金	903,348	賞与引当金	374
外国為替	10	睡眠預金払戻損失引当金	89
その他資産	11,170	偶発損失引当金	219
有形固定資産	11,515	再評価に係る繰延税金負債	915
建 物	3,692	支 払 承 諾	641
土 地	7,209	負債の部合計	1,259,309
建設仮勘定	39	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	573	資 本 金	22,735
無形固定資産	547	資本剰余金	11,039
ソフトウェア	484	利益剰余金	17,659
その他の無形固定資産	63	株主資本合計	51,433
退職給付に係る資産	470	その他有価証券評価差額金	△ 13,486
繰延税金資産	413	土地再評価差額金	1,746
支払承諾見返	641	退職給付に係る調整累計額	△ 62
貸倒引当金	△ 6,667	その他の包括利益累計額合計	△ 11,802
資産の部合計	1,298,941	純資産の部合計	39,631
		負債及び純資産の部合計	1,298,941

第102期 ( 2022年4月1日 から ) 連結損益計算書  
 ( 2023年3月31日 まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		14,761
資金運用収益	11,367	
貸出金利息	10,578	
有価証券利息配当金	601	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	160	
その他の受入利息	24	
役務取引等収益	2,966	
その他の業務収益	102	
その他の経常収益	325	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	321	
経常費用		13,258
資金調達費用	79	
預金利息	50	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	0	
その他の支払利息	22	
役務取引等費用	2,050	
その他の業務費用	205	
その他の経常費用	10,083	
貸倒引当金繰入額	839	
その他の経常費用	566	
その他の経常費用	273	
経常利益		1,503
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		88
固定資産処分損失	66	
減損損失	22	
税金等調整前当期純利益		1,424
法人税、住民税及び事業税	377	
法人税等調整額	△ 118	
法人税等合計		259
当期純利益		1,164
親会社株主に帰属する当期純利益		1,164

第102期 ( 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで )

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	22,735	11,039	16,530	50,304	△ 5,429	1,746	33	△ 3,649	46,655
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			△ 35	△ 35					△ 35
親会社株主に帰属する当 期純利益			1,164	1,164					1,164
優先株式の取得請求権の 行使に伴う金銭の交付		△ 0		△ 0					△ 0
利益剰余金から資本剰余 金への振替		0	△ 0	—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△ 8,057		△ 96	△ 8,153	△ 8,153
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,128	1,128	△ 8,057	—	△ 96	△ 8,153	△ 7,024
当 期 末 残 高	22,735	11,039	17,659	51,433	△ 13,486	1,746	△ 62	△ 11,802	39,631

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社  
会社名  
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング

- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 2年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は845百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理



(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(11) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

## 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額（繰延税金負債相殺前） 570百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）の要件に基づき企業分類を判断し、その企業分類に応じて、利益計画に基づいた課税所得の見積りにより将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる金額を計上しております。

#### ② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、利益計画に基づいた課税所得の見積りが特に重要となり、資金運用収益に係る貸出金や有価証券の期中平均残高及び利回り、役員取引等収益に係る諸手数料に関する取引件数及び単価等、営業経費に関連する人員数及び設備投資計画を主要な仮定としており、いずれも当連結会計年度の実績を踏まえて設定しております。

また、貸倒引当金繰入額等の与信関連費用は、過去の実績とその発生要因を踏まえて将来発生額を見積りしております。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### 2. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 6,667百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

なお、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度にわたり続くものと仮定しておりましたが、当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者は引き続き支援を必要としている状況にあると認識しております。こうしたなか、個別債務者へ及ぼす新型コロナウイルス感染症による影響については、個別債務者ごとに債務者区分の判定に織り込んでおり、その債務者区分に基づいて貸倒引当金を計上していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に対する貸倒引当金の追加計上は行っておりません。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症による個別債務者への影響を含め、個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,865百万円
危険債権額	25,055百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,383百万円
合計額	30,304百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,315百万円であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0百万円
有価証券	51,628百万円
貸出金	24,713百万円
その他資産	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,106百万円
借入金	40,000百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券294百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円、敷金保証金119百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、183,263百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が182,308百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 383百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 6,620百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 266百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,789百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損 21 百万円を含んでおります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県大崎市	遊休	土地	2
		建物	11
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市青葉区	店舗外現金自動設備	建物	2
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市太白区	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県角田市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県柴田郡柴田町	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市若林区	遊休	建物	5
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,086	26,690	—	34,776	注1
第I種優先株式	20,000	—	20,000	—	注1
合 計	28,086	26,690	20,000	34,776	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
第I種優先株式	—	20,000	20,000	—	注2、3
合 計	—	20,000	20,000	—	

(注) 1. 優先株式の取得請求権の行使により、当行が第I種優先株式20,000千株を取得するのと引換えに普通株式26,690千株を交付しております。2023年3月24日に行われた当行取締役会決議により当行が取得し保有する種類株式の全てを消却しております。

2. 増加は種類株式の取得事由の発生に伴うものであります。

3. 減少は消却に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	35百万円	4.40円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
	第I種優先株式	—	0.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
合計		35百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 6月22日 定時株主総会	普通株式	271百万円	利益剰余金	7.81円	2023年 3月31日	2023年 6月23日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下、「当行」と総称。)は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、保有株式を基にした株券オプション取引等を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

当行が利用しているデリバティブ取引は、主に近い将来の金利上昇局面に備えるための金利スワップ取引であり、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクに晒されておりますが、一定のポジション枠、損失限度額を定めた上で過大な市場リスクを回避しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的にリスク管理委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

##### ② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場金融部市場運用課とバック・オフィスである市場金融部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

##### (i) 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、銀行勘定の金利リスクやVaR及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日次で管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式等の価格変動リスクの管理については、特に株式下落リスクに留意し、投資銘柄の業種分散や1銘柄毎の投資限度額及び適切なポジション枠及びロスカットルールを設定し、過度なリスクテイクを回避することとし、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、株式の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、リスク統括部及び市場金融部担当役員に報告しております。

株式等の価格変動リスクについては、他の市場リスクのファクターとともに、経営会議及びリスク管理委員会に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資株式以外の上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補充しております。

2023年3月31日において、当該リスク量の大きさは△7,548百万円になります。

なお、当連結会計年度より、市場リスク量算定の方法を一部変更しており、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

なお、有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場金融部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理



や資金調達の状態を監視し、その監視状況をリスク管理委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,789	8,702	△86
その他有価証券	267,751	267,751	—
(2) 貸出金	903,348		
貸倒引当金（※1）	△6,609		
	896,738	900,853	4,114
資産計	1,173,279	1,177,307	4,027
(1) 預金	1,035,634	1,035,649	15
(2) 譲渡性預金	175,200	175,200	0
(3) 借入金	40,113	40,104	△8
負債計	1,250,947	1,250,954	6
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	46	46	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	46	46	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

（※3）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	204
組合出資金（※2）	606

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	35,759	—	35,759
社債	—	25,009	—	25,009
株式	1,901	—	—	1,901
その他	659	201,186	—	201,845
デリバティブ取引				
金利関連	—	46	—	46
資産計	5,796	262,001	—	267,797

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項を適用した投資信託等については、該当ありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	8,702	8,702
貸出金	—	—	900,853	900,853
資産計	—	—	909,555	909,555
預金	—	1,035,649	—	1,035,649
譲渡性預金	—	175,200	—	175,200
借入金	—	40,104	—	40,104
負債計	—	1,250,954	—	1,250,954

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

レベル2に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレーン・バニラ型）であるため、レベル2に分類しています。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	14,761
うち役務取引等収益	2,966
預金・貸出業務	943
為替業務	647
証券関連業務	139
代理業務	207
保護預り・貸金庫業務	11
保証業務	15
投信窓販業務	143

保険窓販業務	625
その他	231

(注) 役員取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,139 円 59 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	134 円 29 銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	50 円 81 銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。